

# 商 業 政 策

## 序 文

關稅問題は私が三十年前學生であつた時から興味を感じた所の問題であり、卒業論文の問題でもあつた。爾來これに關して斷續的に講義したこともあり、多少研究したこともあつた。最近には雜誌『企業と社會』の執筆、ジュネーヴの國際經濟會議、自由通商協會の關係などで關稅の實際問題にも幾分觸れることゝなつた。併しながら考へて見れば自分で理論上進歩したと思ふことは何もない。唯一般的に人間社會の現象を觀る眼が聊か出來て來たかと思ふだけである。是はいはゞ年の功に外ならぬ。併しながら日本は此三十年間に非常に變化した。世界も大いに變化した。今からの三十年間に又非常に變化するだらう。特に歐洲大戰後の日本は確かに一轉機を経過しつゝある。従つて同じ一の理論でもその實際の現はれ方は變つて行かねばならぬ。本書を書き終つてから、目次を作つて見ると、資料の蒐集につき、又事實の解釋につき自分の力の足らないことがよくわかる。今から奮發して足らぬ所を補ひたいといふ慾も起つて來る。これのみならず全體の構想を一變させて見たくもなる。兎も角幸にして同學先輩の忠言を得られたら、何とか今少しでも新しいものにして見たい。此のまゝにしては置きたくない。

本書を作るには大學でする講義を文章に綴るといふ心持で行つた。實際山中篤太郎、小田橋貞壽兩學士の親切に任せて口授を筆記してもらつたゞけのものである。それでも雜用に妨げられつゝ此仕事を仕上げるのは仲々樂ではなかつた。書き初めた時は今年の早い氣候にしてもまだ櫻の咲き出す前であつた。其後椿が咲き、木蓮が咲き、藤が咲き、それが皆散つてしまつて、今では遅いつゝじが満開である。其間春の休暇に旅行もせずして自宅の花ばかりを見て過したのである。出來上つたものは貧弱で、一向満足しないが、やはり一仕事したといふ感はある。自分を助け勵まして此一仕事をさせてくれた兩學士の友情に對して深き感謝の念が湧いて來る。

一九三〇年五月六日春雨絲の如く降る日

上 田 貞 次 郎

目 次

第一章	對外商業政策の意義	九
第二章	外國貿易と國際貸借	二〇
第三章	關稅制度	二六
第一	對外商業政策の手段	二九
第二	輸出入禁止及制限	三〇
第三	關稅の制定	三三
第四	關稅率	三四
第五	通商條約	三六
第六	植民地關稅及關稅同盟	三九
第七	保稅制度及自由港	四七
第四章	關稅理論	五一
輸入稅理論		五一

第一	輸入税は何人が支拂ふか	.....	一五
第二	財政關稅と保護關稅	.....	一五
一	財政關稅	.....	一五
二	保護關稅	.....	一五
第三	保護關稅の稅率	.....	一六
第四	ダンピング(不當廉賣)	.....	一六
第五	保護關稅と生産獎勵金	.....	一七
	輸出稅理論		
第一	輸出税は何人が支拂ふか	.....	一七
第二	財政的輸出税と保护的輸出税	.....	一七
	輸出獎勵金及輸入獎勵金		
第一	輸出獎勵金	.....	一八
第二	輸入獎勵金	.....	一八
	第五章 保護關稅の論據		
第一	國際分業の弊害の防止	.....	一八
第二	幼稚産業の保護(教育關稅)	.....	一八
第三	舊産業の維持(維持關稅)	.....	一九
第四	軍器及食糧自給の必要(國防關稅)	.....	一九

第五	社會的關稅	.....	二九六
第六	條約協定の基礎（交渉關稅）	.....	三〇一
第七	ダンピング防止關稅	.....	三〇四
第八	金の流出の防止	.....	三〇七
第六章	自由貿易の論據	.....	三二〇
第一	國際分業の必要	.....	三二〇
第二	消費者の負擔	.....	三二四
第三	輸出産業の利害	.....	三二五
第四	獨占の弊害	.....	三二九
第五	政治上の關係	.....	三三一
第七章	關稅政策及び其學說の歴史	.....	三三三
第一	重商主義	.....	三三三
第二	アダム・スミス及びリカルド	.....	三三七
第三	英國の自由貿易	.....	三三五
一	十九世紀初期の英國關稅	.....	三三七
二	ビールの改革	.....	三四一
三	穀物關稅の撤廢	.....	三四二
四	自由貿易の完成	.....	三四五

第四	フリードリッヒ・リストと其時代	二四六
第五	佛獨の關稅政策	二五六
	一 十九世紀前半のドイツ關稅	二五五
	二 一八六〇年以前のフランス關稅	二五七
	三 一八七〇年以後の獨佛關稅	二五九
第六	米國の關稅	二六一
	一 アレキサンダー・ハミルトン	二六三
	二 ナポレオン戰爭後の關稅	二六五
	三 南北戰爭後の關稅	二六九
	四 歐洲大戰後の關稅	二七三
	五 保護關稅の事實と論據	二七五
第七	英帝國の關稅	二八〇
	一 英帝國の構成	二八一
	二 植民地の關稅自主	二八四
	三 帝國特惠關稅論	二八八
	四 歐洲大戰後の英國關稅	二九二
	五 インドの關稅	二九六
第八	歐洲戰後の關稅と國際聯盟	二九八
	一 國際聯盟	三〇〇

附 錄 商 業 政 策 年 表

二 大戰後の歐洲經濟	三〇二
三 國際聯盟と關稅政策	三〇五
第九 日本の關稅	三〇八
一 日本における産業革命	三〇九
二 通商條約と關稅	三一四
三 關稅政策の現狀	三二五
第十 支那の關稅	三三一
一 支那の對外關係	三三一
二 關稅自主權の束縛	三三四
三 最近の變化	三三六
附 錄 商 業 政 策 年 表	三四一

## 第一章 對外商業政策の意義

商業政策——對外商業政策——國民經濟と國際經濟——國民的自給自足と國際分業——自由貿易論、對、保護貿易論——近世國家の出現——列強の角逐——帝國主義——戰爭と貿易——外國貿易政策の變遷——重商主義の時代——産業革命以後の形勢——アダム・スミスの自由貿易論——リストの保護貿易論——國際貿易の發達——主要貿易品——主要貿易國——日本の世界貿易上の地位

茲に商業政策と云ふのは、對外商業政策、即ち外國貿易に關する政策である。獨逸に於て古くから經濟學の部門分に就いて一つの仕來りがあつて、經濟學を、經濟原論と經濟政策とに大別し、その經濟政策の中に、農業政策、工業政策、商業政策等を並べることになつてゐるので、我が國に於ても、この方法が採用されるやうになつた。然るに、その商業政策の中には更に內國商業政策と外國商業政策とを分けて取扱ふのが例となつて居たので、今でも獨逸の教科書にはこのやうな取扱ひ方をしたのがある。けれども、その內國商業政策と稱せられる部分は實際必ずしも內國商業のみを論ずるのでなくして、寧ろ内外を通じて商業の本質、形態等を論じたものであり、これに對して、外國商業政策の方は、外國貿易、即ち國境を越えての物資〔の出入〕に關する國家の政策を取扱ふことになつてゐるのだから、これを嚴格に考へるならば、必ずしも商業による物資の移動のみに限らず、すべて外國から物を取寄せ、若しくは、外國へ物を運び出す場合を含めて考へるのである。即ち、國境を越えて物資の出入すると云ふ點から見て、國家の政策を考へるのであつて、それが商業上の取引であるかと否とを問はない。例へば、政府が外國から軍艦の材料を直接に買入れるとか、又は海外企業家が外國に於て鐵道を敷くために、内地からその材料を運び出す、といふやうな場



合も、貿易商の手を経て行はるゝ普通の輸出入と同様に、取扱はなければならぬ。又それが現に税關の統計上に實際に現はれてゐる所である。此の如き次第で、所謂内國商業政策と外國商業政策との對立は理論上の體系として當を得たものではないのである。それ故に、近來は、商業の本質、形態等に就いては、商工經營とか、市場組織とかの題目で別にこれを取扱ふことゝなし、商業政策といへば、直ちに外國貿易政策のみを意味するやうな取扱ひ方が生じて來た。前記の理由から押して行けば、この場合に、商業政策と云ふのは嚴格な意に於ては或は當らずとも考へらるゝが、それは輸出入の大部分が商業上の取引であるから古い名稱をそのまま用ひるだけのことである。

そこで、外國貿易政策の意義は何であるかと云ふに、一言にしてこれを蔽へば、國民經濟の健全なる發達と世界經濟との關係を如何に調節するか、と云ふことである。申す迄もなく、現在の國家なるものは、民族的基礎の上に立つ所の政治上の團結であつて、各自絶對主權を主張し、經濟上、政治上に於て獨自の民族的發展を要求し、時としては戰爭に訴へてもその要求を貰かんとするやうな頗る物騒な状態である。斯の如き自主獨立の主權を主張する國家が世界中に五十九箇國ある。その中には民族的統一の完全に出來て居るイギリス、フランス、イタリー、日本のやうなものもあり、又一つの國土の中に種々の民族が混合して住居するために統一の完成されないバルカン地方の諸國、又は印度のやうな所もある。又は、種々の民族に屬するものが集つて新しき團結を作つて行く所のアメリカの如きものもある。尙その外に半獨立の自治植民地があり、又他の民族の作つた國家に附屬する所の植民地もある。けれども大體に於て、民族自決と云ふことは、今日世界の大勢であり、民族的統一の不完全なるものはこれを完全ならしむべく努力し、又半獨立の植民地は獨立せんとするか、若しくは本國の版圖内にあつて大きな聯合の一部にならんとして居る。斯の如き次第で、各國は皆獨立してその政治上、經濟上の發展を求めて居るが、他の一方に於て、産業、交通の進歩は國民經濟の範圍を乗り越えて國際的關係を密接ならしめ、所謂世界經濟の大組織を發展せしむる所の傾向があ

る。つまり、經濟上の進歩のために、國際分業の必要が生じ國境を越えて經濟上の交通を盛にしなければならなくなつて居る。前に申したやうな政治上の獨立と云ふ點から見れば、一國の自足自給を期せなければならぬが、經濟上の利益から云へば國際分業を進めて世界中の國々が共に興り共に倒れるやうな國際的經濟關係を進めなければならぬ。そこに政治と經濟との衝突とも云ふべき一種の矛盾が生じて居る。この矛盾を如何に調節するかと云ふことが外國貿易政策の眼目である。従つて、外國貿易、即ち國境を越えての物資の移動を促進、若しくは制限する所の方針を立てることが必要になつて来る。その世界的經濟交通の中に立つて一國の經濟を有利に進展せしむるために、幾分外國との貿易を制限して、國民經濟の獨立性を保存するがよい、と云ふものと、寧ろ國際交通を自由にして一國を國際分業組織の一分子たらしむるがよい、と云ふものと、二つの政策上の方針が相對立することになる。それが所謂保護貿易對自由貿易の論争の依つて生ずる所である。保護貿易と云ふのは、若し世界の自由競争に任せて置けば消滅してしまひさうな産業を特に自國內に於て、存続せしむることを目的とし、そのために外國品の輸入を制限することである。だからそれは貿易を保護するのではなくして、特殊の國內産業を保護すると云ふ意味である。貿易の側から云へば、寧ろ制限貿易と云ふべきである。固より保護論と云つても、國際貿易を全廢して鎖國をなすべしと云ふ程の極端説は無い。又自由貿易論と稱しても現在保護政策をとつて居る所の國に於て明日から絶對に國際交通の制限を一掃すべしと云ふものはない。結局は、程度問題である。個々の場合に就いて、一々保護か自由かを決する外はないのである。唯、實際政策として或る國民、或る時代に相應する所の大方針が立つて居なければならぬ。固定した目的と云ふよりも、寧ろ變動の傾向として何れの方向に向ふべきかを國民が決心しなければならぬ。そのために、矢張り、自由貿易論と保護貿易論との對立が起つて来るのである。

此の如く、對外商業政策は、一國の産業組織を左右せんとする所の大問題であるから、古來學者、政治家の注目す

る所となり、その政策の實行は、所謂近世國家の成立と共に始まつてゐる。歐洲では、中世には封建制度の下に各國の領土が細分されて居たから、國民的團結が弱く、従つて國家の政策と云ふものもなかつた。若しあつたとすれば、封建諸侯の間に獨立して居た所の自由都市がその一都市のために行つた所の政策位のものである。然るに、十六世紀以來、西、蘭、佛、英等の國王が、各々自國內の諸侯の力を抑へて中央集權の國家を築くやうになり、始めて、民族的國家の對立となり、所謂列強角逐の形勢を生じた。そこで、外交とか、同盟とか、平和とか、戦争とか、植民地の爭奪とか、云ふやうなことが始まつた。そして、國際貿易に對し、内國商業に對する以上の干涉政策を採るやうになつた。この列強角逐の状態は、近世の特色であつて、現今も尙繼續して居ることは申す迄もない。而も、十八、九世紀の産業革命により世界の交通が非常に便利になり、遠く離れた未開國との貿易並にその未開國に於ける天然資源の開發と云ふことが益々重要になつて來た。そこで一方にはアメリカの如き全く新しい強國が勃興し、又日本の如き歐洲以外の古い國が新たに西洋風の國家となつて、この角逐場裡に加はることゝなつた。そしてこれ等の列強が貿易と放資と植民とに於て競争することになつた。最近二、三十年間に流行語となつた所の「帝國主義」と云ふ言葉は如何なる意味であるか、その解釋は必ずしも一定して居ないけれども、大體未開國の領土及び産業を出来るだけ多く自國の政權の下に取込んで、國威、國權を張らんとする所の政策であると思ふ。さうすれば、帝國主義の起源は民族の對立と云ふことに在る。近頃の社會主義者は帝國主義を資本主義の所産と見て居るやうだが、それは現在に於て資本家企業家が民族的感情を利用してその私的利益を追求するの手段に供して居ると云ふ意味であつて、帝國主義そのものが資本主義から生れ出て來たと云ふ意味ではないと思ふ。民族的利己心の要求は資本主義に先立つて起り、又恐らくは資本主義以後にも續いて行くであらう。世界中が社會主義になるとしても、世界一國にならない限り、即ち民族的鬭爭が續く限り、帝國主義の本質は消滅するとは思はれない。帝國主義及び帝國主義的戰爭の消滅するためには、愛國心

が排他的のものでなくなり、國際心と調和するやうにならなければならぬ。近世に於ける列強角逐の間に發達して來た國際法の精神、即ち國際正義の精神が完成されなければならぬ。それが果して行はれるか否か、容易に斷定し得ないけれども、唯一つ豫想し得べしと思はれることは、若し將來に於て人類が戦争を廢止しなければ、戦争が人類を廢止すると云ふことである。精銳な科學力が戦争に應用されれば、戦争の破壊力は益々強烈となり、人類の文明は自殺することにならざるを得ない。殊に世界經濟が發達し、貿易、産業、金融が皆國際化されて來れば來る程、戦争の打撃は強く響く。一面に於て、世界經濟の發達、國際分業の發達は、各國民をして密接なる共同の利害關係を有せしむるが故に、それだけ戦争の爆發に對して用心深くならしめ、そこに戦争を少くする所の強い動機が働いてゐると云つて宜しい。併し乍ら、他面に於て、一旦戦争の起つた場合には各國民の受る損害は、交通貿易の幼稚なりし時代に比して、遙かに大きい。これは歐洲大戦争の與へた明白なる教訓である。

扱、右の如くにして、近世の世界は列強角逐の舞臺となつてゐるが、その事實が我等の問題なる外國貿易政策と如何に關連して來たかと云ふことを簡單に述べて見る。先に十六、七世紀の近世國家成立時代には、極端なる保護貿易政策が行はれたが、十八世紀に至つて、自由貿易の利益を説くものが多くなり、十九世紀には、保護政策は非常に緩和せられ、英國の如きは全然自由貿易を採用することゝなつた。それから十九世紀の終から二十世紀にかけて、アメリカ、ドイツなどが保護政策の下に勃興して來たが、併しそれでも十八世紀以前の狀態に比すれば、國際貿易上の障害は、餘程輕くなつてゐるのである。十八世紀以前の保護政策は、自由貿易論の元祖たるアダム・スミスによつて、マーカントェリズム、即ち重商主義と名付けられたものであつて、理論上誤りもあるが併し乍ら又當時の世界の狀態に照して、當然と思はれることもある。當時の思想では、凡そ國際貿易上一國の利益は他國の損失になると云ふ前提から割出されて居た。そして大體商品の輸出が輸入より多くなれば貿易は自國のために利益であるが、これに反して、

商品の輸入が輸出より多くなれば、貿易は自國の不利益になると考へられて居た。そのために、各國の政策は輸出禁止、輸入禁止、輸出税、輸入税、輸出奨励金、戻税、船舶交通の制限、一部貿易の獨占權等、凡ゆる方法を以て、外國との商業に干渉し、商品の輸出超過と金銀の輸入超過とを招來せんことに苦心したのである。然るにアダム・スミス以下の十八世紀の新思想家はこれ等の政策の誤りを指摘して、重商主義者は金銀を富と同一視するものであると云つた。重商主義者は金銀を過度に尊重するが故に、自國に金銀の鑛山を有せざる場合には、貿易上の輸出超過により外國から金銀を獲得するの外なしとして外國貿易を偏重するのであるが、抑々一國の富は輸入に對する輸出の超過によつて増すのではなくして、消費に對する生産の超過によつて増すのである。又輸出と輸入との關係は國際間の分業から起ることであつて、そのために甲が損するとか、乙が得するとか云ふことはない。商業が賣手と買手の双方を利益すると云ふことは、それが、國內だけに行はるゝ場合でも、國際間に行はるゝ場合でも、變りはない筈である。經濟上に於ては、外國の繁榮は毫も自國を害することなく、寧ろ自國の産業發達の一因となるものである、と唱へた。固よりこの自由貿易の議論には確固たる眞理が含まれて居るのみならず、實際に於て、國際貿易が發達すればその國際貿易に對する制限によつて個人的利益を害せられる所の商人なり、生産者なりが保護政策に反對するやうになる。そこで、各國の政策が自由貿易の方向に徐々に向けられた譯である。併し乍ら國家のため輸入超過が不利であり、輸出超過が利益であるとする所の思想は今日でも決して消滅した譯でなくして、寧ろ普通の民衆の頭には知らず／＼の間にこのことが前提されて居るやうである。現に我が國に於て國際貸借の改善と云ふことをこの單純なる誤解に基いて議論することが寧ろ一般の風をなして居る。我が國のみならず、歐米の輿論にもこの種の誤解が相當の勢力を有つて居るのであつて、仲々自由貿易の理論は充分理解されるに至らないのである。

右の如くにして、百六十年前にアダム・スミスの唱へた自由貿易の理論はまだ充分に理解されるに至らないのであ

るが、他の一方に於てこの自由貿易の理論そのものが必ずしもそのまま各國の政策として妥當なりとも云へない事情がある。そのためにこの自由貿易論に對する學問的の批評をなすものも現はれて來た。その批評の中の最も優れたものは、アメリカでハミルトン、ドイツでフリードリッヒ・リストである。この二人は何れも十八世紀の終から十九世紀の初めにかけての自國の狀態に鑑みて寧ろ保護政策を必要なりと認めたのである。その理由は本書の中に於て後に説明するやうに仲々複雑であるが、主要な點を挙げれば、各國民それ／＼政治上に獨立してゐる以上は、その國民としての生産力の發達を圖らなければならない。假令一時的には經濟上費用を要するとしても、永遠の生産力の發達、即ち一國の産業の基礎を築くと云ふことのためにはこれを忍ばなければならない。だからアダム・スミスの理論だけはこれを認めるけれどもそれだけで國の政策を決める譯には行かない。當時のアメリカの如き農業植民地、若しくは當時のドイツの如き工業上の後進國は、産業革命の先頭に立つた所のイギリスと同じ政策を採ることは出来ない。イギリスと自由貿易を行ふことは、つまり、イギリスをして工業品に就いての獨占者たらしめる所以であると云ふことである。それで、この説がドイツ、アメリカのみならず、その他の國々の政策上に行はれたと云ふことは、必ずしも誤りとは云へないのである。兎も角、保護政策は、眞實の必要に基くものもあり、又誤解に基くものもあり、偏狹なる愛國心に基くものもあるが、その原因の如何に拘らず、事實に於て行はれて居る。殊に最近歐洲大戦争は著しく各國の貿易政策を逆轉させて了つたことは争ふべからざる事實である。そして國際聯盟がしきりにその形勢の挽回に努めて居るが、今日の所では、まだその効果が現はれて來ないと云つて宜しい。

此の如く、國際分業に反對する所の國家の對立と云ふ事實は、三百年來嚴存して變ることなく、各國の政策も亦、必ずしも自由貿易に有利ではなかつたけれども、國際貿易そのものは、實に非常なる發達をなし、各國の好むと好まざるとに關係なく、各國民經濟は國際化されつゝある。十八世紀以前にはスペインとポルトガルとが世界の商權を二

分したとか、オランダが東洋貿易の覇權を握つたとか云つても、實際當時の重要貿易品の中に高價な絹織物、葡萄酒、香料等の奢侈品が數へられて居たやうな状態だから、外國貿易がそれ等の商業國民の日常生活に對してさほど實質的の重要さを占めて居たのでないことが分る。然るに、産業革命以來の海陸交通の進歩は申す迄もなく、東西南北の距離を非常に短縮し、運送費を非常に低減したから、價格の割合に重量容積の大なる食料品、原料品、機械類等が世界の極點から極點まで運ばれて、盛に賣行くやうになつた。現在主要の貿易品といへば、穀類、棉花、羊毛、石炭、木材、鐵鋼、織物、生絲等であつて、昔の重要品は雜貨類の中に姿を没して了つた。世界中五十二箇國の一九二六年の貿易額は、輸出合計五百八十一億圓、輸入合計六百十四億圓の巨額となつて居る。勿論一國の輸出は他の何れかの國の輸入に外ならざるが故に、この二つの數字は平均すべきものであつて、右の統計上に一割弱の差額の現はれて居るのは輸入の側に運賃、保險料等が加算されるためである。

そこで、この莫大な貿易が如何やうに各國の間に分たれて居るか、といへば、勿論均一平等ではない。十九世紀の産業上の發展が、歐洲から起つてゐるだけに、歐洲諸國、殊にイギリスは、何と云つても、物資集散の焦點をなして居る。これに反して、アジア、アメリカ、アフリカの諸國は、大抵貿易系統の末梢である。唯、北米合衆國が、既にヨーロッパに次ぐ所の一の焦點となり、日本も稍々そのやうな形にならんとして來た。これを數字で示せば、英米が世界貿易高の各一割四分強を占め、それよりずつと下つて佛獨が各々約七分づつ、更に下つて印度、カナダ、日本が各々三分強と云ふ順序である。併し、これを人口に割當つれば、英、白、蘭等は非常に多くして、日本の五、六倍に達し、印度、支那等は問題にならない程少い。カナダ、濠洲等とはとゞ交通不便の時代に自足的に發達した國でなくして、國際分業のために發達したと云つてもよいやうな國柄であるから、各々一人當りの貿易高は日本の七、八倍に達する。米國も同様の國柄であつたけれども、カナダや、濠洲よりも先に開けて、國內の分業が完成したから、一人當

り貿易額は寧ろ少くなつて、日本の二倍半位を示して居る、この人口一人當りの貿易額の多少は國民の日常生活が何程外國貿易に影響されるかを示す所の大體の指針と見てよい譯である。正確にいへば、國によつて生活程度の高い所と低い所があるから、この上更に各國民の消費高の一人當りを求めて、その消費高に對する貿易高の割合を出さなければならぬのであるが、そのやうな統計はまだ得られない。

日本に就いて云へば、開國以來六十年間の外國貿易の進歩は勿論非常なる勢であつて、明治元年の輸出入、計二百六十萬圓に對して、昭和四年は輸出二十二億一千萬圓、輸入二十三億八千萬圓、合計四十五億九千萬圓と云ふことになつてゐる。貨幣の購買力の變化があるから、前の數字に對して後の數字が何倍になると計算して見ても正確な真相は得られないけれども、兎も角、非常な増加であつて、それだけ外國貿易が我國民生活の上に大きな影響を有つやうになつた譯である。日本國民の總生産高の何割が輸出され、又消費高の何割が輸入されるか、と云ふことは、これを正確な數字を以て現はすだけの統計材料は缺けて居るが、唯内閣統計局が推算した所の大正十三年の國富一千億圓、國民所得百三十億圓といふ數字に對照して見るだけでも、右の貿易高の重要さが理解される。現に吾人の眼前にある一、二の事實を見ても、全國二百萬の農家が副業とする所の養蠶の産物なる生絲は八割以上外國へ輸出されて居り、又我が國第一の大工業たる木綿紡織はその原料全部を外國から取り、製品の半分は外國へ賣つて居る。その外多くの實例が同じ傾向を示し、人口の増加と共に食料、原料を外國から買ひ、これを使用して得たる製品を以て外國への支拂に當てなければならぬと云ふ傾向は、貿易表の上に歴然として現はれて居り、且今後益々強くその必要を感ぜしむるに至るであらう。

此の如き状態の下に我が國が自ら進んで益々國際分業の大組織の中に織込まれて行くべきか、又はその大勢に對して強きブレーキをかけ、所謂自足自給の途を講じなければならぬか、と云ふ問題は、結論の何れに歸するを問はず



國 名	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入
	年	次	年	次	年	次	年	次	
英 國	六三〇	七六〇	△	一、三〇〇	七七八	三、三三三	△	四、六四〇	二三
獨 逸	四九〇	五二五	△	三三	四、八〇〇	五、一三三	△	三三	六
佛 國	二七〇	三三七	△	三〇七	三、九三	三、九三	△	一	一〇
和 蘭	一六六	二二〇	△	〇	一、四三	一、九九	△	五七	八
白 耳 義	一〇七	一、七四	△	三七	一、〇八	一、三六	△	二〇〇	九
* 伊 太 利	九七	一、四二	△	四九	一、〇七	九三	△	二七	一
瑞 士	五〇〇	七三	△	一九	一、二九	一、八二	△	五三	三
瑞 典	三九	六六	△	七	七九	九〇	△	三二	三
芬 蘭	四七	四六	△	七	八二	八六	△	五	二
露 威 國	二五	四三	△	六	七四	八五	△	四	一
芬 蘭	一五	三〇	△	七	三〇	四八	△	二六	一
露 威 國	一、四三	一、三五	△	三	五〇	五二	△	二	一
西 牙 牙	四〇	四九	△	九	六〇	八九	△	三〇	一
葡 萄 牙	九	一九	△	二	五	一九	△	一	一

各 國 貿 易 高 表 (日米爲替四十九弗を標準として換算した。單位百萬圓。)\*印は一九二五年分。×は一九二四年分である。

頗る重大なる國策の一と云はねばならぬ。私からは自由通商論者であるが、本書は固より自由通商の宣傳を目的とするに非ず、冷靜に商業政策の理論と事實とを述べて、讀者をして自ら合理的な結論に達せしめんことを期する次第である。

國名	年次		輸出	輸入	△入出超	輸出	輸入	△入出超	輸出	輸入
	一九一三年	一九二六年								
波蘭										
×ラトビア										
*リニア										
*エストニア										
歐洲計	三、六七	二五、七五	△四、〇五	三六、一九	三三、〇三	△六、七三	三三	三三	三三	三三
*ギリシヤ	四	九	△	二六	二五	△	二五	二五	二五	二五
*ルーマニア	二六	三三	△	三三	三三	△	二六	二六	二六	二六
×ブルガリア	六	九	△	三	三	△	二	二	二	二
*土耳	一八	三九	△	二一	二一	△	二	二	二	二
*波東計	五三	七五	△	一九	一九	△	三	三	三	三
日本	六七	八九	△	二二	二二	△	二	二	二	二
支那	五	八	△	一	一	△	一	一	一	一
英領印度	一、三七	一、二五	△	四	四	△	七	七	七	七
蘭領印度	六〇	三七	△	二七	二七	△	三	三	三	三
馬來	四	八	△	四	四	△	六	六	六	六
比律賓	九	一〇	△	一	一	△	二	二	二	二
暹羅	六	五	△	一	一	△	三	三	三	三
佛領印度										
細亞計	四、七四	四、五〇	△	二四	二四	△	一	一	一	一

同上、一九一三年を  
一〇〇とする指數

通		南							北								
計	*アフリカ	新西蘭	濠洲	米計	其他の南米	コロンビア	ウルガイ	ペル	智利	ブラジル	アルゼンチン	計	其他の中米	玖馬	メキシコ	加奈陀	合衆國
七、六二	九、三三	三、二二	七、三三	二、八四	一、七六	一、三三	一、三三	九、一	三、〇七	一、〇〇	一、〇〇	六、七〇	一、五	三、八	三、〇〇	九、〇〇	五、〇九
四、六六	六、九七	三、三	七、七	二、四〇	一、五	一、〇	一、〇	六、一	三、三	一、〇九	九、九	五、五〇	一、五	三、〇	一、二	一、三	三、六八
△二、六七	三、六六	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
五、一三	一、四九	四、九	一、四七	四、二	一、八	一、三	一、九	一、九	四、七	一、〇四	一、六六	一、四七	一、九	八、九	六、二	二、六〇	九、八三
六、四三	一、二五	四、九	一、五七	三、七六	一、七	一、三	一、七	一、六	三、〇六	一、〇九	一、六三	三、二九	一、六	五、九	三、九	二、五八	九、〇三
△三、四〇	二、七四	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
二、五	一、五	三、三	一、九	一、四	一、〇	一、三	一、〇	一、五	二、一	一、三	一、六	二、〇	一、二	二、三	三、七	二、七九	一、九四
二、五	一、七四	三、〇	三、〇	二、四	一、九	一、三	一、七	一、七	二、七	一、九	一、七	三、九	一、四	二、〇	二、四	二、五	二、四八

安川雄之助氏『國際貿易』（日本評論社現代産業叢書第三卷）五一―八頁。

## 第二章 外國貿易と國際貸借

輸入超過果して恐るべきか——重商主義の舊思想——一會社員の家計と國民經濟——輸出入の差額と生産消費の差額——正貨の問題と國際貸借の問題——金銀の國際的分布についてのリカルドの學說——その中央銀行制度との關係——正貨流出の危險——貿易外の收入支出——英國——米國——日本——資本の移動——外資輸入——海外放資——十九世紀における英米の貿易と資本の移動——日本の貿易差額と外資

既に述べたる如く、外國貿易政策の問題は主として關稅政策にあるので、本書の取扱ふ事項も亦それに外ならぬのである。けれども其の主たる問題の研究に入る前に外國貿易と國際貸借との關係、又國際貸借と貨幣との關係について一應簡單なる考察を試みたいと思ふ。此の問題は本來商業政策よりも、寧ろ貨幣論の側に屬するのだから、こゝでは極めて簡單に取扱つて置かねばならぬ。こゝに此の問題を取扱ふ理由は我が國に於いて國際貸借といふこと、従つて貿易上の輸出超過又は輸入超過といふことが非常に重要視せられ、時としては不當にこれを重要視するやうな誤解が行はれてゐると思ふからである。即ち今日の如く輸入超過が繼續すれば、やがて國が破産するかの如くに考へ、輸入超過恐るべしといふ叫びが屢々聞えるのである。外國貿易は結局物と物との交換であるから、輸入と輸出は一時食ひ違ひがあつても早晚一致すべき道理であつて、無限の輸入超過といふことは勿論あり得ない。而かも、輸入超過は輸入超過なるが故に恐るべしといふ理由は毫も認めることが出来ないものである。しかし此の誤解は我が國だけのことではない。歐米でも重商主義の思想が残つて居り、現に輸出超過を Favourable balance of trade と云ひ、輸入超過を Unfavourable balance of trade と云ふ習慣が實際に行はれて居る。アメリカの自由貿易論者なるタウシング教

授は此の國際貸借の問題程、學者と實際家との考へ方が行違つてゐる例は外にないと嘆じて居るやうなわけである。

我が國の俗間の會話に、外國と商賣して外國の金をとつて來なければならぬ、日本人同士の商賣は結局共食ひに過ぎない、と云つたやうな議論が行はれ、異議なく認められてゐる。又製造品の廣告などに、輸入を防遏し國益を増進す、と云ふ文字が屢々用ひられ、それが不思議に人氣を惹いて居る。更に通俗の會話や廣告文の程度を脱して政治家や實業家の堂々たる論文を見ても時々此の臭味が現れて來る。それは前に述べた輸入超過恐るべしとの論である。輸入超過があつてこれを埋合すべきものが外にないとすれば、正貨を持ち出すか又は外國に借金をしなければならぬことはいふまでもないが、併しながら其の正貨又は借金の代りに商品が輸入されてそれが將來の生産に役立つならば、毫も恐るゝ必要はないはずである。これを恐れるのは、つまり昔の重商主義と同じく正貨と富とを混同するの誤りに陥つたものと云はねばならぬ。勿論此等の人に向つて、君は正貨のみが富だと思ふか、君はすべての外資輸入が國のため患ふべきことと思ふか、と問ふたならば、必ず否と答へるであらう。けれども輸入超過を無條件に恐れるのは結局此の誤りに陥つてゐるといふの外はない。

聊か蛇足の氣味はあるが一例を以つて論じて見るならば、こゝに一人の會社員があつて、一ヶ月働いて二百圓の月給をとつたが、衣服等の贅澤なために自宅の經費が二百五十圓かゝつて五十圓の持出しになつたとすれば、確かに五十圓の輸入超過、従つて五十圓の正貨流出又は外債増加であり、而して又明かに五十圓の財産減少である。併しながら此の五十圓の輸入超過が生活費のためでなくして住宅組合の年賦金の一部であつたとすれば、假令彼の貯金が流出しても「又新しき借金が出來ても」彼の貸借對照表上に損失は出ないはずである。若し此の住宅を得たために將來家賃が不要になるから借金の利子を拂つても差引利益だという採算がもとれるならば、此の借金は寧ろ家計の改良である。即ち此の場合に五十圓の出錢は出錢に相違ないが、香水を買つて撒いて了つたのと住宅組合の掛金にしたのと

は非常に違ふ。つまり問題は輸入超過の有無にあらずして、消費超過の有無にありと云はなければならぬ。

一國の經濟も亦これと同じことであつて、輸入超過は必ずしも思ふるに足らず、消費が生産に超過することを思ふべきである。若しも一億圓の輸入超過があつて其の結果として一億圓の借金が出來たが、その輸入された品物は戰爭のために使つて了つたとするならば、これは明らかに財産の減少である。併しながら輸入された品物は水力電氣の設備や、鐵道や、鑛山、工場等に用ひられたとすれば、國民の財産は毫も減少して居らず、恐らくは増加してゐると思像しなければならぬ。而かも生産に對する消費の超過、若しくは消費に對する生産の超過といふことは、外國貿易なしと假定した場合にも起り得ることである。外國貿易の有無に拘らず生産超過が國の財産を増加し、消費超過が國の財産を減ずるのである。借金が無くても消費超過のために餓死にするものあり、借金があつても生産超過のために繁昌するものがある。

此の如き簡單なる誤解が一般に行はるゝ理由は、つまり其の根柢において生産消費の差額と輸出入の差額とを混同したゝめであるが、尙其の他に正貨の問題と貸借の問題とを混同してゐるために此の誤解をして幾分根據あるが如き觀をなさしめたのである。現代の貨幣制度は即ち金本位制度であつて、貨幣の本體は金貨といふことに定められてある。其の金貨若しくは金塊が所謂正貨準備として中央銀行の庫の中に貯へられ、これを基として兌換券が發行せられ、更に其の兌換券を基としてあらゆる信用取引が行はれ、小切手が流通してゐる。つまり一國の金融組織は中央銀行の正貨準備を基礎として活動してゐるのである。だから國內に相當の正貨を保有してゐることは國民經濟上絕對に必要なことゝ云はねばならぬ。従つて一時的にもせよ莫大なる輸入超過が起り、其の結果として急激に正貨の流出を見る場合においては、金利が暴騰し、物價が暴落し、銀行の取付が起り、金融恐慌を惹起するやうなことになるかも知れない。例へば大震災のために非常なる物資の缺乏を感じ其の供給を外國に仰いだやうな場合において、何等對策を

講じないとすれば此の如き困難に遭遇するであらう。併しながら正貨の問題は國際貸借の問題とは同じくない。此の恐慌は外國に借金の出來たゝめに生じたのではない。借金は寧ろ此の如き際に正貨の流出を止める所の手段となるのである。即ち大震災の後に大輸入超過があつても外債の募集若しくは内國人の所有する外國有價證券の輸出をなすことによつて、正貨準備を擁護し一國金融組織の動搖を食ひ止めることが出来るのである。

外國貿易と貨幣との關係について正統學派の學者、殊にリカルドの立てた學説は次の如きものであつた。

外國へ金銀の流出するのは自國の物價が國際水準以上に高くなつてゐて、其のために輸入超過が生じたからである。金銀が流出すれば其の結果として物價が下落し、そこで自然に輸出超過が起り、又逆に金銀の流入を惹起さなければならぬ。金銀はかくの如くして出たり入つたりして商品交換を助けるのである。世界中の何れかの國に金の産出があつて其の國の物價が高くなれば、他の國では輸出超過が起つて金は招かずとも流れ込んで來る。不相當に多くの金を持つてゐる國が自國にある所の金の流出を防がんとしても、それを貨幣として流通させる限り物價を高めないわけには行かず、従つて當然輸入超過を惹起するやうになるのである。

此の説は極めて簡單明白に貨幣の國際的職分を表したものであつて、これが終極の眞理なることは疑を容れないのである。リカルドはこの場合に金銀のみが貨幣として流通する状態を假定して論じてゐるが、現在各國に行はるゝ如く正貨が全部中央銀行に集められ一般取引にはその正貨を引換準備として發行する所の兌換券、並びに其の又兌換券を引換準備として發行する所の小切手が流通してゐる場合においても右の理論を覆す必要はない。中央銀行は正貨準備を無視して通貨を増減せしめることなく、又普通銀行は其の支拂準備を無視して信用を伸縮せしむるものでないから、正貨の流入がやがて物價に影響を及ぼすことは必然である。唯、中央銀行が物價及金利の變動を抑制するために殊更正貨の増減に關係なく信用の調節を行ふことがあるから、その場合には正貨の流入必ずしも物價の騰貴となら

ず、正貨の流出も亦必ずしも物價の下落を來さないかも知れない。けれどもそれは甲に對する乙の反應を一時食ひ止めるまでのことである。

併しながら此の學説が眞理であるといふことは、輸出入超過のために一國の金融を攪亂するやうな變事は起り得ないとして安心するがよい、といふ意味ではない。普通の場合には正貨流出はやがて物價を下落せしめるであらう。又その物價に影響する以前において金利の騰貴するために外國の正貨を呼び入れるであらう。又中央銀行は外國の金を呼び入れるために割引政策を行ふことも歐米の如き國際金融の發達してある所では充分效を奏するであらう。さうして正貨の急激なる流出を防ぎ止めることが出来る。けれども震災とか、戰爭とか、或は經濟界の大恐慌などの場合には輸入超過額の莫大なるため、従つて正貨の流出の急激なるためにリカルドの法則が進行して行く間に、其の途中に於いて金融組織の基礎を動搖せしむるやうなことになるのである。それは嘗つて日露戰爭の始めに我が國に起つたこととであり、又歐洲大戰に際して歐洲諸國の經驗した所の事實である。

以上の議論においては商品の輸出入のみを國際貸借の原因と見て論を進めたのであるが、實際に此の問題を正解するためには商品の輸出入の外に所謂貿易外の收支といふものゝある事を考へなければならぬ。即ち收入の側には商品輸出の外に自國の船舶が世界の航海に出て稼ぐ所の運賃とか、自國の保險會社が外國から受取る所の保険料とか、自國資本家の海外企業から生ずる收益とか、その外、外國の漫遊者が内地へ來て落す金、外國へ出稼ぎに行つた移民の故郷へ送る金などがあつて、これが「見えざる輸出」Invisible export となる。又自國人が外國の船舶に對して拂ふ運賃、外國の保險會社に對して拂ふ保険料、外債に對して支拂ふ利子は所謂「見えざる輸入」Invisible import であつて、これ等のものは商品輸入と共に國際貸借の支出の側に現れる。これ等の「見えざる輸出入」の金額は國によつて多いこともあり、少いこともあり、又其の種類も各國様々である。英國の如きは多年海外に資本を輸出してゐたから



## アメリカ合衆國々際貸借表

	1922	1923	1924	1925		1922	1923	1924	1925
商輸品及銀計 出合客 觀光	3930	4280	4731	5033	商輸品及銀計 出合客 觀光	3204	3893	3725	4333
	61	100	100	100	移民の送金等	400	360	355	360
運賃	71	65	76	75	運賃	64	73	68	83
受取利子	476	567	614	680	支拂利子	125	150	150	165
證券賣渡社債償還等	294	435	364	551	買受證券	326	54	114	90
政府受取高(戦債)	31	91	23	27	新規貸付	637	363	795	920
合衆國貨幣輸出		50			合衆國貨幣輸入			50	62
活動寫眞上映料	50	60	70	75	合衆國政府支拂	16	19	5	5
	4912	5648	5978	6541		5132	5412	5862	6678
商輸品及銀計 出超 金輸	726	387	1006	700	金輸入	238	294	258	
				134					

Taussig, International Trade, 1927, p. 323.

これに對する利子や配當が非常に多くあり、且又世界第一の海運國として多くの運賃を受入れ、更に又ロンドンにおいて世界中の爲替取引を取扱ふために其の手數料の収入が大きな價額となる。そのために商品の貿易においては多大の輸入超過であつても差引貸借が平均されて尙多少の受取超過となる。又米國は商品貿易に於いては輸出超過だけでも貿易外收支は逆であつて、殊に米國漫遊者が外國で使ふ所の金は毎年六、七億弗に上る。尙米國の貿易外受取勘定の中に活動寫眞の上映料七千萬弗の現はれてゐるのは面白いことである。我が國の貿易は近年引續き輸入超過であるが、然し貿易外の收支は別表の如き状態であつて、差引一億圓内外の受取超過となつてゐる(一一七頁統計参照)。従つて假に輸出二十億圓、輸入二十一億圓という年があれば貸借は平均したことになるのである。但し貿易外の收支も亦貿易と同様に伸縮があるのであつて、歐洲大戦争の當時は我が國船舶の運賃収入が數億圓に達したこともある。現在でも此の項目が受取勘定の中に重きをなして居ることは海運國として當然のことである。此の如くにして商品の輸

列 國 の 國 際 収 支

(單位百萬圓) (+受取超過 -支拂超過)

國 名	年 次	貿易外收支 (經常的)			金銀買 易差額	元本移 動差額	貨物買 易差額	總差額
		受取勘定	支拂勘定	差 額				
日 本	大正14	453	325	+ 128	+ 18	+ 63	- 226	- 17
	昭和1	501	358	+ 143	+ 32	+ 27	- 315	- 113
	昭和2	499	357	+ 142	+ 39	- 84	- 178	- 81
米 國	大正14	1866	2554	- 688	+ 213	- 867	+1336	- 6
	昭和1	2779	3374	- 596	- 233	-1048	+ 855	-1022
	昭和2	2638	2736	- 98	- 333	-1346	+1099	- 12
英 國	大正14	...	...	+4247	+ 97	- 754	-3829	- 239
	昭和1	...	...	+4560	- 144	-1091	-4510	-1185
	昭和2	...	...	+4755	+ 42	-1447	-3773	- 507
獨 逸	昭和1	343	892	- 549	- 286	+ 421	+ 414	0
	昭和2	364	1194	- 830	+ 171	+1795	-1316	0
佛 國	大正13	1028	633	+ 395	+ 13	+ 47	+ 18	+ 473
	大正14	755~786	144~179	+576-642	- 6	-64-59	- 509	-3~+68
印 度	大正 <sup>13</sup> / <sub>14</sub>	101	555	- 454	- 520	- 85	+ 825	- 234
	大正 <sup>14</sup> / <sub>15</sub>	111	591	- 480	- 261	- 121	+ 881	+ 19

(矢野恒太氏『日本國勢圖會』昭和四年版71頁所掲)

出入と貿易外の收支とが合計されて國際貸借の平均が生ずるわけであるが、併しながらそれでも貸方と借方とが全く一致する國は少い。何となれば國と國との間に資本の移動が盛に行はれるからである。資本の移動は一方の國から見れば海外放資であり、他の一方の國から見れば外資輸入である。英米の如きは現在國際貸借の全體が受取超過となつてゐて、其の超過額は年々外國への放資となり、之れに反して植民地若くは新開國は大抵國際貸借が逆であつて其の放資を受けてゐる。即ち外資輸入國である。但し外資輸入と云つても外國から現金を取寄せる場合は至つて稀であつて、多くは資本財たる鐵道材料機械類、若しくは勞働者の賃銀の變形たる日用品等の形において資本を取寄せるのである。それだから外資輸入の大なる間は貿易は年々輸入超過となる。而して其の資本の投下が少くなり、同時に前に投下された資本に對する收益を

## 本邦貿易外收支内譯 (單位百萬圓)

		大正13	14	昭1	2	3
經常收入	外國證券利子及配當	20	19	12	13	
	海外事業及勞務利益	123	133	128	121	140
	海運關係收入	185	196	194	199 (純)	120
	保險關係收入	104	117	103	96 (純)	53
	外人本邦内消費	48	47	49	51	17
	政府海外收入	24	21	26	27	
	其 他	15	17	18	16	
	計	520	550	530	524	330
經常支拂	外人拂利子及配當	82	106	102	104 (純)	133
	外人事業及勞務利益	7	7	8	6	20
	海運關係支拂	68	67	68	67	
	保險關係支拂	89	97	91	96	
	邦人海外消費	29	27	30	28	35
	政府海外支拂	81	87	75	69 (純)	60
	其 他	1	4	5	5	
	計	357	395	379	375	248
	經常收支差引	164	155	151	149	82
臨時收入	外國人本邦放資	566	180	150	154	119
	邦人海外放資回收	104	67	35	46	20
	其 他	18	6	6	—	
	計	688	253	191	199	139
臨時支拂	外國人本邦放資回收	336	99	142	181	90
	邦人海外放資	96	91	21	106	
	計	432	190	163	287	×110
	臨時收支差引	256	63	28	-88	29
	總收支差引	420	218	179	61	111

大藏省發表として新聞紙上に掲載されたるもの、但し昭和三年は正金銀行總裁兒玉氏の推算。

(純)は純收支にして同項目の支拂又は収入を差引したるもの。

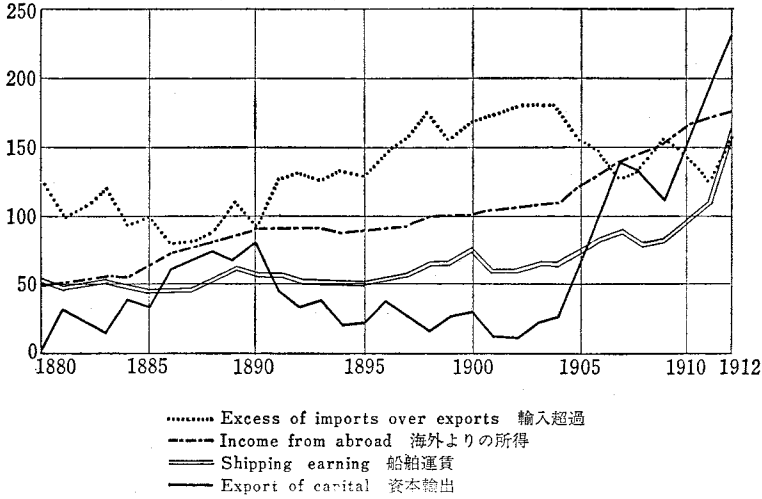
× 臨時事件費二千萬圓を含む。

(註、矢野恒太氏『日本國勢圖會』昭和四年版、六七頁所掲に據る)

資本國へ送金する様になれば、年々輸出超過が繼續されるのである。同じ道理で資本を出す方の國においては新資本の投下されつゝある間は貿易は輸出超過に傾き、投資に對する收益が多くなつた時代には商品貿易は輸入超過に傾く。此の關係は前世紀に於ける英米兩國の貿易の上によく現はれてゐる。

英國の輸出入を見るに一八三〇年頃から一八五二年までは輸出超過であつて、五三年からは輸入超過に轉じつ

英国の国際貸借

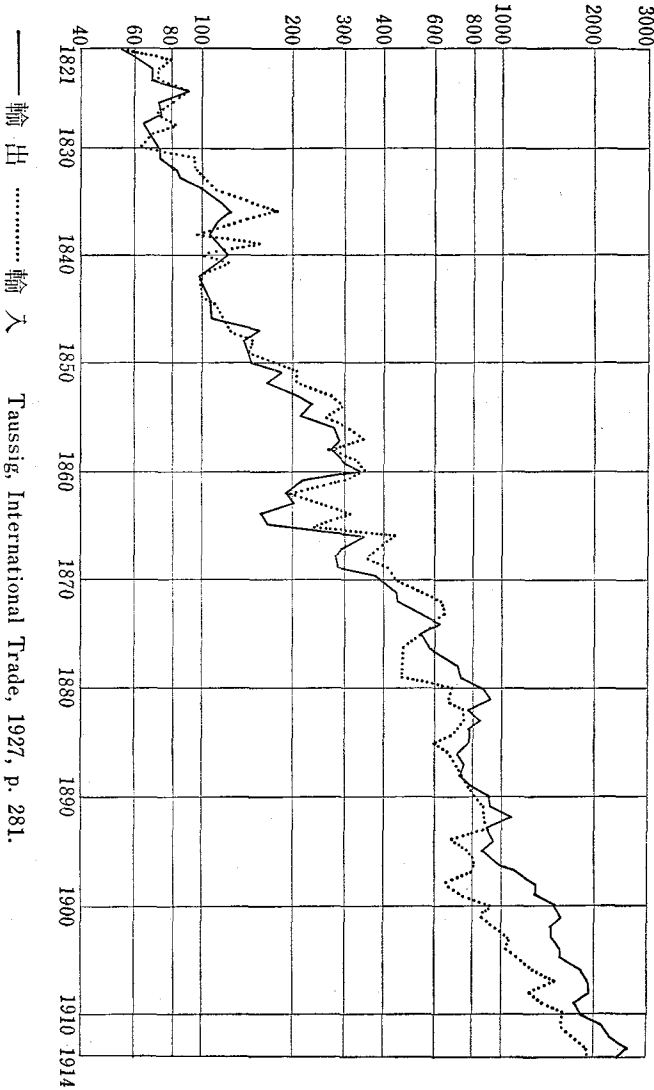


Taussig, International Trade, 1927, p. 246.

て現在に及んでゐる。前の輸出超過は勿論外國に對する投資の盛なりしたためであつて、此の時代には歐洲大陸並に南北アメリカにおいて鐵道の建設等のために英國の材料が盛に使用せられ、其の代金が英國人の投資として残つたのである。然るに其の後に至つては、新しき投資は年々なされつゝあるけれども、それ以上に従來の投資の收益が出て來たから、其の收益が取寄せられることになつた。なほ其の上一八五〇年代から鋼鐵で造つた船が木船に代ることとなり、その結果、英國の海運が大發展をなしたから、貿易の收入が大いに増加したのである。併しながら、此の時代でも英國の資本輸出の多い年には輸入超過額が少くして、資本輸出の少い年には輸入超過額が多い。一八五九年及び一八七二年には少額の輸出超過さへ見せてゐる。一九〇〇年以後大戦争までの間は、植民地開發の盛に行はれた時代であつて、そのために英國の輸入超過は増加せずして却つて減少してゐる。かくの如く商品貿易の差額は資本の移動に伴つて増減してゐるから、正貨の流出入は極めて少くて足りるのである。

次に米國の側を見ると英國とは正反對で一八七三年までは輸入超過を原則として稀に輸出超過の年もある。七三年から九四年までは出超続きであつて時々入超の年がはさまつてゐる。而して九四年から以後は出超のみ非常の勢で以

米國の輸出入



つて進んで、歐洲戦争の時に及んで居る。つまり米國が盛に外資輸入を繼續してゐた間輸入超過であつたが、其の資本が大きな利子利潤を生むやうになつて商品貿易が輸出超過に轉じたのである。米國で輸入超過の繼續してゐた時代には、此の莫大なる外資輸入の結果が何うなるか、米國は果してその利拂ひに困難することはないかと憂慮されたこともあつたが、事實に於てはそれと反對に國富はこれによつて益々増加し、やがてには正貨の代りに商品を送り出すことゝなつたのである。勿論時として多くの正貨を流出せしめねばならないこともあり、其の結果として恐慌を起したこともあるが、その場合には金利の高くなるために、又短期資金の流入によつて問題を解決して來たのである。

歐洲大戦後になつて米國の國際貸借は非常な變化を生じてゐる。米國は戦争前に債務國であつたが、一躍して債權國となつて了つた。戦争中英佛等の諸國は米國から莫大なる物資を輸入し、その支拂に充てるために嘗つて持つてゐた所の米國の有價證券を逆輸出した。その上米國が戦争に参加してから後は、米國政府自ら國債を募つてその資金を英佛等に貸渡し、これによつて物資の供給を助けた。そこで戦後の總勘定を見ると戦前歐洲に對して五十億弗の外債を負つてゐたのが、戦後には主客全く顛倒して米國が歐洲に對し債權を持つことゝなつた。米國政府自身の貸金は所謂戰債問題として別に取扱はれてゐるが、其の以外の貸金だけでも數十億に上つてゐる。然るに大戦後米國の商品貿易は入超に轉ずることなくして依然として出超を繼續してゐながら、其の海外放資は益々増加して來る。一九二五年末日に米國は歐洲へ二十五億弗、中米、南米へ四十二億弗、カナダへ二十八億弗、その他へ八億弗、合計百餘億弗の放資を持つてゐた。併し米國が今後尙商品の輸出超過を繼續するか否かは問題である。少くとも其の金額は漸減しつつあり、又漫遊客の海外における消費の如き「見えざる輸入」は増加しつゝある。米國は現在世界中の金準備の約半分を持つてゐるが、聯邦準備銀行は努めて通貨膨脹を抑制してゐるために物價が高くならず商品の入超も起らないのであるが、それが何處まで續くか専門家の問題になつてゐるのである。

最後に明治初年から今日までの日本の貿易差額並に國際貸借の状態を通觀して見る。明治元年から十四年までの貿易は大體において入超續きであつて、唯元年と九年が少しばかり出超を示してゐるだけである。この時代は貿易表の數字が必ずしも正確ならず、又貿易外收支の計算もないから差額の決済が如何になされたか分らない。けれども此の時代でも入超額に比して正貨の流出高は至つて少いものである。

次に十四年に至つて形勢が一變して居る。即ち從來發行された所の不換紙幣の整理がこの時から始まつたので、物價が下落し貿易は出超に轉ずることゝなつた。それから十九年一月一日愈々兌換制度回復となつたが、當時我が國は銀本位であり、而も銀の相場は世界的に下落しつゝあつたから、金本位の國々に對していへば爲替相場が常に輸出に便利にして輸入に不便であつた。そのために十五年から日清戰爭前まで輸出超過が繼續された。この十三年間の國際貸借の決済も前の時代と同様の理由によつてこれを説明すべき資料がない。當時の金銀の流入だけでは輸出超過額を償ふに足りないのであるが、貿易外の收支は支拂超過になつてゐたことゝ思ふ。

然るにこの輸出超過の傾向は再び明治二十七年に至つて轉回された。即ち明治二十七年日清戰爭開始から三十年の金本位採用、三十七、八年の日露戰爭を経て歐洲大戰爭前まで二十一年間は連年輸入超過を繼續し、僅かに三十九年と四十二年だけが輸出超過となつて居る。此の時代の貸借の決済は何うしたかといふと、これも正貨の流出ではない。正貨の流出は極めて少くして、或る年には入超の大なるに拘らず正貨が流入して居る。此の埋合せをつけたものは即ち外債である。明治三十年に金本位を採用した目的は、歐米の金本位國との爲替相場を安定せしめ、彼我の貿易を圓滑ならしむると同時に、外資輸入を便利にして日本の産業に對し低利の資本を與へることであつた。その外資輸入といふことは即時には行はれなかつたが、徐々に實現されたといふことが出来る。日清戰爭によつて三億六千萬圓の償金が入けられたけれども、戦後の經營に要する所の資本が頗る多かつたから、三十二年に鐵道公債といふものを

ロンドンに募集して居る。これが鐵道建設の資金になると同時に、正貨維持の手段となつたのである。日露開戦の際には勿論非常な輸入超過であつて、明治三十七年一月以來正貨は盛に流出し、一億圓の正貨が五ヶ月の間に六千七百萬圓に激減した。當局者は非常に心配したのであるが、その時幸にしてロンドンで軍事公債の借入が成立したため

貨物及金銀輸出入高累年比較表 (單位百萬圓)

年次	貨物		金		銀	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出(△)超過	輸入
明治元年	一一五	一一〇	一	一		
二年	一一四	一一三				
三年	一一七	一一三				
四年	一一七	一一一				
五年	一一七	一一六				
六年	一一九	一一八				
七年	一一八	一一九				
八年	一一七	一一九				
九年	一一三	一一九				
一〇年	一一五	一一七				
十一年	一一八	一一七				
十二年	一一八	一一三				
十三年	一一三	一一三				
十四年	一一三	一一三				
十五年	一一一	一一三				
十六年	一一一	一一三				
十七年	一一一	一一三				
十八年	一一一	一一三				
十九年	一一一	一一三				
二十年	一一一	一一三				
二十一年	一一一	一一三				
二十二年	一一一	一一三				
二十三年	一一一	一一三				
二十四年	一一一	一一三				
二十五年	一一一	一一三				
二十六年	一一一	一一三				
二十七年	一一一	一一三				
二十八年	一一一	一一三				
二十九年	一一一	一一三				
三十年	一一一	一一三				
三十一年	一一一	一一三				
三十二年	一一一	一一三				
三十三年	一一一	一一三				
三十四年	一一一	一一三				
三十五年	一一一	一一三				
三十六年	一一一	一一三				
三十七年	一一一	一一三				
三十八年	一一一	一一三				
三十九年	一一一	一一三				
四十年	一一一	一一三				
四十一年	一一一	一一三				
四十二年	一一一	一一三				
四十三年	一一一	一一三				
四十四年	一一一	一一三				
四十五年	一一一	一一三				
四十六年	一一一	一一三				
四十七年	一一一	一一三				
四十八年	一一一	一一三				
四十九年	一一一	一一三				
五十年	一一一	一一三				
五十一年	一一一	一一三				
五十二年	一一一	一一三				
五十三年	一一一	一一三				
五十四年	一一一	一一三				
五十五年	一一一	一一三				
五十六年	一一一	一一三				
五十七年	一一一	一一三				
五十八年	一一一	一一三				
五十九年	一一一	一一三				
六十年	一一一	一一三				
六十一年	一一一	一一三				
六十二年	一一一	一一三				
六十三年	一一一	一一三				
六十四年	一一一	一一三				
六十五年	一一一	一一三				
六十六年	一一一	一一三				
六十七年	一一一	一一三				
六十八年	一一一	一一三				
六十九年	一一一	一一三				
七十年	一一一	一一三				
七十一年	一一一	一一三				
七十二年	一一一	一一三				
七十三年	一一一	一一三				
七十四年	一一一	一一三				
七十五年	一一一	一一三				
七十六年	一一一	一一三				
七十七年	一一一	一一三				
七十八年	一一一	一一三				
七十九年	一一一	一一三				
八十年	一一一	一一三				
八十一年	一一一	一一三				
八十二年	一一一	一一三				
八十三年	一一一	一一三				
八十四年	一一一	一一三				
八十五年	一一一	一一三				
八十六年	一一一	一一三				
八十七年	一一一	一一三				
八十八年	一一一	一一三				
八十九年	一一一	一一三				
九十年	一一一	一一三				
九十一年	一一一	一一三				
九十二年	一一一	一一三				
九十三年	一一一	一一三				
九十四年	一一一	一一三				
九十五年	一一一	一一三				
九十六年	一一一	一一三				
九十七年	一一一	一一三				
九十八年	一一一	一一三				
九十九年	一一一	一一三				
明治元年	一一一	一一三				



---

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
三九年	三八年	三七年	三六年	三五年	三四年	三三年	三二年	三一年	三〇年	二九年	二八年	二七年	二六年	二五年	二四年	二三年	二二年	二〇年	一九年	一八年	一七年	一六年

---

四三三	三三一	三一九	二八九	二五八	二五二	二〇四	二一四	一六五	一六三	一一七	一三六	一一三	八八	九一	七九	五六	七〇	六五	五二	四八	三七	三三	三六
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

---

四一八	四八八	三七一	三一七	二七一	二五五	二八七	二七〇	二七七	二一九	一七一	一二九	一一七	八八	七一	六二	八一	六六	六五	四四	三二	二九	二八
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

---

	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△					△						
四	一六七	五二七	二七三	一三三	八二	五	一一	一五六	五三	六四	一	一九	一六	二五	三	一八	一六	七	四	七			

---

二五	一〇七	一九	二四	五六	一八	一九	二七	三四	二九	一	三	五	七	一九	四	五	三
----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	----	---	---	---

---

四七	三一	三三	二七	三〇	一一	二〇	四二	八九	三九	五	二六	二	二	三	一	四	八	八	九	七	五	五
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

---

△	△		△	△		△	△		△	△		△					△		△				
二	一五	三	八	〇	三	四	五	八	四	六	二	七	二	七	一	三	二	二	八	一	一	三	二

---

年次		貨		物		金		銀	
		輸	入	輸	入	輸	入	輸	入
		出		出		出		出	
明治	四〇年	四三二	四九四	△	六二	一八	一七	△	一〇
同	四一年	三七八	四三六	△	五八	三	一七	△	一三
同	四二年	四一三	三九四	△	一八	六	七九	△	七三
同	四三年	四五八	四六四	△	五	二五	一七	△	七
同	四四年	四四七	五一一	△	六	二四	一七	△	一八
同	四五年	四四七	六一八	△	六	二八	一六	△	一七
大正	元年	五二六	七二九	△	九	二九	一一	△	二六
同	二年	六三二	五九五	△	九	二七	一	△	一八
同	三年	五九一	五三二	△	六	二二	一一	△	二〇
同	四年	七〇八	五三二	△	四	二八	九	△	二〇
同	五年	一一二七	七五六	△	一	四	二	△	二〇
同	六年	一、六〇三	一、〇三五	△	三	一	一〇	△	二二
同	七年	一、九六二	一、六六八	△	七	一	一〇	△	二二
同	八年	二、〇九八	一、一七三	△	四	一	一〇	△	二二
同	九年	一、九四八	二、三三六	△	七	一	一〇	△	二二
同	一〇年	一、二五二	一、六一四	△	一	一	一〇	△	二二
同	一一年	一、六三七	一、八九〇	△	二	一	一〇	△	二二
同	一二年	一、四四七	一、九八二	△	三	一	一〇	△	二二
同	一三年	一、八〇七	一、四五三	△	四	一	一〇	△	二二
同	一四年	二、三〇五	二、五七二	△	六	一	一〇	△	二二
同	一五年	二、〇四四	二、三七七	△	二	一	一〇	△	二二
昭和	二年	一、九九二	二、一七九	△	一	一	一〇	△	二二
同	三年	一、九七一	二、一九六	△	二	一	一〇	△	二二

に、危機を脱することが出来たのである。即ちこの場合には明らかに外債を以つて國の金融組織を擁護したことになるのである。然し戦争が終つてからでも國際貸借は概して逆であつて、これを埋合す爲には矢張り外國公債が役立つてゐる。日露戦争後政府は四十年、四十三年及大正二年に種々の理由によつて外債を募集し、尙此の外に民間の外資輸入も相當に行はれた。この時代に政府の苦心したのは日露戦争によつて残された所の十四億の外債の利子を如何にして支拂ふかといふことであつた。年々輸入超過が繼續してゐる際に年額數千萬圓の利子を送金して、而も正貨準備に累を及ぼさぬやうにしなければならぬが、それが困難なる問題とされたのである。

かゝる際に大正三年八月歐洲大戰が始まつた。開戦當時、貿易は一時殆ど途絶したが、やがて形勢は一變して日本は忽ち莫大なる輸出超過を續けることとなり、大正三年から七年までの五年間に出超の合計十四億圓以上に達した。

當時歐洲の交戦國から我が國に對する輸入が停止したのみならず、以前に歐洲から製造品を買つてゐた所の諸國即ち支那、印度、南洋、南阿、南米等から日本へ品物の注文が入つて來たから、日本の輸出が非常に増進し、工業は未曾有の好景氣となつたのである。而して大戰中は貿易外の収入がこれ亦非常に増加した。戦争前は貿易外の收支勘定は至つて少く、それも外資の拂込を除いて見れば概して支拂超過であつたが、大戰になつてから海運の世界的活況に連れて、我が國の船舶が盛に海外に出て運賃を稼いだ。又これに伴つて海上保險の収入も非常に多くなつた。此の如くにして貿易の出超十四億圓と貿易外の受取超過十四億圓と合計二十八億圓の貸が出来た。さうして戦争は大正七年に終つたが貿易外の收支はその後も引續き相當に大なる高に達したから、大正四年から九年までに國際貸借の貸は三十七億圓になつたと稱せられる(井上準之助氏)。此の金がそのまま海外に放資されたならば日本は債權國となつたであらうが、實際はさう行かなかつた。といふのは當時外國公債の引受もあつたけれども右の金額の大部分は現金として残された。即ち戦争後に我が國は在外正貨十三億圓、在內正貨七億六千萬圓、合計二十億圓を持つてゐたのである。

本邦貿易外收支 (單位百萬圓、以下切捨) 井上準之助著『戦後に於ける我國の經濟及金融』に據る。

年次	項目		收入の部						支出の部						差引收 入超過 又は支 出超過 (△)
	政府	民間	政府關係	民間	民間關係	其他	計	政府關係	民間	民間關係	其他	計			
大正三年	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	△
四年	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	△
五年	八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	△
六年	九	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	△
七年	一〇	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	△
八年	一一	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	△
九年	一二	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	△
一〇年	一三	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	△
一一年	一四	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	△
一二年	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	△

〔本表には公債社債額の募集償還及有價證券其他資本の移動を含みます。〕

然るに戦争による世界貿易の變調は戦後に至つて回復せられ、我が國は再び輸入超過となつたから正貨は漸次に減少し、再び戦争前の状態に歸つたのである。つまり國際貸借の貸方を正貨にしてあつたから、これを引當てに内國において通貨が發行せられ、物價が騰貴して輸入超過となり、正貨を吐出したといふことに外ならない。戦争時代に受け入れられた資金を外國に放資するがよかつたか何うか、といふことは一つの問題であるが、併しながら右の如くに

外資輸入現在高 (『金融事業参考書』に據る) (單位百萬圓)

年 末	國 債 海外募 集の分	海外賣出 内國債 (裏書)	海外輸出 内國債 (見込額)	地方債 (海外募 集の分)	社 債 海外募 集の分	外人の會 銀行投資 社見込額	計
明治27年	2	—	—	0	0	—	2
28年	1	—	—	0	0	—	1
29年	—	—	—	0	0	—	—
30年	—	43	—	0	0	—	43
31年	—	43	—	0	0	—	43
32年	97	43	—	—	0	—	43
33年	97	43	—	—	0	—	140
34年	97	43	—	—	0	—	140
35年	97	93	—	4	0	—	194
36年	97	93	—	4	0	—	194
37年	312	93	12	4	0	—	421
38年	1,142	93	160	4	9	5	1,414
39年	1,146	93	48	21	15	12	1,337
40年	1,165	93	57	21	44	17	1,400
41年	1,165	93	55	21	103	19	1,458
42年	1,165	93	89	85	103	24	1,561
43年	1,447	0	108	84	108	28	1,777
44年	1,437	0	64	84	147	28	1,766
大正元年	1,427	0	72	177	147	29	1,859
2年	1,524	0	71	177	166	26	1,969
3年	1,524	0	41	177	166	29	1,978
4年	1,493	0	73	176	166	28	1,936
5年	1,384	0	56	175	166	26	1,809
6年	1,348	0	40	172	165	26	1,751
7年	1,312	0	31	168	165	27	1,704
8年	1,311	0	63	147	165	35	1,721
9年	1,428	0	34	140	47	30	1,680
10年	1,362	0	18	136	33	25	1,576
11年	1,358	0	5	134	26	24	1,550
12年	1,320	0	7	130	132	21	1,612
13年	1,514	0	25	127	193	21	1,883
14年	1,500	0	8	124	333	21	1,987
15年	1,477	0	9	220	347	92	2,147
昭和 2年	1,460	0	14	257	315	97	2,146
3年	1,453	0	31	254	470	97	2,307

して一旦受け入れた所の正貨を支拂つて外國品を輸入したことは、必ずしも國民の損失であつたと見ることは出來ない。シベリヤ出兵のために費したる資金は當然損失であり、又ロシア政府、支那政府に貸付けた所の資金も元利の償

還がないから矢張り損失と見なければならぬけれども、輸入超過の形で受け取つた所の品物は浪費されたわけではない。一部は奢侈のために飛んで了つたとしても、少くとも大部分は國民の資本を増してゐるのである。向この間に、大正十二年の震災後にも政府は外債を募集したが、これは日露戦争當時と同じく莫大なる物資の輸入によつて急激に正貨の流出せんことを恐れたためである。震災を救ふための借金は戦争に費した借金と同じく悪性のものであるが、それは借金そのものが悪いといふよりも寧ろ借金の原因となる所の事柄が悪いのであり、若しも震災後の復興をなすについて外國の物資を用ふることなく、すべて國産品を以つて用を辨じたとするならば借金は出来ないけれども、その代りに復興の費用は更に非常に多くを要し、且又此の事業は遙かに長き年月を必要としたことであらう。

以上我が國の貿易並に國際貸借の關係は戦争に基く政府の外債の影響と交錯して複雑なる現象を生じてゐるが、大體からいへば我が國は金利の高い國であり、従つて外資を求むる國であり、従つて輸入超過の國であるといはなければならぬ。その結果として正貨補充の問題も屢々起るのであるが、併しながら此の問題を直ちに國民經濟の損益と結びつけて考へることは誤りである。正貨の問題と外債の問題と外債の原因となる所の戦争、震災等の問題は區別して考へなければならぬ。

### 第三章 關稅制度

第一 對外商業政策の手段——直接手段と間接手段——稅關及關稅——關稅の種類

第二 輸出入禁止及制限——禁止制度の衰退——歐洲大戰と輸入禁止——平時における輸入禁止——衛生、風紀及公安の目的——日本の外米管理

第三 關稅の制定——議會による立法——行政處分——屈伸關稅——通商條約——多角的關稅條約

- 第四 關稅率——關稅定率法——從價稅と從量稅——從價稅の適用——從量稅の適用
- 第五 通商條約——通商條約による關稅協定——互惠と報復——最惠國條款——最惠國條款の適用——雙務的關稅協定と片務的協定——日本及支那の例——フランスの複稅率制度
- 第六 植民地關稅及關稅同盟——三種の植民地關稅——一、植民地を本國の關稅區域に入るゝ制度——二、植民地の獨自の關稅を設くる制度——三、特惠關稅制度——英帝國——關稅同盟——ドイツ關稅同盟——中歐關稅同盟——全歐關稅同盟——日本の植民地關稅
- 第七 保稅制度及自由港——免稅、戻稅徵稅の猶豫——免稅及戻稅の得失——保稅倉庫——保稅工場——自由港——自由區域

### 第一 對外商業政策の手段

對外商業政策の手段に直接手段と間接手段とある。間接手段としては、航海獎勵、外國爲替及び海上保險に對する補助、輸出信用の保證の如き、主として輸出獎勵のためにする手段があり、其の外領事、商務官の設置、見本市、商品陳列所の開設、旅商の派遣、と云つた様な種々の仕事がなされてゐるが、これ等は本書に於ては取扱はない。本書に取扱ふのは直接手段、即ち國境を越えて輸出入される所の物品を捉へて直ちに其の輸出入の制限若しくは促進の目的を達せんとする所の手段である。其の手段の主たるものは、申す迄もなく、關稅であつて、この關稅をとる所の役所は關稅である。昔、須磨の關、逢坂の關等があつて、通行の人と物とをせき止めて検査をしたが、これは警察の目的を達する所の手段であつた。今日の關稅は警察の一部といふべき衛生上、風紀上の目的をも有してゐるが、更に財政上並に産業保護に關する目的を持つて居るのである。併し關稅は物品の關であつて、人間の出入は取扱はない。現今の如く、關稅が國境に設けられるやうになつたのは重商主義の時代に始めて近世國家の結束が出来、對外商業政策

の必要を感ずるに至つたためであつた。イギリスではクロムウェル、フランスではコルベールがこの制度を起したと稱せられて居る。併し其の以前にも税關の如きものが各國の内地にあつた。今日では文明國に於ては殆ど内地税關はその跡を絶ち、僅かにパリの入市税等にその名残りを止めてゐるに過ぎない。併しまだ支那などに於ては有名な釐金税を始めとして色々の通過税、入市税等が存續して、商業、交通の妨礙になつてゐる。所謂重商主義の政策はこれ等の内地の商業、交通に對する障壁を除去すると同時に、外國に對する輸出入關係を國家の統制の下に置くこととしてこれによつて國民經濟組織の完成を圖るにあつたのであつた。

さて税關の取扱ふ所謂直接手段は、第一、輸出入の禁止及び制限、第二、課税即ち輸出税及び輸入税、第三、課税と反對の促進手段、即ち輸出奨励金及び輸入奨励金である。この中で、第一の禁止及び制限は最も簡單な且徹底的な方法であるが、歐洲では十八世紀以前に相當廣く行はれたもので、今日では警察の目的を爲すものゝ外は殆ど行はれない〔今日仲々多くなつた。クォータシステム〕。併し戦時には此の古い政策が復活して來るのであつて、歐洲大戦中及び大戦後に各國共に盛に此の方法を採つたことは後に述べる。第三の輸出入奨励金も亦舊式の手段であつて、而も舊時代に於てもその度は比較的少かつた。そこで、最も重要なものは第二の輸出税及び輸入税であるが、その中でも輸出税は未開國に於て他に政府の財源を見出し難き場合に用ひらるゝ位のもので、餘り重要ではない。唯輸入税は今日財政上の目的から云つても、産業保護の目的から云つても、頗る重要な位置を占め、關税と云へば、直ちに輸入税を意味するが如き状態である。

## 第二 輸出入禁止及制限

既に述べたる如く、輸出入の禁止及び制限は、對外商業政策の最も極端なる干渉であつて、現今は餘り行はれない



が、十八世紀以前には多くの重要な實例を見ることが出来る。日本の徳川時代に於ては、すべての外國貿易は特許制度の下に行はれたのである。歐洲に於ては、さ程の鎖國政策はなかつたけれども、輸入禁止を以て敵國の商工業を破壊せんとし、又は自國の工業の奨励のために原料の輸出禁止を行つた例は少くない。十七世紀以來英國に於て羊毛の輸出禁止を行ひ、これに依つて、フランダースに於ける織物業に對し、自國の織物業を奨励したことは、歴史上有名な話である。斯の如き政策が現在その跡を絶つた理由は主として交通の進歩にある。即ち、或る一國に於て原料の輸出を禁止しても、其の同じ原料を世界中何れかの地方より買入れる事が出来る様になつたから、此の禁止政策の效能を現はす事が出来ないのである。此の事は輸出税に關しても同様に言ひ得るのであつて、輸出税をかける國は結局、同じ原料の產出國と世界市場の競争上に不利益を招くに過ぎぬことゝなつたのである。

併しながら今日でも、非常の場合には此の手段が用ひられるのであつて、歐洲大戰爭中、各國は軍需品並に原料品の供給を獨占し、或は船腹の調節をなし、或は價格の管理を行ふ等の目的を以て盛に禁止政策をとり、又は免許制度の下に輸出入を制限したのである。そして其の結果として平和の恢復したる後に至つても容易にこれ等の制限を廢止し得ざる状態に陥つた。そこで國際聯盟が主權となり「輸出入禁止及び制限の撤廢に關する國際條約」を成立せしめたのは、僅かに數年前、一九二七年のことである。此の條約には歐米の主なる國々並に日本も加盟して居るのであるが、各國に於て、未だ多少の例外を保留してゐる様な状態である。

平時に於ても、衛生、風紀及び公安の目的を以て輸入禁止を行ふことは一般の通則であつて、前記の國際條約にも認められてゐる。我國の關稅定率法にも次の如き規定がある。

第十一條 左ニ掲グル物品ハ輸入ヲ禁ス

一 阿片及阿片吸煙具但シ政府ノ輸入スルモノヲ除ク

二 偽造變造又ハ模造ノ貨幣銀行券及有價證券

三 公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍圖書彫刻物其他ノ物品

四 特許權、實用新案權、意匠權、商標權及著作權ヲ侵害スル物品

此の外に日本に於て現に輸入制限制度の著しき一例と目すべきものは外米の輸入管理であつて、之に關する根本法規は米穀統制法中の左の條文である。

第二條 政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲テニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀ノ輸入稅ヲ増減若ハ免除シ又ハ其輸入若ハ輸出ヲ制限スルコトヲ得

米は我が國民の常食物であるために、餘り高くなれば、生活の安定を害し、甚しきは大正七年の米騒動の如き大事件を惹き起す原因となり、さればとて、餘り安くなれば、我が國民の五割二分を占むる農民の利益を脅かすといふので、止むを得ず右の如き制度を設けてゐるのである。併しながら、現制度の可否については専門家の間に於ても議論區々であつて、現在國民經濟上の大問題とされて居る。尙此の日本の食糧問題については後に詳論するつもりである。

### 第三 關稅の制定

關稅は一種の租稅であり、租稅法を制定するには議會の議決を要とするのが現今文明各國の通例であり、我國の憲法も之を命じてゐる。我國では現在關稅法及關稅定率法といふ二つの法律があつて、これが關稅制度の大本を定めてゐて、其他に種々の法律や勅令が其例外を定め、又は細則を定めてゐる。關稅には輸出稅と輸入稅とあり得るわけだけれども、輸出稅は既に述べた通りの事情によつて第一流の國々には餘り行はれず、我國でも現今法律上關稅といふのは輸入稅のみである。

此の如く輸入税は原則として議會の議決を経ることになつてゐるけれども、例外的に行政官廳において臨機に其制度を變更する場合がある。現在米國には屈伸關稅 Flexible tariff の規定があつて大統領は議會に諮らずして稅率を或程度まで上下する所の權限を與へられてゐる。その理由は歐洲大戰後外國爲替が非常の亂高下を爲し、ドイツの如き通貨の膨脹したる國の品物は意外な廉い相場で輸入せられ米國の市場を攪亂する恐れがある。其場合に關稅の變更を一々議會に諮つてゐる時は時機を逸するといふので特に此規定を設けたのである。我國でも昭和四年の關稅審議會において金解禁に伴ひ關稅政策上施設すべき事項を政府から諮問されたに對して、此際米國同様の法律を設け政府は特設の調査機關の決定のみに基き關稅率を一割の範圍内で上下し得るやうにしたらよとの答申をなした。これは金解禁に伴つて圓爲替の騰貴するは當然であり、其の爲に輸入品の安くなることも豫期し得るが、これによつて内國の産業が外國品の競争に堪えずして、非常な困難に陥るやうな場合があるかも知れない、其時關稅定率法の改正案を議會に提出するの手續を履まずして、臨機應變に大藏大臣の手で改正を行ひ得るやうにしたいといふ理由に基いたものである。此案については種々の方面から見ても是非の論があるが、單に憲法上からいへば、勿論成るべく此の如き非常手段を避けなければならぬ。蓋し關稅は後に述ぶる如く其收入の有無に拘らず、國民をして重大なる負擔をなさしむるものであるから、其制度の變更は頗る慎重にしなければならぬのである。かやうなわけで、右の審議會案が果して今年の議會で實現されるか否かは問題であるが、併しながら我國にも、この屈伸關稅の例が從來全くないではない。米の輸入税は現在百斤に付一圓即ち一石に付二圓五十錢程のものであるが、既述の如く米穀法第二條により、勅令を以てこれを増減又は免除することが許されてゐる。

又關稅は内國の立法及行政手段によつて定めらるゝ以外に外國との條約によつて協定されることもある。これについて詳しいことは後に述べるが、こゝに其國內法との關係を簡單に説明しておく。我國の憲法では條約はすべて樞密

院へ諮詢の後、天皇が批准されることによつて效力を生じ、之を議會に諮らぬこととなつてゐるから、關稅の協定に關する條約も亦同一の手續を以つて決定されるのである。従つて關稅率の如きも國定稅率の外に協定稅率が出來て、國定稅率は形式上效力を失はないでも、事實上條約國に對しては施行せらるゝことなく、恰かも條約が法律を變更したやうになる場合がある。而して一旦條約が成立した以上は其規定が國內法に代つて實行せられ、條約の有効期間中は國內の立法によつて之を改正することは出來ないのである。外國では條約の批准に關し、議會が權限を有する例があるけれども、併し其批准がなされた上は條約は法律に代ることになつてゐる。

條約は通常二箇國間に締結されるものだが、近年國際聯盟の周旋の下に、多數の國々の代表者が會議を開いて多角的の條約、又は國際條約を成立せしむる例が多くなつて來た。前節に述べた一九二七年の「輸出入禁止及制限の撤廢に關する條約」並に一九三〇年の「關稅休日條約」の二は其最も重要なものである。つまり現今では關稅の制定は自國だけで單獨になすことゝ、二國間の協定によつてなすことゝ、多數の國々の協定によることゝ、此三の場合があり得るわけである。

#### 第四 關 稅 率

關稅の率は關稅定率法に含まれたる表によつて定めるのが各國の例である。勿論輸出稅は前記の如く、多くの文明國に於てこれを設けないから、關稅定率は即ち輸入稅の定率といふことになる。此の表は各國の採る商業政策上の態度如何によりて、複雑なるものもあり、又簡單なるものもある。英國の如きは大體自由貿易を原則としてゐるから、それが簡單であるが、米國、フランス、ドイツ、日本等の保護政策國に於ては頗る複雑を極めてゐる。日本の關稅表はすべて輸入品を左記十七類に大別し、

- 第一類 植物及動物（生活力を有するもの）
- 第二類 穀物、穀粉、澱粉類及種子
- 第三類 飲食物及煙草
- 第四類 皮毛骨角齒牙甲殼類及其の製品
- 第五類 油、脂、蠟及其の製品
- 第六類 藥材、化學藥、製藥、其の調合品及爆發藥
- 第七類 染料、顏料、塗料及填充料
- 第八類 絲縷、繩索及同材料
- 第九類 布帛及布帛製品
- 第十類 衣類及同附屬品
- 第十一類 製紙用パルプ、紙、紙製品、書籍及繪畫
- 第十二類 礦物及礦物製品
- 第十三類 陶磁器、硝子及硝子製品
- 第十四類 鑛及金屬
- 第十五類 金屬製品
- 第十六類 時計、學術器、銃砲、車輛、船舶及機械類
- 第十七類 雜品

更に其の各品目を品質の上下、加工の程度等によりて細別し、全體で約千五百の品種を定めてある。其の中で百四種

を無税とし、其の他はすべて税率を盛つてある。

此の税率の定め方に従價税、即ち輸入品の價格に對して何割何分と定めるものと、従量税、即ち品物の個數、重量、容積等に對して金何圓何十錢と定めるものと、二通りある。凡そ最初に税率を制定する場合に於ては、價格を基礎として、或は重くし、或は軽くするのであるから、課税の方針は従價税によつて最も適確に示される譯であり、又従價税こそ最も公平なる、而も産業保護等の目的に適つた制度といはなければならない。けれども税關に於て、實際税金を徴收する場合に、品物の價格を評定することは極めて困難である。輸入者の側に於ては出来るだけ評價を低くして、税金の負擔を軽減せんとする傾向があるから、税關吏はこれに對して嚴密なる判斷を下さなければならぬのであるが、凡ゆる輸入品について此の如き深い知識を持つ所の官吏を置くことは政府として多くの費用を支出せねばならない。そこで、徵稅事務の取扱上、問題の餘り起らない従量税を設けることとして大體に於て従價法の標準に合せんとするのである。即ち従量税は従價税を基として、これを簡單な手續に翻譯したものと見ることが出来る。但し品物によつては個數、重量等を以て直ちに其の價格を推定することの出来ないものもある（顯微鏡、寶石入りの時計、寫眞機等を一斤何程と賣買する者はない）から、其の場合には勿論従價税を使用しなければならない。又従量税を用ひ得る場合と雖も、上等产品と下等产品と同率にすることは出来ないから、其のために品物の分類を細かく制定する必要を生じ、従つて従量税を用ふること多ければ多い程關稅表が複雑になるのである。我が國の關稅表に前記の如く千百の類別を設けるといふのも此の必要から起つて來るのである。關稅表が複雑になるといふ點は従價税に比して従量税の劣りたる所である。

尙従量税には更に重要な缺點がある。蓋し關稅率はこれを屢々變更することは出来ず、他の一方に於て物價は常に變動するが故に、時としては従量税の負擔が最初制定の時に見込んだものとは非常に懸隔のある様な結果を生ずる

場合もある。即ち商品の市價が高くなれば、従量税の負擔は、實質的に輕くなり、市價が安くなれば、それが實質的に重くなる譯である。従つて此の市價の變動に依つて、負擔の輕重の差を生ずることは従量税の缺點といはなければならぬ。即ち税關の實務から言へば従量税は便利であるけれども、課税の大方針からいへば従價税を採らなければならぬ。此の如き次第で、英、米の如きは従價税を多く用ひ、佛、獨等は従量税を多く用ひると云ふ様なことになつてゐるが、全體として、従量税を採る傾向が強いのである。

更に進んで、今少し技術的の話を書く必要がある。先づ従價税についていふと、課税の標準たる價格を如何にして評定するか、と云ふ問題がある。實際は輸入者をして自ら其の申告を爲さしめるのであるが、税關吏が其の當否を決するのに如何なる方法を探るか、といふに原産地の價格を基とすることも出来るし、又は輸入國の價格を基とすることも出来る。我が國の法律には「到着價格」と云ふ言葉が使つてあり、實際には輸入者の示す所のインヴォイスによつて原價、運賃、保険料、輸入手数料等を加へたものに對し課税をして居るが、併し乍ら大戰爭當時の如く商品の市價の變動が激しい場合には、輸入の途中に於て既に大なる變動を生ずるから、寧ろ逆に輸入國の市價を基として、それから輸入税を差引いたものを課税の標準とする方が至當だと考へられることもある。米國政府は此の點について研究をなした結果、後の方法を探らんとする計畫があるので、我國でも米國への輸出業者が大いにこれを恐れて居ると云ふ様な事實もある。輸出業者から言へば、先方へ着いた時の價格次第で課税の標準を動かされるといふことは、採算上不安と言はなければならぬ。先づ大戦後の如き爲替相場の激變ある時代ならば兎も角、普通の場合には原産地の價格を基とするのが國家の政策としても相當であると思ふ。

次に従量税について少しく細いことを言へば、同じ重量容積と言つても風袋を含む所の總量 (Gross weight) と風袋を除いた純量 (Net weight) との何れを標準とするか、と云ふことが問題になる。輸入者の側からいへば勿論

純量に課税されるのが利益であるけれども、さればと云つて箱や包みを一々外されては非常な手数がかゝる。そこで実際には品物によつて、或は總量を基とし、或は純量を基とし、或は總量を量つて其の中から風袋と推定されるだけのものを差引いたものを基とする、と云つた様な色々の取扱ひ方が出て来る。

更に附加へて置きたいのは、品物の品質に就き、或は價格に就き、或は其の外の點に就いて、輸入者と税關吏と意見を異にする場合のことである。此の場合には従價税ならば、輸入者の申し出でた價格で其の品物を税關が買取つてもよいといふ規則がある。又上級官廳に訴へて裁斷を仰ぐと云ふ途も開かれてある。

### 第五 通 商 條 約

近世の初めには歐洲列強の間に激烈なる政治上及び經濟上の競争が行はれ、關稅戰爭が武力の戰爭の前置として使はれる様な状態であつた。併し乍ら輸出入の禁止及び高率の關稅を以て敵國を脅かすと同時に又通商條約の方法に依つて友邦に對し寛大なる取扱をするると云ふことも盛に行はれる様になつて來た。即ち關稅政策の上に於て、一方には報復 Retaliation 一方には互惠 Reciprocity といふ政策が採られる様になつた。そこで此の通商條約に於ては條約國相互の間に商人の入國、住居、旅行、營業等一切の問題について約束を取極めるのであつて、其の中には勿論關稅率に就いての協定を含むことが多いのである。然るに十九世紀になつてから少くとも通商條約の上に於ては敵國とか友邦とか云つて差別待遇することは、漸次に廢止せられ、最近歐洲大戰に際して差別的の政策が一時復活したけれども、これも戦後になつて着々と取去られることになつた。そして十九世紀半頃から條約の中に所謂最惠國條款といふのが一般に採用されることとなり、今日も現に採用されつゝある。最惠國條款といふのは、甲國が乙國に對し關稅政策其他の問題に關して長き待遇を與へた場合に、若し丙丁等の國が甲國との間に豫て最惠國の待遇を受くるといふ



條約があるならば、其の丙丁等は甲國に於て乙國と同様の待遇を受けるといふことである。それだから此の最惠國條款が一般に行はれると云ふことは、つまり差別待遇を止めるといふことに外ならないのである。但し最惠國の意味は今日でも未だ國際間の慣例に依つて明確に定められたと云ふことは出来ないものであるから、現に國際聯盟が中心になつて此の條款の意味を確定することに盡力してゐる様な次第である。關稅政策に於いて問題になる點は、第一に植民地と母國との關係並に關稅同盟を結んだ國々の間に於ける關係を此の條款の除外例と見るや否や。第二に或國が他の一國からダンピングを受けた場合に其の國の商品に對し、特別の關稅を課することが矢張り除外例となるべきではないか。第三に國と國とが陸續きである場合其の國境に接近した地方限りの、相互に入り亂れた商業を自由にする制度、即ち國境地帯内の關稅免除、と云ふことも除外例とすべきではないか。これ等の點について詳しいことは後に至つて夫々の問題に關し述べるつもりであるが、茲では兎に角最惠國條款の解釋について此の如き疑問が未だ實際的に解決されて居ないといふことを一言して置きたいのである（最惠國條款の適用に關する問題について日本の國際聯盟協會が調査した結果は雜誌『自由通商』第二卷第十一號、昭和四年十一月にある）。

通商條約により關稅を協定する場合は勿論一國が相手の國に對し一定の低い稅率以上に關稅を引上げぬといふ約束をするのであるが、それが文明國の間に於ては、通常雙務的に取り極められ、甲國が乙國から來る某々の商品に對し關稅引下げを行ふに對し、乙國も亦甲國から來る某々の商品について關稅引下げを行ふことになるのである。然るに從來歐洲列強が、東洋其他の未開國に對し條約を締結する場合に採つた政策は、雙務的でなく片務的の協定を、弱國に對して強要した形になつてゐる。現に日本でも開國當時英佛以下五ヶ國との條約によつて、これ等の國の商品に對し非常に安い關稅をかけ（慶應二年の改稅約書では從價五分となつて居る）、それ以上の稅はかけないと云ふことを約束し、而も日本の商品がこれ等の國へ行つた場合には何等關稅の引下げを許されるといふ條件は付いてなかつた。つま

り日本が關稅自主權を全く取り上げられてゐたのである。それ故明治時代の外交の中心問題は常に此の不對等なる條約の改正に集中して居た譯であつて、我が國が其の目的を達したのは明治三十二年新條約實施の時であつた。而して右の新條約實施以後にも尙十二年間片務的協定の主義が繼續せられ、日本は英、佛、獨、伊、澳の五ヶ國に對し多數の重要輸入品につき國定稅率よりも遙かに低い協定稅率を適用しなければならなかつた。そのために此の時代に於て我が國は産業保護の點から言つても、財政收入を得る點から言つても非常の不便を感じ、殊に日露戰爭の際には頗る無理な方法によらなければ關稅收入を増すことが出来なかつた。其の後條約の期限が來たにより、片務的協定の代りに明治四十四年改めて雙務的協定を行つた。それから此の雙務的協定も大正九年滿期となつたから、今日では協定稅率と云ふものはなくなつて了つたのである。

支那も亦日本と同様に歐米との條約により其の輸出入稅につき從價五分の制限を受け、其の制度が現在迄行はれて居た。但し此の場合に日本は支那に對し、歐米列強と同じ立場で日本から支那へ行く品物につき、支那の稅權を束縛するのみにして、支那から日本へ來る品物に對しては日本が勝手に其の關稅を決めて居る。然るに近年支那の國民的自覺が起るにつれて、各國は此の上支那の關稅自主權を取り上げて置くことは最早出来なくなつて來た。それで支那の關稅改正が東洋に於ける外交上の大問題とされることになつた。近頃（一九三〇年五月）成立した日支間の關稅協定も、要するに支那に對して關稅自主權を回復すると共に、尙當分の間日本に有利なる稅率を行はんとするのである。今日は三十餘年前日本が條約改正をなし遂げた時代に比すれば世界の形勢が非常に變化して、後進國が有利な立場に置かれてゐるから、此の新しき協定の期間は著しく短縮せられ、三年の後には支那が完全に自國の關稅を左右する權利を與へられることゝなつた。

協定稅率の出來た場合に最惠國條款が如何なる働きをするかと云ふに、一國が其の協定國に對して許した特典は他

の國にも許され、唯無條約國のみが除外されるのである。例へば日本が明治三十二年英、佛、獨、伊、埃に對し全部で百四種の品物につき協定をした時に、他の歐米列國は皆最惠國條款の下に、此の協定稅率に均霑したから、事實上に於てはこれ等の品物については國定稅率をすべて引下げたと同じ結果になつたのである。又此度成立した日本と支那との條約では、日本の重要輸出品たる木綿製品等に對する稅率を協定することが出來たが、これは他の諸國から支那に輸入される同種類の商品にも同率が適用される筈である。

そして見ると、最惠國條款は其の點に於て稅率協定の效力を減殺する所の效果を生ずるのであるが、併し乍ら實際に於て直接協定をなす所の國は其の品目の選定及び稅率の盛り方等につき、特に自國の輸出品に對し他國の競争品以上有利な取り極めをする餘地のあることは事實である。

今後片務的協定は續々撤廢されるであらうけれども、雙務的協定は尙使用さるゝ場合が多いであらう。歐洲諸國の間には戰爭前に協定稅率の條約網と云つたやうなものが出来て、實際に適用される稅率は各國の國法によりて定められた率よりも一般に低くなつてゐたのである。大戰爭の爲めに、これ等の協定も多くは廢棄されたけれども、昨今諸國の間に再び新條約の締結されると共に協定が復活しつゝある。

關稅の協定に關聯して茲に一言して置きたいのは、フランスの複稅率制度のことである。フランスでは一八九二年以來最高最低稅率と稱して、二種の關稅表を設けて置いて、最惠國條款を有する國に對しては安い方の稅率を適用し、其の他の國に對しては高い方の稅率を適用することになつてゐる。勿論實際には最惠國條款が殆どすべての國に許されるために、安い方の稅率が一般に行はれることになつたのである。そこで何故にフランスは此の如き二重の稅表を作つたかと云ふに、これは外交官が外國と交渉して協定をなす場合に、稅率引下げをなし得べき限度を、豫め國の法律によつて決めて置くことと云ふ主意である。それから又條約上には現實に何割何分と云ふ稅率を協定しないで、唯

低い方の表を適用すると云ふ約束をして置けば、自國の都合で其の低い方の税率を更に低くすることは勿論出来るし、又幾分これを引上げることが勝手になし得るから便利と言はれてゐる。併し乍ら長所の裏には自然短所もあるものであつて、右の如く國內法で税率協定の範圍を決めて置けば、それだけ外交官の自由手腕を束縛することになるし、又自國の都合で税法を勝手に變更する所の抜道を作ることには國交上必ずしも良いことゝは云へない。そのみならず、議會政治の完全に行はれない國に於ては、議會の勝手に屢々税法を變更し得るよりも、條約などで確定して置いた方が良いといふ様な場合もあり得る。それ故フランス流の複税率制度は現に二、三の國においてこれに倣つたものもあるが、未だ廣くは行はれない。

#### 第六 植民地關稅及關稅同盟

昔、植民地は本國の利益のために使用すべきものと考へられて居つたので、或は重い租稅を勝手に取り立てられ、或は産業上に色々の制限を受け、貿易上に於ても植民地を本國の商品の獨占市場たらしむるがために本國以外から來るものゝ輸入を禁止し、制限し、又はこれに對して關稅を重課すると云ふ様な政策を採るのが普通だつた。クロムウエルが實行した所の有名な英國航海條例は、オランダの海運業に對し英國の海運業を保護する政策であると同時に、諸外國から植民地へ輸入さるゝ商品の行き筋を束縛して、これによつて間接に本國の産業をして植民地の販路を獨占せしめんとしたものである。それでアメリカ植民地が此の政策に對して反對を唱へ、遂に獨立戰爭を起した様なわけである。現今では最早此の様な極端な植民地壓迫政策を採るものはないけれども、矢張り本國と植民地と雙方の利益を計る立場に於て特殊の關稅制度を行ふことになつて居る。

現在行はれて居る所の植民地關稅制度は大體三種に分けることが出来る。第一は植民地を全く本國の關稅區域内に

包含して、これに單一の税法を行ふもの、第二はこれと正反對に、その植民地限りの独自の關稅法を行ひ、其の税法を本國に對しても外國に對しても全く平等に適用するもの、第三は中間の方法として、植民地は独自の關稅法を持ち乍ら、本國に對して特に低い稅率を適用し、本國に對し所謂特惠を與ふるもの、これである。第一實例は日本が最もよくこれを代表してゐるので、臺灣も朝鮮も完全に日本の單一の關稅法の下にある。第二の實例はオランダ領の東印度であり、第三の實例は英國と其の自治領との間に漸次に發達しつゝある。日本の輸出貿易の方向を見るに、ヨーロッパ諸國に對する輸出は必ずしも重要でなくして、却つて東洋、南洋に於ける各國の植民地が日本商品の重要な販路となつて居るから、此の植民地關稅といふものに就いては特に研究をする必要があると思ふ。

英帝國の特惠關稅問題は世界歴史上の大問題であつて、これに就いては後章に至つて詳しく話すつもりであるが、茲に簡単な説明をして見るならば、最初英國は其の植民地に對して自治を許すと共に關稅制度をも自主的に取り決めしむることゝなし、それからカナダ、濠洲、南アフリカ等は各々独自の關稅を設けて財政上の收入を計り、又其の自治領内の産業を保護するの政策を樹てた。そこで、少くとも關稅問題については各植民地が皆獨立國の様な姿になり、前記の分類で行くと第二種の部類を代表することゝなつた。そして領内の産業保護のためには外國に對してのみならず本國に對しても關稅の障壁を設け、而も其の關稅の高さは一率平等にするのであつた。然るに前世紀の終りから今世紀にかけて、英帝國内のことはすべて帝國全體としての方針を立て組織を設けなくてはならぬといふ思想が、本國側に於ても、植民地側に於ても勃然として起つて來た。そこで植民地の側に於ては、個々別々に独自の見地から、本國並に他の自治領に對して特惠稅率を設けるものがあり、本國の側に於ても歐洲大戰以後傳來の自由貿易の原則を破り、僅少なながら保護關稅を設けるに當つて植民地に對し特惠を許すことゝなつたのである。此の如き次第で英帝國の特惠稅法といふものは、全體として未だ組織立つたものにはなつて居らない。例へばカナダは本國並にニュー

ジーランド、南アフリカ等に對し、若干の品物に對して特惠を與へるとか、南アフリカは同じく若干の品物について本國並にカナダ、濠洲等に對し特惠を許すとか、又濠洲は本國並に南アフリカに對して特惠を與へるとか、云つた様に、帝國內のあちこちに特惠制度の芽が生えつゝある。従つて此の特惠制度の網が帝國全部に行き渡るか否かは今後の發展によつて決まるのである。然るに日本の立場からこれを見ると、前記の如く我が輸出貿易の重なる得意先は、アメリカ及び支那に次いで、太平洋の周圍にある諸國なるが故に、その中でも最も富源の多いカナダ及び濠洲が益々本國に對する特惠を盛に行ひ、更に印度迄も自治領となつて本國と特惠關係を結ぶ様になれば、日本の産業に對しては大なる打撃とならざるを得ない。現に印度は今日迄何れの國の産物に對しても開放されたる自由の市場であつて、日本の木綿工業に對する大きな得意先である。印度への日本輸出高はヨーロッパ全部に對する輸出高と伯仲する程の額に達してゐる。従つて印度が今後保護關稅を採用し、殊に英國に對して特惠を與へる様になることは、我が國にとつて大問題といはなければならぬ。そこで此の特惠關稅と最惠國條款との關係に於て考へて見るに、若しも印度其の他の植民地を英國から離れたものと看做せば、最惠國と認められたる外國も特惠關稅に均霑すべき筈であるが、英帝國と云ふものを一體として見れば特惠制度も亦其の一體の内に行はるゝものと見なければならず、従つて他の外國がこれに嘴を容れることは出來ないと云ふ道理がある。英國の自治領は半ば獨立の資格を有し、現に國際聯盟内に於ても本國と相並びて一票を與へられて居るから、そこでこれ等の國が本國に對して特惠を與へる場合に最惠國條款が働き出すのではないかと云ふ疑問が起る。現在のところでは英國は勿論此の如き説には耳を傾けず、植民地との特惠の如きは當然最惠國條款の例外と見て居るのであらう。そのみならず此の特惠制度と云ふものは英國の特惠ではなくして、外にもフランス、アメリカ合衆國等が部分的にこれを採用し、日本自らも現に關東州に對して特惠的に關稅の免除を實行して居る様な次第であるから、此の方面から問題の解決をなすことは極めて困難と思はれるの

である。

英領土外の植民地について見ると、ジャヴァは矢張り日本の重要なる得意先であるが、これは今日迄の所では前記三大別の第二種に屬し、少しも特惠制度を行つて居らないが、今後如何に發展するか分らない。又フランス領の印度支那に於ては其の本國との關係は第一種の關係で、即ち全く自由貿易をやつて居る。そして他のヨーロッパ諸國に對しては特に協定をして複稅率制度の安い方の率を適用することになつて居る。而も日本に對しては未だ關稅上の協定が實行されないために高い方の稅率が適用されて居る。それ故に日本品は此の國に於ては本國から來る品物に對して全く競争出來ないのみならず、他の歐洲諸國から來る物に對しても競争が極めて困難なる状態にある。そこで何故に協定が出來ないかと云ふと、それは佛領印度から日本に來る所の西貢米に關し日本が外米管理を適用するからである。佛領印度支那は英領印度の如く豊富な販路ではないかも知れないけれども此の如き理由に依つて日本の貿易の範圍外に置かれると云ふことは確かに一考を要すると思ふのである（商務官若松常雄氏『印度波斯其の他東洋方面の關稅に就いて』と題された講演筆記が自由通商協會から刊行されてゐる）。

次に關稅同盟に就いて述べる。前記の植民地間に於ける特惠制度を極度に實行された場合には、本國と植民地との關稅同盟が事實上出來る譯であるが、歴史上最も有名な關稅同盟は本國と植民地との同盟ではなくして、同一又は類似の民族が相接近して國を建てた場合に生じてゐる。即ち一八三〇年代に出來たドイツの關稅同盟が今迄の歴史上に最も有名なものであつて、これはドイツ帝國そのもの成立を導き出したものと云つてもよい。併し現在では最早ドイツが一國となつて居るのでそこに單一の關稅制度が行はれることは當然の道理となつて了つた。形式上から云へば、アメリカ、カナダ、濠洲等もドイツと同じく聯邦であつて、獨立國の集りであるから一種の關稅同盟と見られないことはないけれども、これ等の國も皆既に事實上に於て一國となつて居るから關稅同盟などと呼ぶ必要はない。

現今以後の問題として考へられるものは中歐關稅同盟並に全歐關稅同盟の問題である。大戦争の結果として奥匈帝國の領土は七ヶ國に分割せられ、帝國の舊領内にオーストリア、チエコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ハンガリーの四ヶ國が出来て居り、尙ルーマニア並にポーランドが境を接して居る。右の四ヶ國は戦前一つの統一された貨幣制度を有し、鐵道組織を有し、又一つの關稅區域に屬して居つた。それが現在では民族自決の旗印の下に政治的に分裂したのみならず、經濟的にも亦分裂して了つたので、相互の交通も著しく妨げられて居る。従つて相互に築いて居る所の關稅の障壁は全體の産業の發展を妨害する結果に陥つて居る。そこでこれ等の國若しくは其の隣國のあるものを加へて茲に中歐關稅同盟を組織せんとする運動が起つて居り、諸國の政治家も皆之に注意を拂つて居る。それが早く實現されないのは先張り民族的の猜疑心の結果である。又歐洲識者の一部には中歐のみならず、ロシアを除いた全ヨーロッパの經濟上の關係を密接ならしめ、やがて關稅同盟に導かんとする説が行はれて居る。其の計畫が一九二九年の國際聯盟總會に於てフランスの首相ブリアンの雄辯を通じて發表せられたが、これは中歐同盟以上に多くの障害を控へて居るので、其の實行は極めて困難であらうけれども、既に此の如き思想が起つて來たと云ふのは實際上にヨーロッパ人がヨーロッパの關稅組織の缺點を自覺したことを示すものである。即ち現今に於てはアメリカ合衆國は非常に大きな大陸國であつて、其の大きな領土内に自由貿易を行つて益々發達しつゝあるが、これと對照してヨーロッパは大戦後益々多くの小國に分裂して關稅の障壁を高めたるがために、其の發達を妨げられて居ると云ふことは何人も認めなければならぬ事實である。そこで茲に關稅同盟を作るとは至難であるかも知れないが、將來何かの形に於てこれに類するものが出来ないとは云へない。

最後に日本の植民地關稅を見るに、臺灣並に朝鮮が共に地理的に本國と接近した位置を持つてゐるので、茲に單一の關稅制度を行ふと云ふことは比較的容易に實現されたのである。即ち臺灣は領有後間もなく日本の關稅區域に包含



せられ、朝鮮は以前獨立してゐた當時日本、支那と同様に關稅自主權の束縛を歐洲列強から受けてゐたのであるが、明治四十三年八月、日韓併合の後十年間を限り舊法を行ひ、大正九年八月から日本の關稅區域内に入れられたのである。此の如くにして此の二つの地方と本國との貿易關係は年を追つて密接になり、其の輸出入の殆ど全部が本國との商業であると云ふ様な關係になつて來た。朝鮮及臺灣には内地の工業品が販路を見出し、又これ等の地方の農産物が内地に賣り捌かれる様になつた。殊に朝鮮米、臺灣米の移入によつて内地の米穀の不足を補ふ所の形勢が明らかに現れて來て居る。

然るに茲に複雑なる關稅問題を提供するのは關東州の租借地である。關東州は内地の一縣に當る位の狭い地方であり、日本はこれを租借すると共に其の全部を自由地區となし、何れの國の産物も自由に出入することが出来る様にした。それは勿論此の地方、殊に大連をして滿洲及び北支那の中繼港として繁榮せしめんがためである。然るに此の關東州と滿洲奧地との輸出入並に支那諸港との輸出入に對し、支那の側からは税金を課してゐるのであるが、それが區々雜駁であつて非常に統一を缺いて居る。其の外に關東州と滿洲奧地との間には密貿易が極めて容易に行はれるのである。それに尙加へて大正十四年から日本政府が關東州の若干産物に對して輸入稅免除の特權を與へた。之を支那の側から見れば關東州を支那の關稅區域内に入れて大連だけを自由港として密貿易を取締るのを以て最も上策とするのであるが、居留民の既得の利益と衝突することがあるので問題の解決は仲々難しい（雜誌『自由通商』第三卷第一號に大連商工會議所書記長篠崎嘉郎氏「關東州關稅制度改正に就いて」と云ふ一文がある）。

#### 第七 保稅制度及自由港

保護關稅の作用は理論上稍複雑なる問題であつて、これは後に詳しく研究しなければならないが、要するに外國品

に課税することによつて内地市場に於ける其の價格を高からしめ、これによつて内國産の同種類の商品の競争を容易ならしめることを目的として居るのである。然るに其の輸入品を原料として精製品を造り、又は輸入品に多少の加工をした上で、更に外國へ輸出すると云ふ場合には、賦課された所の輸入税のために、外國市場に於ける其の價格を高くすることとなり、其のために外國で精製又は加工されたものに對し競争は困難とならねばならぬ。其の缺點を補ふためには、最初外國品を輸入する時に、其の輸入税の取立てを一時猶豫するか又は全然免除するか又は一旦納めた税を再輸出の際に拂戻すか、この三つの中の一つを選ばなければならぬ。これが夫々保税倉庫、免税、及び戻税の制度である。

先づ免税及び戻税について述べて見る。戻税の場合には一旦納めた税を再び拂戻されるのであるから、計算上の結果は免税と同じことになるけれども、輸入してから再輸出する迄の期間、税金に相當するだけの資金を寝かさなければならぬ。即ち、そこに金融上の負擔が生ずる譯である。これに反して免税の場合にはかくの如き負擔は全然生じないが、其の代りに税關の側から見ると脱税を防止する必要が起り、其のために品物が國內にある間嚴重なる監督を行はなければならぬ。我國の關稅定率法第八條九條及び第十條に其の規定があつて、商品の種類を限り免税を與ふることになつては居るが、監督の手續は非常に面倒である。第十條による造船材料の免税の如きも、造船所に於てこれ等の材料を特に一つの場所に纏めて置き、其の材料の出入を監督するために一人の税關吏が出張して居り、造船所は其の官吏の俸給を支拂ふのみならず、一切の監督費を負擔しなければならぬ。それ故に材料を使用する所の企業が相當大規模のものであれば此の規定を利用することも出来るが、小規模の企業にあつては全く費用倒れとなり、免税の特典も用を爲さないと云ふ結果になる。それ故免税は戻税以上に實用の効果が少いと云ふ現狀である。

尙序で戻税について一言したいのは此の制度は輸入税のみならず、内國税についても利用出来ることと云ふことであ

る。例へば酒、煙草、砂糖、織物等は我が國に於て現に消費税をかけられ、然らざれば專賣品となつて居るために、其の内地の價格が高められて居る。そこでこれを外國に輸出する場合には外國品との競争が不利になるによつて、輸出の場合に其の消費税を拂戻す必要がある。此内國消費税の拂戻は實際に於て各國の實行して居る所であるが、場合によつては政府の手加減によつて、事實消費税として取立てたよりも多くの金額を拂戻す様な場合もあり、其の場合には隠れたる輸出奨励金を與へたことになる。其のために國際間に問題を生ずる様な例も少くない。

次に保税倉庫について考へる。保税倉庫は前記の免税並に戻税に比して實際上の缺點が少く、従つて其の利用の效果最も大なるものである。何故かと云ふと、輸入品が倉庫に保管されてある間は税金の取立を猶豫されるから、輸入者にとつて金融上の負擔は毫もなく、而も脱税取締の點から見ても面倒な手續を要せないからである。即ち輸入者は何れにしても商品を倉庫に入れて置かなければならないが、其の倉庫を保税倉庫として置けば、それだけで輸入税の問題を解決することが出来るのである。そして保税倉庫に於ては、普通の倉庫におけると同じく倉庫證券が發行されるから、輸入者は商品を倉庫に入れたまゝ轉賣することも自由である。そこで、輸入商又は輸入商から其の倉庫證券を買入れた者が、若し商品を取り出して内地で處分しようとするならば、其の時に始めて税金を拂へばよい。若し更に再輸出して外國で賣らうとすれば、輸入税に煩されることは少しもない。此の如き次第で、保税倉庫の存在するために其の地方に於ける商品の出入が多くなり、所謂仲繼貿易の利益を收め得るので、これが地方的繁榮になるのである。ロンドンやアントワープの如き歐洲商業の中心地に於て、此の制度が盛に利用されてゐることは隠れもなき事實である。我が國に於ても其の通りである。

然るに普通の保税倉庫と稱するものは單に商品を預ると云ふだけの設備しか持つて居らない。其の荷造りを改め、又は商品の仕譯をなし、又は更に進んで加工をなし、製造を爲すと云ふことになると、倉庫の設備だけでは間に合は

ない。そこでこれ等の仕事をなしつゝ、税金の猶豫を可能ならしめんとするものが保税工場である。保税工場は従来税關假置場と稱せられたものを昭和二年四月の法律で名義を改めたものであつて、其の實質に變化はない。即ち、内地に於ける或る工場を保税工場と認めらるゝ時は其の工場内に輸入品がある間、税金の取立てを猶豫されるのである。併し乍ら此の保税倉庫となる所の工場は通常税關から離れた地方にあるから、矢張り茲に脱税取締の必要が起り、其のために前に述べた所の免税の場合と同じ様な手續を要し、又同じ様な費用をかけなければならないと云ふ缺點がある。即ち小工場に於ては到底其の煩雜に堪えないと云ふ苦情を聞くのである。

保税倉庫及び保税工場の制度を更に擴張したものが自由港及び自由區域の制度である。これは或地域を區劃して其の全部を保税地帯と定めるのである。輸入品が此の地帯にある間はそれが倉庫に保管せられると、工場に於て加工せらるゝを問はず、全般的に税金取立てを猶豫されるのである。自由港 (Freihafen) と自由域 (Freigebiet) と云ふ言葉は通常正確に區別して使用されてゐる譯ではないが、嚴格に云へば、自由港と云ふのは一つの都市全部を保税地帯とするので、そこに住居する所の人口がある場合を云ふ。自由區域の方は一都市の中の特に指定せられた區域であつて、そこには仕事をする設備はあるが住居はこれを許されないことにして、此の自由區域は嚴重な障壁を設けて脱税を防ぐことにしてある。此の如くにして自由區域は保税工場を擴張したものであり、自由港は更にそれを擴張したものである、といふことになるが、歴史上から云ふとこれ等の制度は保税工場とは異つた發達をなして居る。即ち、これは昔各國の政治上の統一が出来てゐなかつた時代に本來輸出入を自由にして居つた所の獨立の商業都市があつた場合に、それが新しい國家に加入する條件として此の制度を認められたのである。其の最も有名なるものはドイツのハンブルグ、ブレーメン、リューベックの三箇所であつて、何れも前にいつた様な歴史を持つて居る。つまり、これは地方の繁榮策としては頗る有利であるけれども、保税區域の廣いだけに脱税の危険も多いのであつて、従つて國家

全體の政策上から云へば必ずしも適當とは云へないかも知れない。従つて前記の様な歴史の無い所では新に此の如き制度を設けるか、又は保税倉庫、保税工場を以て間に合せるか、といふことは大いに考慮を要する所である。尙、歐洲以外の自由港としては英領の香港、シンガポール等が其の著しき例であるが、これ等は其の港の存在する地方に於て政權の統一が出来ず、國家の統制が行はれて居ない所へ外國の勢力が侵入して來たために生じた制度であると云ふことを考へなければならぬ。

## 第四章 關 稅 理 論

### 輸 入 稅 理 論

- 第一 輸入税は何人が支拂ふか——輸入税の轉嫁——それは價格の問題である——外國生産者が拂ふ場合と内國消費者が拂ふ場合——價格に影響する條件——一、獨占——二、需要の彈力——三、代用品——四、内國の競争品——輸入税新設と見越輸入
- 第二 財政關稅と保護關稅——一、財政關稅——外國人負擔の場合——内國人負擔の場合——財政關稅の稅率——内國消費稅との權衡——二、保護關稅——一、保護關稅は必ず價格を高める——價格を高めぬ場合は保護ならぬ——二、保護と收入とは兩立せぬ
- 第三 保護關稅の稅率——保護關稅の稅率と生産費——一、生産費とは何か——二、生産費が關稅牆壁より低き場合——競争と獨占
- 第四 ダンピング（不當廉賣）——ダンピングの定義一定せず——輸出奨励金とダンピングとの比較——ダ

ダンピングの行はるゝ理由——大工業の生産費——間接費と直接費——ダンピングの利害——輸出國の利害

——輸入國の利害

第五 保護關稅と生産獎勵金——兩者は目的を同じくし、手段を異にす——消費者の負擔か、一般納稅者の

負擔か——生産獎勵金の廣く行はれざる理由

### 第一 輸入税は何人が支拂ふか

輸入税は何人が支拂ふか、其の負擔者は内國人であるか、外國人であるか、と云ふ問題は、關稅政策の根本に存在する所の問題である。若しも輸入税はすべて外國人がこれを負擔するものとするならば、國家にとつてこれ程良い財源はないのであつて、極端に云へばすべての内國税を廢止して輸入税のみを以て國の財政を賄ふべき道理である。併し乍ら實際に於て外國人のこれを負擔する場合は寧ろ例外であり、内國人の負擔するのが普通である。而も其の内國人が負擔する場合に於ても負擔の状態は決して一樣でないから、そこに複雑なる問題が起り、又これあるが故に輸入税が單純なる財政問題でなくして、對外商業政策即ち内國産業保護の手段となり得るのである。

輸入税を何人が拂ふか、と云ふことは消費税を何人が拂ふかと云ふのと同じく、間接税の轉嫁の問題である。間接税の轉嫁の問題はつまり價格の問題である。即ち商品に課税したことによつて、其の價值が高まるか否か、高まるとすればどこ迄高まるか、と云ふ問題である。外形から見れば輸入税は輸入商が拂ふけれども、輸入商は自らこれを負擔せずして、税金を商品の原價、運賃、保險料等に加へたものを商品の價格として内地の商人から請求し、内地の商人は更に其の上に自己の手數料を加へたものを代金として消費者から請求することになる。斯くて税金は消費者に轉嫁されなければならない。然るにかくの如くにして消費者から請求される所の代金が餘りに高くなれば、消費者がこ

れを買はなくなるかも知れない。そこで輸入商は採算のとれないために其の品物の輸入を止めるか、然らずんば代金の値引をする様になることになる。其の値引をする場合には外國の生産者に掛け合つて原價を引下げしめなければならぬ。外國の生産者が値引を承諾した場合は、つまり輸入税が内國消費者に轉嫁されずして外國の生産者に逆轉された譯である。但し外國商人が値引をするとしても、其の程度は税金と同額の値引をすることもあり、其の一部しか値引しないこともある。又税金が内國消費者に轉嫁せられ、價格が高くなつても内國の消費者が必ず買はなくなるとはきまらない。高いに拘らず従前の通りに買ふこともある。又買ふにしても其の分量が減ずる場合と減じない場合とある。

右の複雑なる關係を簡條書にして見れば次の如き場合が分れる。

輸入税のかゝつたために

A、價格の騰貴が輸入税の全額に相當する場合

B、價格の騰貴が輸入税の一部に相當する場合

C、價格の騰貴せざる場合

これを税金負擔の側から見れば

Aは税金全部が内國消費者の負擔となる

Bは内國消費者と外國生産者と分擔したことになる

Cは外國生産者が負擔したことになる

更に輸入の數量から云へば

Cに於ては數量に變化が起る譯はない

A及びBの場合

- (一)、數量の變らぬことあり
- (二)、數量の減少することあり
- (三)、輸入の全く停止することがある

以上はすべてのあり得べき場合を考へて見たのであるが、如何なる場合に何れの變化が起るか、と云ふことをその次に考へて見なければならぬ。價格が高くなるか否かは買手と賣手の何れが取引上強き立場にあるか、といふことによつて決まるのである。其の立場の強弱の生ずる條件としては、第一に買手及び賣手の何れか獨占的の位置を占めてゐるか何うか。第二に商品の性質上、需要の彈力が大なりや否や。第三に代用品があるかないか。第四に内國で同種の品物が生産されるか否か。これ等の條件がすべて影響して來るのである。

買手即ち輸入國の消費者が獨占的な位置にある場合には外國生産者は値引をしなければならぬ。輸入國の消費者が獨占的の位置を持つて居ると云ふのは、世界中他に其の商品の販路がないと云ふことである。従つて外國生産者は假令自己の利潤を切り下げても、其の國に於て品物を賣らなければ他にこれを賣るべき所がないのである。此の場合には税金は完全に國庫の收入となり、而も内國消費者は従前通りの價格で品物を買ひ得るのであるから、財政上から見ればこれ程都合のよいことはない。けれども實際に於ては世界の風俗習慣が如何に千差萬別であつても、一つの貿易品が一つの國にしか販路を持たないと云ふ場合は殆ど考へ得られない。例へば支那で日本の綿布に重税を課したとしても、それが絶対に賣れなくなることはない。印度とかジャヴァとか其の外の國々に賣れて行くのである。従つて支那に賣るにしても、さ程に代金を引下げる必要はない。併し乍ら多くの重要な販路の中の一つが妨害されれば、それだけ需要の減退となり、従つて價格も幾分下がらなければならぬ。従つて其の程度に於て輸入税の逆轉が行は



れる譯である。而して此の逆轉の結果生産者の利益が少くなることは勿論だが、生産者がその利益の減少を忍んで從來の生産をつゞけてゐれば逆轉も亦繼續される。之に反して生産者が生産の不利なるを見て之を縮少すれば、やがて課税國市場に於ける價格は再び高くならねばならぬ。

以上輸入國消費者の獨占と云ふことだけを條件として考へて見たが、第二の條件たる需要の弾力、第三の條件たる代用品の有無と云ふことも夫々輸入國內に於ける價格に影響するのである。即ち代用品があれば價格下落に傾く。又需要の弾力が大なれば大なる程價格下落に傾く譯である。併し乍ら大體に於て輸入國消費者の獨占がない以上は輸入税賦課のために價格が上がらないと云ふことはあり得べからざることであつて、税金は多少共消費者に轉嫁せられるものと思はなければならぬ。多くの場合に於ては輸入税の殆ど全部が消費者にかゝるものとされてゐる。何となれば普通の場合に外國の生産者は一時は輸入税を自ら負擔して品物の値引をするかも知れないけれども、其のために利潤の減少するのを忍んで長くその生産を續けるとは思はれない。利潤が著しく減ずれば從來の仕事をやめて他の仕事に移るであらう。たゞ例外的に從來何かの理由で特に大なる利潤を得てゐたならば、輸入税を負擔しても尙輸入を繼續することを好むだらう。又他に爲すべき仕事がないとすればこれ亦止むを得ず安い報酬で働くことになるであらう。だから輸入税のかけられた當座の事は措いて、價格が永久に高くならぬ場合があるとすれば、問題となつた所の品物の販路が限られて居り、需要の弾力は大で、代用品もあるといったやうな條件が具はつてゐる上に、尙前記の如く外國生産者が尙相當の利潤を得られるか、又は他に轉業の出来ないかの場合でなければならぬ。

然るに尙第四の條件たる内國品の競争品の事を考へて見るに、もし輸入品と同じ品物が國內に生産されれば、代用品以上の力を以つて輸入品との競争を爲し、其價格に影響を生ずること勿論である。而して其内國品の競争力「の強弱」はつまりそれが安く出来るか否か、即ち其品物の内國生産費等によつて定まる。第一に、其生産費が外國品同様

に安ければ輸入税の有無に拘らず、國內價格はそれ以上に高くならず、従つて外國品が輸入されるとすれば税金は外國生産者が負擔しなければならないけれども、實際輸入されることは餘りないだらう。第二に國內生産費が國際市場の價格より高ければ輸入品は税金の一部又は全部を品物の代金に加へても尙競争し得るわけである。併し輸入税が非常に高ければ競争は出來ず、輸入はなくなり、價格は國際市場價格に輸入税を加へた高さを限度として、國內だけの競争又は獨占の状態によつて定まる。そこで此第二の場合に內國品は其生産費の外國に比して高いに拘らず、相當の利潤を擧げ得ることとなり、所謂保護關稅の効果が生ずるのである。但し此問題は次節に至つて更に詳説することとする。

本節の結論として明かに指摘したいことは輸入税は外國人の拂ふ場合もあるけれども、それは例外であつて、普通は內國の消費者が拂ふといふことである。但し以上の考察は輸入税をかけた結果が終局において如何なる状態に落つか、と云ふことを考へたのであつて、輸入税をかけたと同時に必ず價格が高くなると云ふ意味ではない。實際に於て新たに輸入税のかゝつた場合には、さし向き價格の下がることゝ寧ろ多いのである。それは何故かと云ふと、數十日の後に輸入税がかゝることが分つてゐる場合には所謂見越し輸入なるものが行はれ、其のために商品の供給過剩となり、價格も下落を來すのである。殊に國內一般に景氣の悪い時には其の下落も甚しくなる。但し此の場合に於ては課税後の輸入は非常に少いから、税金が外國生産者に逆轉されるのではなくして、見越し輸入をなしたる商人が損失を蒙ると云ふだけの結果となる。そして其の見越し輸入に基く滞貨が一掃されて了へば其の後には價格が高くなり、従つて税金が內國消費者に轉嫁されるのである。

最近の一例を擧げて云へば、我國に於て昭和四年四月木材關稅を引上げたけれども、木材價格は高くならずして却つて下落を續けて居る。其の理由は見越し輸入ではないが內國山林家の見越し伐り出しであつたと云はれて居る。即

ち木材關稅は本來外國材の輸入を抑へて内國山林家を保護せんとしたのであるが、内國山林家が此の機に乗じて利益を得んがために盛に伐木を行つた。其のために内國市場に於ける供給過剩となり、價格が下落したのである。併しなからこれには不景氣のために建築が少くなつたと云ふことも影響して居るのであるから、其の景氣が立直り、又は一時に伐り出された木材が捌けて了へば、其の後は矢張り輸入税の結果として價格が吊り上げられるものと豫想しなければならぬ。それから此の價格の下落してゐる際でも外國木材、殊に米材の輸入が全く止まつては居らないのであるが、此の際米國の山林家が以前よりも値引して居るか云ふと、必ずしもさうでないから、恐らくは輸入材の運賃が下落したのであらうと考へられる。さすれば、輸入税の税金は外國生産者に轉嫁されずして船舶業者に轉嫁された云ふ意外の結果を生じたことになる。これは輸入税轉嫁の状態の複雑なることを示す所の一つの適例であると思ふ。

## 第二 財政關稅と保護關稅

輸入税は財政上の收入を目的としてこれを課する場合、即ち財政關稅と、國內産業を保護するために課する場合、即ち保護關稅とある。財政關稅は國內消費税と同一の目的を有するのであるが、保護關稅はこれと全く其の性質を異にし、たとへ其の副作用として收入を得られる場合があつても、收入其のものを目的の中に數ふべきものではない。商業政策の手段たるものは、即ち、此の保護關稅であつて、本書の主力を注ぐのも亦これに外ならない。尙此の外に道徳上、風紀上の目的を有する關稅があるけれども、これはさ程重要ではない。大正十三年に實施された所謂贅澤品等の關稅は大戦後に生じた奢侈の風を矯正すると云ふ風紀上の目的を持つてゐたと稱せられるが、現在では最早其の初めの目的に適つてゐるとは云へない様である。何れにしても個々の輸入税はこれ等の目的の何れかを達するために

かけるのであるが、併し乍ら、實際に於て其の本來の目的と實際の効果とは必ずしも一致するものではない。財政關稅としてかけたものが保護の效果を生ずることもあり、又保護の目的を以て設けたものが單なる財政關稅に終ることがある。其の目的と效果と一致しない場合は政策の失敗と認めなければならない。

### 一 財政關稅

先づ順序として財政關稅について述べる。前節に列擧した場合の中、Cの場合、即ち輸入稅を課したるに拘らず其の商品の價格が騰貴しない場合は財政關稅として最も良きものであることは云ふ迄もない。何となれば此の場合には外國人をして稅金を負擔せしむる結果となるからである。併し乍ら斯の如きは輸入國が「買手の獨占」を有し、且輸出國生産者が從來特に高い利潤を得て居た場合、又は其生産者が他に轉業し得ざる場合にのみ生ずることであつて、其の様な都合の良い財政關稅は實際に於てこれを發見することは出来ない。實際各國に行はれる輸入稅にして財政關稅と目されるものは皆内國に於ける價格を高めるものである。即ち、税金の負擔が内國消費者に歸するものである。英國が大體自由貿易の國であり乍ら、十二億圓（日本のそれは一億五千萬圓である）と云ふ莫大の關稅收入を擧げて居るのは全く財政關稅政策に成功したものであるが、其の負擔は矢張り内國消費者にかゝるものと考へられてゐる。

財政關稅として充分其の目的を達するには如何なる條件が必要であるかと云へば、第一に課稅の結果價格が騰貴するに拘らず消費高の餘り減少しない様に計畫しなければならぬ。これは品物の選擇にも關係があるが、稅率を適度にすることを要する。内國消費稅として酒、煙草等の生産に課稅する場合に、其の稅率を餘り高くすれば消費の減少のために收入が擧がらず、さればと云つて稅率を餘り低くすれば消費高の大なるに拘らず收入は多くを得られない。其の中間の適當な程度を選ぶことによつて國庫收入を最大ならしむることが出来る。財政關稅についても矢張り此のこ

とが第一の條件となる。次に第二の條件としては内國の競争品が發生しない様にしなければならぬ。前記の英國の財政關稅中、茶や珈琲が重要な地位を占めてゐるのも其のためである。これ等のものは英國の氣候では到底生産する望みなく、又別に有力な代用品もないから、此の點に於て最も適當である。若し英國で織物に輸入税をかけたならば、忽ち内國に競争品が現れて外國品を驅逐し、其のために輸入がなくなり、輸入税の收入もなくなつて了ふであらう。但し斯の如き場合に於て外國品に課する輸入税と同率の内國消費税を設ければ外國品が驅逐されると云ふ結果を防ぎ得る譯である。實際に於て、酒、煙草の類は何れの國でも非常に高い輸入税をかけて居るが、これと同時に内國品に對しても、大體同率の消費税をかけて居るのである。我國の關稅定率法に煙草の輸入税は三十五割五分としてあるが内國品にても專賣局に於て、同等の利潤を取つて賣り出して居ることと思ふ。

## 二 保 護 關 稅

然るに保護關稅はどうかと云ふに、此の場合には外國品を排斥して、内國品をしてこれに代らしめるのが終極の目的であるから、課稅の結果は必ず商品價格を高くしなければならぬのみならず、其の高くする程度が同種の内國品の生産を刺戟する點迄行かなければならないのである。輸入税をかけても外國生産者が自らこれを負擔して従前通りの安い價格で販賣する時は輸入は依然として行はれ、輸入税の收入は得られるけれども、保護の效果は少しも現れない。又價格が引上げられても、其の高さが充分内國に於ける生産費を償つて餘りある程度に達しなければ内國生産者をして喜んで其の生産を擴張するに至らしめることは出来ない。保護關稅の作用はつまり外國品の價格を吊り上げるによつてこれと競争する所の内國品の價格を高くせしめ、内國生産者の利潤を大ならしめ、又は少くとも其の損失を償はしめると云ふことである。言葉を換へて云へば、消費者が外國品に對して拂ふ所の輸入税と同じものを内國

品に對しても拂はなければならぬ様にして、其の金を生産者にとらしめることである。更に數字を以て示せば、例へば我國で全消費高百萬圓に達する所の或る品物があつて、それが全部外國から輸入されて居たと假定する。而して一噸につき二十圓の輸入税をかけたゝめに其の價格が二十圓だけ上つたとする。其の結果内地でも同種の品物の生産が有利となり、三十萬噸だけ自給する様になつたとする。此の時若し全消費高が減少しなかつたならば輸入額は七十萬噸となる。關稅收入は一千四百萬圓を生ずるのであるが、内國産も亦外國産と同じく高い價格で賣られるのだから、消費者の拂ふ金額は以前よりも二十萬圓だけ増したことになる。此の二十萬圓の中で一千四百萬圓が國庫の收入となり、残りの六百萬圓が内國生産者の收入となつて茲に保護の效果を生ずるのである。而して此の保護政策の結果内國品の生産が獎勵せられ、其の産額が益々多くなると共に外國品の輸入が益々少くなつて行けば自給自足が漸次に完全になるわけである。斯くして外國品が全部驅逐された時は輸入は絶無となつて輸入稅收入も絶無となる。其の代り、前記の二十萬圓全部が消費者の懐から出て生産者の懐に入るこゝとなる。保護關稅は茲まで行つた時に始めて充分に其の「效果を生じ」たと云へるのである。

以上は關稅理論の最も緊要な部分であつて、これを充分に理解することに依つて吾人は往々世間に行はれる所の誤解から免れることが出来る。茲に其の誤解の著しきもの二つを擧げて見る。

一、保護關稅は必ずしも課稅品の價格を高めないといふ説が屢々保護關稅の辯護論として唱へられるが、それは勿論誤解である。輸入稅が外國生産者に轉嫁されて價格の上に何等の變動をも生ぜしめない場合のあり得ることは既に述べた所であるが、此の場合には保護の效果が生じないのである。假令課稅の目的が保護にあつたとしても目的通りの結果を現さないのである。尙輸入稅を設けたゝめに見越し輸入が起り、課稅品の價格が一時下落する様な場合のありすることも前に述べたが、これも保護にならぬことは明らかである。更に各國の實例を集めて見れば、見越し輸入より

も更に一步を進めて課税を當て込んだ企業の濫設を起した場合もある。高い保護關稅がかげられれば一時價格が高くなり又現に高くならないとしても近き將來に大いに騰貴すると云ふ豫想が出来る。そこで事業家が課稅品の生産を擴張するのみならず、其の品物の生産設備の擴張を行ふ。さうすると品物の市價が持ち切れないで安くなるのみならず、これが生産に従事する所の會社の配當が減じ、株式の相場が下落する。而も其の形勢は數年に至つて改善されないと云ふこともあり得る。斯の如き場合に若しも此の事業が國際市場に於て外國の同業者と競争が出来るものならば回復も亦従つて速い筈であるが、もともと保護關稅をかけなければ起つて來ない様なものであるから、其の製品を外國に賣り出す望みはなく、唯內國市場だけで始末をつけなければならぬのである。そこで止むなくカルテルを作つて出来るだけ價格を吊り上げ、又は操業短縮をやつて過剩となつた設備の一部分を休ませる様なことにもなる。この様な場合には保護關稅の結果課稅品の價格が高められないのみならず、却つて下がるのであるが、それは結果から見ても少しも保護にならずして寧ろ破壊になつてゐると云ふことは明らかである。

二、保護關稅を課すれば內國産業を保護すると同時に國庫の收入を多くすることが出来る、一舉兩得の效があると云ふ説も屢々行はれるが、これも其のまゝに受け取ることが出来ない。前にも述べたる如く保護關稅は外國品を排斥し內國品をしてこれに代らしめただけ其の效果を生ずるのであつて、關稅收入の生ずる限りは、其の效果が充分に達せられないことを示すのである。一方に幾分保護關稅としての成績を挙げつゝ、他の一方に國庫の收入をも増すことは事實に於て最も普通に見るのであるが、それは二つの目的が何れも部分的に達せられて居るだけであつて、これを一舉兩得と云ふことは出来ない。前に舉げた數字的の説明に戻つて云へば、消費者の懐から出る二千萬圓の中で一千四百萬圓が財政關稅、六百萬圓が保護關稅たる用をなすのである。これは一舉兩得ならずして二舉二得と云はねばならぬ。

人は正面から右の誤まつた説を認めない場合に於ても知らず識らず同じ誤謬に陥つて居ることがある。例へば各國の關稅收入の大小を比較して、これによつて其の各國の保護關稅の高さを比較し得たりとするが如きは其の一例である。嘗て我が國の有力な政治家が右に掲げるが如き數字の比較を論據として、日本の保護關稅は斯の如く各國のそれに比して低いのだからまだ大いにこれを引上げる餘地がある、と云ふ結論に達したが、其の根底に同様の誤解があると思ふ。一國の關稅が他國のそれよりも低いから、他國と同等迄引上げてもよいと云ふ結論は出て來ないと思ふが、假に其の點を讓つて見ても關稅收入の大小を以て保護の程度をはかると云ふ其の根本の考へ方が疑問である。抑々關稅收入は財政關稅を持つてゐる國に於て大なるべきが當然である。英國の如き自由貿易國の關稅收入の大なるを見

1. 關稅收入 (單位百萬圓)		
日	本	147
イ	ギ	1,075
ア	メ	1,100
ド	イ	480
フ	ラ	193
イ	タ	287
2. 有稅品輸入額に對する輸入稅收入の割合 (百分比)		
日	本	15%
イ	ギ	66
ア	メ	36
ド	イ	不明
フ	ラ	同
イ	タ	同
3. 總輸入額に對する輸入稅收入の割合 (百分比)		
日	本	6.2%
イ	ギ	8.6
ア	メ	13.0
ド	イ	8.2
フ	ラ	3.2
イ	タ	11.0
4. 政府總收入に對する關稅收入の割合 (百分比)		
日	本	7.1%
イ	ギ	13.3
ア	メ	14.8
ド	イ	10.7
フ	ラ	29.0
イ	タ	15.4

(昭和三年九月十五日『東京日々新聞』所載)



て、英國はかくの如く盛に保護政策を行つてゐるといふのは勿論間違ひである。又多くの保護關稅を設けてゐる國に於ては其の副作用として關稅收入が得られるけれども、それは度々繰返す如く保護の効果が完全に現れないことを示して居るのであつて、保護の實績を示すのではない。保護の實績は政府の歳入歳出の何れにも現れずして、内國産商品の價格の中に含められて消費者から生産者に渡る所の金額を以て量らなければならない。再び前の數字的説明に戻つて見れば、千四百萬圓の國庫收入は保護の程度を示しては居らない。六百萬圓が其の程度を示すのである。實際に於て此の金額は六百萬圓であるか、又何程であるかと云ふことは計算が困難なる爲めに人の注意を惹かないけれども、眞に保護關稅の效果の現れる所はこれより他にない道理である。現に我が國の實例として保護關稅の效果の最も完全に現はれて居るのは砂糖の關稅であつて、此の場合には外國糖の輸入は數千萬圓あるけれども、他の一方に輸出も亦ほど同額に達してゐるから、吾人の消費する砂糖は「殆んど」全部内國産となつて居る。従つて此の場合に關稅收入は皆無であるが、消費者が砂糖會社に拂ふ所の代金は正に國際市場に於ける價格よりも關稅だけ高くなつて居る。即ち一斤について五錢、一人の平均消費額を一年に二十斤と見れば、其の年額一圓、即ち六千萬人について六千萬圓と云ふものが保護金として消費者から生産者に拂はれて居るのである。此の場合に關稅收入がないから保護が行はれて居ないと云ふことは正反對の誤に陥つたものといはねばならない。

### 第三 保護關稅の稅率

保護關稅の稅率は内國の生産を刺戟する程度までこれを高くしなければ効果がないと云ふことは前節に述べたが、然らばこれは其の程度以上何程高くしてもよいかと云へば勿論さうではない。保護關稅の目的は種々あるけれども、要するに或産業を國內に成立せしむることであつて、決して其の産業に従事する者をして特に多くの利潤を得しめる

ことであつてはならない。保護關稅の結果として生産者が得る所の收入の増加は畢竟消費者の負擔に歸するものであるから、此の負擔をして必要なる最小限に止まらしむることが望ましい。即ち生産者をして不當に高い利潤を得しむる様なことなきを期せねばならぬ。

そこで保護稅の稅率を如何なる點に定むべきかと云ふに、一般に行はるゝ所の説は之をして、國際市場に於ける價格と國內に於ける生産費との差額を僅かに償ふ程度に止むるがよい、それ以上高き稅率を課すれば國內價格を必要以上に騰貴せしめて、生産者に不當の利益を得しむることになると云ふのである。蓋し保護稅を課するの趣意は、つまり國內の生産費が外國の生産費若しくは國際的の價格よりも高いから、其の國內産業を助けて外國と競争せしめんとするのである。故に生産費を償ふだけの課稅をすれば國內價格は內國の生産者に損失を生ぜしめない點迄騰り、それ以上に騰らないと見てゐるのである。私も結局に於て此の通説を可とするものであるが、然し問題は普通に想像される如く左様に簡單ではないと思ふ。

第一に右の通説に云ふ所の生産費とは何か、と云ふことが一つの問題である。國內の生産費と稱してもそれは決して一樣のものではない。地方により、企業によつて生産條件に優劣の差があり、従つて生産費も亦一律平等ではない。而も生産條件の優等なるものと劣等なるものとの生産費の開きは大きなこともあり、小なることもあつて、これ亦一律平等ではない。農産物、鑛産物の如きは其の差別の最も著大なる場合である。其のために經濟學者が地代の法則を立てゝゐるのである。工業品の場合には概して生産費の差別が少いけれども、それでも全くないのではない。工場的位置、設備の善惡、職工の素質又は專賣的な技術の優劣等によつて生産費の差が現れる。同じ品物を作るに甲の工場は一圓を要し、乙の工場は一圓五十錢を要し、更に丙の工場は二圓を要すると云ふが如き事實は常にこれを見るのである。故に單に國內の生産費を償ふ程度迄價格を高くする様な稅率をとると云ふだけでは其の意味が明白でな

い。併し乍ら、これは政策を實行するものが、抑々如何なる程度迄其の品物の國內自給を實現せんとするか、によつて決せらるべきことだと思ふ。若し一國の需要の全部を出來るだけ早く自給せしめんとするならば、生産條件の甚だ劣等なる企業をも誘ひ出し得る様に税率を高くしなければならぬが、さし當り需要の一部を自給すれば足ると云ふならば、其の條件が甚だ劣れるもの迄もこれを生かす必要はないから比較的低い税率を以てして充分に生産費を償ふ程度迄價格を引上げるであらう。又實際に於て保護關稅は現に外國品の競争に苦しみつゝある所の當業者の要求に基いてこれを與へる場合が多いのであるから、其の當業者の全部を生かさんとするか、一部を生かさんとするか、と云ふ根本方針によつて、何れの生産費を税率決定の目當てにするかを決めればよい。而して其の根本方針は一般的に國家全體の必要に應じて決すべしと云ふの外はないのである。唯併し乍ら、多くの場合に於て非常に高い保護關稅を以て急激に産業の發達を圖ることは種々の危険を伴ふのである。即ち此の場合には生産條件の極めて悪い基礎の薄弱なる企業を誘ひ出すのであるから、消費者の負擔は頗る重くなるのみでなく、長い間其の負擔を免れることが困難となる。尙又税率を非常に高くすれば差向き利潤の大きいに多くなることを當て込んだ所の同種の企業が一時に勃興して、前節に述べた様な生産設備の濫設を惹起し、事實に於て價格は却つて非常に下落し、保護關稅の目的を全く達し得ざる状態に陥るかも知れない。故に保護關稅の税率は先づ國內需要の一部分を自給する程度に於てこれを定め、内國品と外國品と競争せしめるのが相當である。一時に外國品を全部除外することを目的として禁止的高率を課するが如きは大いに考へ物と云はねばならぬ。

第二に或る時期に國內生産費を考慮して税率を定めたとしても其の生産費が本來一定不變のものでなくして、或は高くなり、或は安くなることがある。幼稚なる産業を保護せんがために關稅を設けた場合に於て、若し其の發達の見込みが當つたとすれば、生産費は技術上並に經營上の進歩によつて漸次に安くなるのである。此の場合に保護關稅の

稅率と國內の價格と如何なる關係を持つかと云ふことが一つの問題である。先づ最初保護關稅を設くるに當り、國內の需要の一部を自給することを目的として稅率を定めたとすれば、生産費の低下するに従つて、其の保護された産業の利潤は漸次に増加し、従つて追々外國品を驅逐して國內需要の全部を内國品を以て充たす様になる。次に此の全部自給の状態に達した後に尙生産費が低下して行つたらどうなるかと云ふに、此の場合には國內價格は「國際市場價格プラス輸入稅」と云ふ額よりも低い所で、國內企業の競争によつて定まる。更に進んで生産費が非常に低下して外國の生産費と差違なき點に達するならば、此の競争の結果は國內價格を國際價格と同じ高さまで壓しつけることゝなる。茲迄來れば保護稅は設けてあつても最早國內價格を吊り上げる效果を生ずることなく、又其の必要もないことになるのである。

併し乍ら、此の推論は國內に於ける同種の企業の間競争が行はれることを前提として考へたのであつて、それがトラスト、カルテル等の方法によつて獨占を生じた場合には、事情は全く一變すること申す迄もない。關稅は輸入に對する牆壁であつて、外國人が自ら損失を覺悟せざる限り「國際市場價格プラス輸入稅」以下の相場で商品賣り出すことは出来ないのである。そこで國內の當業者が相互に競争をすれば、價格は右の制限よりも低くなるけれども、獨占をすれば其の制限の極點迄價格を吊り上げることは出来る譯である。獨占者は需要の彈力の關係並に生産費遞減の關係を考へるために或は極點まで高めないかも知れないけれども、之を高めようと思へば高め得ることゝなる。そこで國內の産業が發達した後に尙以前の關稅を其のまゝ減廢せず置くことは當業者に對して價格吊り上げの餘地あることを示し、彼等をしてトラスト、カルテルの組織に進ましめる所の動機を與へるやうなものである。米國に於て前世紀の末に各種のトラストが出来たのは必ずしも保護關稅のみの結果とは云へないけれども、少くとも保護關稅がトラストの產婆になつたと云ふことは一般に認められた事實である。

以上の推論を要約して見れば次の如きことが云へる。

(一) 保護の目的を以て設けた關稅が國內の最低の生産費を償ふに足らざるときは輸入は依然として行はれ、最初の目的を達しない。

(二) 稅率が稍々高くして國內に於ける一部の企業の生産費を償ひ得る場合には價格は「國際市場價格プラス輸入稅」迄騰貴して内外生産品の競争が行はれる。

(三) 國內需要の全部が内國品を以て充たさるゝに至つた場合に、尙國內生産費が低下すれば次の二つの結果の何れか起る。

(イ) 國內企業が獨占的になれば價格は依然として「國際市場價格プラス輸入稅」に近い所の高さを維持し、トラストが大なる利潤を得る。

(ロ) 國內企業が相互に競争して居れば、外國品の輸入が右の牆壁によつて阻止せらるゝに拘らず、國內の價格は其の競争に依つて低くなる。而して其の競争價格が國際市場の價格と一致する點迄下つた時は、關稅は全く用を爲さない。

右に述べた理論は一國の輸出産業、即ち何等の政策を用ひずして國際市場に外國品と競争し得る様な産業のために、保護關稅を設けた場合にも當て嵌まる。例へば我が國の木綿工業は既に充分發達して世界の何れの國の製品とも競争し得ることになつて居るが、それにも拘らず保護關稅が設けられて居り、而も當業者は此の保護關稅の撤廢に反對して居る。其の反對の理由は何處にあるかと云へば、つまり上海の市場價格が内地の市場價格よりも幾分低い相場を現はした場合に、上海よりの輸入を食ひ止めて内地市場を獨占せんとするのである。即ち通常の場合には内地の相場は上海の相場よりも幾分低い所に居るから、保護關稅はあつても其の効果は現れない。たゞ市場の變調によつて一時

先方の相場が安くなつた時に保護關稅をして防波堤の役目を勤めしめんとするのである。又最近に米國に於て小麥の關稅を引上げたが、これも米國の重要な輸出品であるから原則としては農業者がトラストを作らざる限り保護關稅の效果は現れない筈である。既に國內產物の相場が國際市場の相場と同じ平面、又はそれよりも幾分低い平面にあるのだから、關稅を設けても國內の價格を吊り上げることは不可能である。但し米國の如き大國に於ては其の國內の相場なるものは必ずしも各地方を通じて一律でないから、全體として關稅の效果が生じないでも、一部のこれを生ずる場合があり得る。例へばカナダとの國境に接近した地方に於てカナダの一層低廉なる穀物の侵入を堰き止めることあり得る。

#### 第四 ダンピング（不當廉賣）

ダンピングは、始めは、英語であるが、今日では世界共通の用語となり、何れの國でも工業家は外國のダンピングに苦しむことを訴へてゐる。併しダンピングの定義と云ふものはまだ一定して居ない。兎に角外國品が不當に安いと思はれる價格で國內市場に賣込まれる時は、これを稱してダンピングと云ひ、其の輸入を排斥しなければならぬと云ふのである。我が國の關稅定率法「第五條」に「不當廉賣」と稱するのは即ちダンピングのことであるが、其の「不當」と云ふ文字の意味は説明されてゐない。外國の法律には、或は外國品が其の生産費以下の價格で賣込まれる場合をダンピングとなし、或は輸出國に於ける輸出當時の相場よりも安い價格で賣り込まれる場合をダンピングとして之が對抗策を講じてゐる。又通俗には更に其の内容を擴張して、不換紙幣の濫發等により非常に爲替の下落した國から來る所の品物は、非常に安い價格で賣られるから、之を爲替ダンピング exchange dumping と云つてゐる。併し普通にダンピングと云ふのは此の爲替下落の場合等でなくして、生産者が意識的に自國の市場に賣るよりも安い價格で

外國へ賣ることを云ふのである。而して其の安い程度が生産費以下に迄下つて居らない時でも、自國の市價を割つてゐさへすれば、これをダンピングと云ふか否かは問題である。

商品を外國へ賣る場合に、國內の賣値よりも特に割引することは、すべての工業家の普通に實行する所であるが、それが大規模に行はれるのは次の二つの場合である。即ち第一に、政府の輸出奨励策の手段として輸出奨励金とか、過當なる戻税とか、輸出品に對する國有鐵道の運賃割引等の行はるゝ場合に、生産者は外國に對して廉賣をなすことが出来る。第二に、保護關稅の障壁によつて自國の販路を獨占した所のトラスト又はカルテルが、自國內の價格を賣り崩さないために生産高の一部を外國に安賣することである。そこでダンピングと云ふ言葉は、此の二つの場合を含めた意味に用ひらるゝこともあるが、普通は第二の場合のみを云ふのである。關稅との關係を云へば、第一も第二も共に自國の市場が保護關稅の障壁に守られてゐるのでなければ、思切つた安賣は出来ない。何となれば、關稅のない國から外國へ行つた品物が本國の市場に於けるよりも安く賣られるとすれば、聽てこれを再輸入して利益を得んとするものが出て来るから、廉賣の目的は達せられなくなるのである。又此の二つの場合を對照して其の差別を云へば、第一の場合、即ち政府の奨励が行はれる場合には自國內に同種の企業が競争してゐても、又それが獨占的になつても、何れにしても廉賣は充分に行はれる。然るに政府の奨励のない場合には獨占が條件となる。何故かと云ふと、前節に述べた通り、假令關稅の障壁があつても、國內の企業が競争して居る場合には、其の國內の價格を極度迄高めることは出来ないから、外國へ廉賣するにしても其の資力に限りがある。これに反して獨占組織の下に於ては、國內價格を「國際市場價格プラス輸入税」の點迄吊り上げて、そこに大なる利潤を得ることが可能であるから、外國に向つて大膽なる廉賣を敢行することが出来る譯である。それだから結局、關稅がトラストを生み、トラストがダンピングを生むと云ふことになる。

トラスト及びカルテルは何故にダンピングを爲すか。何故に彼等は自國內に於けるよりも安い價格を以て其の生産物を外國へ賣るのであるか。其の動機は色々ある。最も簡單なる場合を云へば、一時的に過剰生産に陥つて國內の相場が非常に安くなつた場合に、恰も百貨店が賣れ残り品を翻拂ひする如く、其の過剰品を外國へ廉賣するのである。此の場合にはダンピングは極めて一時的であつて、滞貨が一掃されれば、それと同時にダンピングも亦止むであらう。次にトラストは外國生産者に對して打撃を加ふる目的を以て計畫的に廉賣を行ふ場合がある。此の場合には一時的に生産費以下の廉賣を以て競争者の採算を攪亂し、其の競争力を充分に破壊したる上にて、改めて價格を大いに引上げ、前の廉賣の損失を取返すのである。然るに尙此の外にトラスト又はカルテルが稍々永續的なる價格政策として廉賣を行ふことがある。それは固より保護關稅によつて許されたる價格の最高限が不當に高くなつて居るのを利用せんがためであるけれども、單にそれだけならば外國への輸出價格を生産費以下になすことはトラスト自身の不利益とならねばならぬ。即ち輸出價格を國內價格よりも安くするだけでは可能であるが、生産費迄も切り込んで安くすることは出来ない道理である。然るに實際生産費以下の價格を以て廉賣する事實があると云はれてゐる。そして其の説明は次の如くである。

近世の大工業は巨大なる固定資本を抱いてゐるので、生産高の有無多少に拘らず當然負擔しなければならぬ所の金利、原價償却等、一括して總經費 *general charges*, *overhead charges* と稱せられるものが非常に大きい。それ故トラストが其の生産高を大ならしめて一個當りの總經費の割前を少くすることが出来るのである。假令外國に賣る分は生産費を割つた安値に賣り拂つても尙全體の利潤を大ならしめることが出来るのである。別言すれば外國へ賣る分は原料、工賃等個々の品物を作るについて直接に必要な個別的生産費を償つて幾分餘りがあれば、其の餘りを以て右の總經費の一小部なりとも埋め合ふことが出来るのである (Ashley, *Tariff problem*, pp. 87-98; *Business Eco-*



nomics, pp. 27-30.)

今これを數字的に説明すれば茲に九十萬噸の商品を産出し得べき設備があるとして、其の全部を運轉すれば一噸當り生産費は十七圓であると假定する。而して保護關稅が許す所の最高價格は二十五圓であるが、其の價格を維持するために國內の販賣高を六十萬噸に限らなければならぬと假定する。此の場合に於いて

(一) 此の企業は若し操業短縮を行つて生産高を六十萬噸に制限するならば、國內價格は維持し得るけれども、一噸當りの生産費は十七圓では濟まない。即ち、機械の償却其他の總經費が重くなるために、例へば單價十九圓となる。さすれば利潤は左の計算によりて三百六十萬圓となる。

$$(25\text{圓} - 19\text{圓}) \times 600,000(\text{噸}) = 3,600,000\text{圓}$$

(二) 又若し九十萬噸の生産をなして、其の全部を國內に賣り盡すとすれば、生産費は一噸十七圓の低位を維持するけれども、價格が下がらなければならぬ。十九圓に下つたとすれば、全體の利潤は左の如く百八十萬圓になる。

$$(19\text{圓} - 17\text{圓}) \times 900,000(\text{噸}) = 1,800,000\text{圓}$$

(三) 然るに九十萬噸を生産して其の中六十萬噸を國內に賣り、三十萬噸を外國に廉賣すれば其の廉賣價格を十六圓迄落し、即ち一噸につき一圓の損をするにしても尙次の如く四百五十萬圓の利潤を得られるのである。

$$(25\text{圓} - 17\text{圓}) \times 600,000(\text{噸}) = 4,800,000\text{圓}$$

$$(16\text{圓} - 17\text{圓}) \times 300,000(\text{噸}) = -300,000\text{圓}$$

$$4,800,000\text{圓} - 300,000\text{圓} = 4,500,000\text{圓}$$

此の場合も廉賣價格たる十六圓は少くとも直接生産費を償ふて、尙其の上に幾分か總經費即ち間接生産費を負擔して居る譯である。

ダンピングは獨占的資本家のために有利なることは右の通りであるとして、それがダンピングする國の消費者、並にダンピングされる國の生産者及び消費者に如何なる利害關係を生ずるかと云ふことを考へて見る。

先づダンピングする國の消費者から見れば、多くの場合に於て、そのために特に高い價格を課せられることになる。何となれば既に獨占が成立して居る以上、國內價格はダンピングの有無に拘らず「國際市場價格プラス輸入税」の點迄上げられる可能性を有して居るが、ダンピングのない場合には實際の獨占價格は此の可能性の極點迄騰るか否か分らない。然るにダンピングはこれを極點迄利用することになるのである。

次にダンピングされる國から見ると、利害の問題は一層複雑になる。即ち、ダンピングは普通には外國の經濟的勢力の侵入であるとして非常に恐れ嫌はれて居るけれども、これに依つて品物が安く輸入されると云ふことは國民の利益になるとは云へない。良き品物が安く買へるならば、其の原因が外國の生産費の安いためであつても、又外國人が生産費を切つて安賣するためであつても、等しく我が國民の利益である。其のために此の外國品と競争する所の國內の企業が衰へても、それは部分的の不利益と云はねばならぬ。併し乍ら、これは廉賣が永續的且規則的に行はれることを前提として云ふのであつて、若しそれが唯一時的事であるならば、却つて國民の不利益となる。何となれば外國と競争する所の國內企業者はダンピングのために市場を攪亂されて非常な不利益を蒙る。その企業に働く所の勞働者は失業を免れない。のみならず、これ等のものは將來永久に轉業し得るのでなくして間もなく再び前の職業に歸らなければならぬ。外國のトラストの價格政策のために國民の職業が動搖し、其の度毎に資本と熟練との浪費を來すことは國民全體の一大損失と云はねばならぬ。單なる消費者の立場から見ても、一時的の廉賣によつて生活の基礎を不安定ならしむることは寧ろ不利益となるであらう。この意味に於てダンピングを受けることはこれを防止しなければならぬ。現在各國がダンピング防止規定を設けて廉賣品に對し、特別の關稅を課せんとするのは理論上當然

なることである（ダンピング防止關稅については後章に述べる）。

## 第五 保護關稅と生産獎勵金

保護關稅の目的は産業の保護である。其の方法は消費者をして特に高き代價を支拂はしめ、これによりて生産者の収入を増し、少くとも其の生産費を償ふことを得しむるのである。別言すれば、或る特殊の産業を國內に存立せしむる目的を以て、其の生産者をして個々の消費者から少額宛の補助金を取立てしむるのである。故に保護關稅の可否を論ずるには、之と其の目的を同じくし、其の效果の類似したものとつて比較しなければならぬ筈である。然るに此の條件に適した所の政策として生産獎勵金 Bounties on production と云ふものがある。生産獎勵金（之を前章に論じた輸出獎勵金と混同してはいけない）とは國家が特に保護獎勵せんとする産業に對し直接に獎勵金を下附するものであつて、其の獎勵金の計算法は色々あるが、生産高の一單位につき何程と定むることにすれば、保護關稅と同様の效果を生ずる譯である。生産獎勵金は重商主義の時代に於て歐洲諸國、殊にフランスに盛に採用せられ、近世にも其の實例は少くない。我が國でも明治以來現今に至るまで獎勵金、保護金、助成金等の名稱の下に頗る廣く用ひられて居る。所謂、低利資金の供給の如きも亦一種の生産獎勵金と云ふべきであるけれども、其の效果は關稅の場合と幾分異つてゐるから、これは別にして考へなければならぬ。現行の適例としては、英國の甜菜糖製造獎勵金、日本の製鐵獎勵金の如き、何れも生産者に與へらるゝ金額を生産高に比例せしめる方法を採用して居るのである。

生産獎勵金は保護關稅と其の目的を同じくし、方法も亦類似してゐるが、兩者の差違は何れにあるかと云へば其の金の與へ方が違ふのである。保護關稅の場合には、品物の代金に含めて消費者から與へる。獎勵金の場合には簡單明白に政府の收入中から與へられる。斯くして保護關稅は國內の價格を高める所の作用を伴ふけれども、生産獎勵金に

は斯の如きことはない。そこで此の點に基いて後者は前者に勝る所の産業奨励策であるとする説があり、特に最近英國などの社會主義者、社會政策家にして此の説を唱ふるものがあることは注目すべきである（例ぐゞ J. A. Hobson, *New Protectionism*, 1916.）。蓋し保護關稅の非難せられる重要な點は此の政策の結果として價格の騰貴を來たし、從つて若し其の保護を受ける品物が必需品である場合には一般民衆の生活程度を脅かすこととなり、又其の品物が原料品である場合にはこれを使用する精製工業の生産費を高め、其の外國品との競争力を弱めると云ふことである。故に國內の價格を高めずして産業保護の目的を達し得る所の生産奨励金を可とするの結論に達するのである。但し政府が生産奨励金を支出する場合には勿論其の財源を作らなければならず、財源は結局租稅以外にはない道理である。だから問題は産業保護の費用を當該物品の消費者にのみ負擔せしむるか、一般納稅者に負擔せしむるかの差別に歸する。社會主義者及び社會政策家は一般の租稅制度について所謂社會的租稅政策の方針を支持し、租稅はすべて大所得に重く、小所得に軽く、又財産所得に重く、勤勞所得に軽く課すべきものとして居るから、右に云ふ所の生産奨励金の財源も此の如き方針の下に準備されなければならないのである。けれども實際に此の如き租稅政策が必ず實行されるとは云へないから、從つて生産奨励金が保護關稅に比して甲乙なき様な場合もあり得る。例へば砂糖の關稅に代ふるに砂糖の奨励金を以てし、而も其の奨励金の財源を煙草專賣の値上によつて得たとすれば、負擔は單に砂糖の消費者から煙草の消費者に移つただけのことである。唯、大體に於て一國の産業政策上費用を必要とするならば、これをその商品の消費者のみに課せずして、一般納稅者に負擔せしむべきことは當然と云はねばならない。

然るに實際に於て生産奨励金は保護關稅の如く廣く行はれてゐるかと云へば決してさうではない。後者の行はるゝ範圍は比較にならない程廣いのである。而して其の理由は前者の金額が明白に政府豫算の歳出中に現はれ、輿論の批判を受くるに反し、後者の金額は全く豫算の裏に隠れた國民の負擔であつて、知らず識らずの間に代金の中に含めて

支出せられ、且つ多くの場合には其の副作用として歳入の側に關稅收入を生ぜしめるからである。産業保護のために生ずる國民の負擔は何程であるかを明白にすることは寧ろ生産獎勵金の長所とも云ふべきであるけれども、何れの國に於ても議會及び一般輿論の批判は表面に現れたる支出にのみ加へられて其の以外に及ばず、其のために一方には比較的小なる生産獎勵金に關して議論を上下しながら、眞實それに數倍する所の保護關稅の負擔を看過して居るのである。保護關稅に基く收入が其の裏面に於て遙かに大なる消費者の負擔を伴つてゐると云ふ事實の如きはこれを理解するもの甚だしく、却つて保護關稅は保護と收入との二つの目的を同時に實現する一舉兩得の妙案なりとする様な危險なる誤解が暗々裡に強く働いてゐるのである。

## 輸 出 税 理 論

第一 輸出税は何人が支拂ふか——外國の消費者か、内國の生産者か——獨占品の輸出税

第二 財政的輸出税と保護的輸出税——財政的輸出税——其税率——保護的輸出税——原料品の輸出税——英國石炭の輸出税

### 第一 輸出税は何人が支拂ふか

輸出税は何人が拂ふか。外國の消費者が拂ふか、又は内國の生産者が拂ふか。それは輸出される所の品物の價格は課税された後に國際市場に於て高くなるか否か、高くなるとすれば課税された金額だけ高くなるか、又は其の一部に相當するだけ高くなるか、と云ふことに外ならない。而して此の價格の問題は輸入税の場合に論じたと同様に、賣手と買手の立場の強弱によつて決まる。即ち需要の彈力の大小、代用品の有無等によつて影響を受けるのであるが、併

し此の場合に最も決定的な影響を生ずるのは、輸出品が「賣手の獨占」を有して居るかどうかである。問題となつた所の品物が多數の國から輸出されるならば、其の中の一國が輸出税をかけても國際市場の價格を引上げる譯には行かない。従つて課税した國の生産者が自ら税金を負擔することによつてのみ、他國と競争し得るのである。これに反して此の品物を輸出する國が唯一國に限られてゐる場合には競争者が無いから、海外に對する賣値を幾分高める望みがある。實際に於て世界の貿易上重要な商品は、大抵第一種に屬して居るのであるから、輸出税を外國人に負擔せしめることは出来ないが、併し例外としてチリーの天然硝石、スペイン及びポルトガルのコルク、日本の樟腦の如き、其の産地の一國に限られたものがある。これ等の場合には其の産出國が輸出税を課すれば其の税金だけ價格を吊り上げることが出来る譯である。併し此の場合にも其の品物の需要の弾力が大なる時は充分の引上げは出来ない。充分引上げれば海外の賣上高が減少し、従つて國內の供給は過剩となつて矢張り價格を引下げねばならなくなる。尙又代用品の現れた場合にも同様である。前記の硝石や樟腦でさへ、獨占品だと云つて安心して高賣して居れば、其の中には人造硝石、人造樟腦が現れて競争をする様になる。此の場合に天然の獨占品の價格を吊り上げて居ることが、それ自身人造代用品の發明を促進する結果を生ずるのである。それ故輸出國が唯一つであつて、而も品物の需要の彈力乏しく代用品もないと云ふ特別の場合でなければ輸出税を外國人に負擔せしめることは不可能である。その他の場合は課税をなした國の生産者が税金を負擔しなければならぬ。つまり、普通の場合には輸出税は自國の生産の發達を妨害することになるのである。輸入税の場合に其の税金の負擔を外國人に轉嫁することの極めて稀なると同様に、輸出税の場合にも其の事は例外である。そこで輸出税を高くとつて生産者の利潤を減殺し、又は損失を生ぜしむる様なことになれば、生産者は結局其の輸出を止めなければならぬから、税金の收入も亦なくなつて了ふ恐れがある。それ故に前記の特別有利な場合を除いては現に行はれて居る輸出税の稅率は極めて低くなつて居る。つまり財政上の目的を以て

輸出税を課するならば、其の税率を高くすると却つて目的に反する結果となるのである。

## 第二 財政的輸出税と保護的輸出税

既に述べた如く現今經濟的に進歩した第一流の國に於ては輸出税を課するものはない。現に此の法を採用して居るのは支那を始めとして、エジプト、ベルシャの様な國家組織の整備せざる國又は中米、南米等の新開國であつて、其の目的は何れも財政上の収入を得ることである。但し文明國でも種々の故障のために内國の直接税間接税によつて政府の収入を充分に擧げることの出来ない場合に、一時的の収入手段として低い輸出税をかけた例がないでもない。例へば三十年前南阿戰爭の時に英國で石炭の輸出税を課した事實がある。何れの場合でも大抵税金の負擔は國內生産者に歸することを豫期して居るので、其の税率は極めて低くしてある。トルコではすべての輸出品に税を課して之によつて相當の収入を擧げてゐるが其の税率は僅かに輸出金額の百分の一である。而して一國が他國に眞似の出来ない獨特の天産物を賣り出す時に、其の輸出税により外國人の負擔によつて大なる財政収入を得られると云ふことは理論上から見れば面白いことだけれども、實例は既に述べた如く至つて少ない。チリーの硝石の如きも近年化學工業の進歩したために國際市場に於て、人造硝石のために壓迫を受けてゐるのである。樟腦は世界中臺灣が殆ど唯一の産地であつて、其の外には日本の内地に僅かこれを産するだけであつたから、日本政府は專賣法を設けて其の獨占的利潤をとることを考へ出した。これは輸出税と異り内地の消費者に對しても、外國の消費者に對しても、同様に高き價格を課するのであるが、事實上其の數量に於て輸出が多いから、其の効果は輸出税と類似して居る。併し此の場合にも價格を吊り上げたことが寧ろ人造樟腦の發達を刺戟する様になつたと聞いて居る。

以上は財政關税としての輸出税について述べたのであるが、次に保護政策の手段としての輸出税を考へて見る。前

記の通り、輸出税は國內生産者の負擔に歸するものとすれば、其の課税されたる産業に關する限り、輸出品の保護でなくして、却つて其の輸出抑制の效果を生ずることは勿論である。此の方法によつて保護獎勵を受けるのは何かと云へば、課税されたる商品を原料とする所の國內工業である。課税された品物の生産者はこれを輸出する場合には税金を負擔しなければならぬが、國內で賣れば課税を全く免れる。従つて國內の買手に對しては輸出價格よりも幾分安く供給されることを強いられる。其のために國內の製造業者に對し、其原料の買値を安くすることによつて獎勵を行ひ得るのである。つまり輸入保護税の場合には、消費者をして生産者に對し高い價格を拂はしめることになるが、これに對照して輸出税の場合には生産者をして消費者に安い品物を供給せしめるのである。昔英國で毛織物業を獎勵するために羊毛の輸出を禁止し、此の禁止を犯した者は慘酷なる體刑に處するの法を設けて居たことは歴史上有名な話であつて、アダム・スミスの『國富論』にも細かに記されてゐる。其の目的はつまり羊毛を生産する所の農民の負擔に於て織物業者を保護することに外ならない。現今はこれ程の極端な政策はないが、同じ意味で輸出税を課することは少しはある。例へば牧畜業の盛なる國で、毛皮及び生皮の輸出に課税するものが多くあり、其の目的は無論皮のなめし業を獎勵する事である。印度の如きも此の政策をとつて居る。此の場合輸出税は毛皮及び生皮にのみ課し、なめした皮は無税で輸出を許して居ることは申す迄もない。又森林國に於て製紙用の木材に課税してパルプの製造を獎勵するものがある。スエーデン、ノルウェー、フィンランドがこれを行つてゐる。これは木材がドイツに輸出されてドイツの製紙業の原料となり、自國の製紙業又はパルプ製造業に對する競争を容易ならしめるから、課税によつて自國の同業者を助けんとするのである。此の場合に於てドイツの製紙業者は若し課税を免れんとすれば遠國から原料をとりよせなければならぬかも知れぬ。そうだとすれば木材の如きは運賃の高くなる品物だから、寧ろ自ら輸出税を負擔して右の三國から木材を買ふことになるであらう。さすればドイツの製紙業者にとつて不利益なることは申す迄



もないが、假令税金の負擔が課税國の森林家に歸するにしても、矢張りこれ等の國の製紙業者との競争上に於ては、ドイツの同業者が不利益の地位に立つ譯である。すべて原料の輸出税及び輸出禁止は其の產出國の利益になるか否かは頗る問題であるが、輸入國から見れば常に不利益である。我が國の如きすべての原料に乏しき國に在つては自國で輸出税を採用する機會は殆どないが、他國がこれを採用するために打撃を蒙ることあるべきを考慮せねばならぬ。

尙理論上から見て非常に面白き保護的輸出税の一例は、嘗つてジェヴォンスの唱へた英國の石炭輸出税論である。ジェヴォンスによれば英國の工業上の大發達は自國の石炭の產出が豊富なることによつて大いに助けられてゐる。然るに石炭の埋藏量は決して無限にあらずして數十年の後に掘り盡さるべきことを地質學者が豫言してゐる。さすれば、此の有限の寶庫を開いて外國人に安い石炭を供給することは、假令石炭坑主にとつて當座の採算に合ふとしても、國家百年の大計に適ふものとは言へない。だから宜しく輸出税をかけて石炭の產出を制限し工業繁榮の基礎を擁護すべし、と主張するのである (W. S. Jevons, *The Coal Question*, 1865, 2nd ed. 1866, 3rd ed. 1906)。ジェヴォンスの死後に他國の石炭坑が盛に開發されたことを考へ、又近年石炭の代りに石油を燃料として使用すること益多くなり、且つ水力電氣と云ふものが石炭及び石油の競争者として莫大な動力を供給する様になつたことを考へれば、ジェヴォンスの説が實現されなかつたことは寧ろ英國の幸であつたと思はれるが、兎に角天然資源の保存と云ふことに著眼したのは彼の非凡な見識と云はねばならぬ。石炭に限らず、他の礦物とか木材とかの如きものは其の埋藏量に制限があるのだから、資本家の一時の採算に基いて濫掘濫伐することは國民の永久の利益に反するものと云はねばならぬ。米國の如き天產物の豊富な國に於ては殊に濫掘濫伐の弊があると云ふので、近年此の點に注意を向ける様になつて來たのである。然るに實際に於ては屢々これと正反對の政策が採用せられ、我が國の如き天然資源の乏しき國に於て石油、石炭及び木材の輸入を、課税其の他の方法によつて制限し、殊更國內の資源の使用を促進してゐるの

は、少くとも、大いに考ふべきことだと思ふ。

## 輸出獎勵金及輸入獎勵金

### 第一 輸出獎勵金

### 第二 輸入獎勵金

#### 第一 輸出獎勵金

輸出獎勵金は歐洲に於て重商主義時代に行はれた所の政策であつて、其の以後にはこれを實行したるもの極めて少く、唯十九世紀の末年に甜菜糖の製造について歐洲大陸諸國の間に非常な競争の起つた時代に其の著しき實例を見たのみである。

輸出獎勵金はダンピングと同じく、外國に於ける自國品の價格を安くして、他國品と有力に競争せしめんとするものであるが、其の犠牲として自國民に負擔を課さねばならぬ。ダンピングの場合には其の負擔をなさしめらるゝ者は自國消費者であるが、輸出獎勵金の場合には政府即ち一般納稅者が其の負擔を負はされるのである。即ち輸出獎勵金とダンピングとの對照は、生産獎勵金と保護輸入税との對照と全く同一轍である。従つて若し負擔の公平と云ふ點から見て、生産獎勵金が保護輸入税に勝ると云ひ得るならば、輸出獎勵金はダンピングに勝ると云はなければならぬ。

併し乍ら、何れの道を探るにしても、抑々外國人に品物を安く賣るために自國の消費者又は一般納稅者に特別の負擔をなさしむることが果して國民的に有利なりや否や、其の根本の目的を疑はねばならぬ。自國品の販路開發の手段ならば、尙外に其の道があると思はれる。少くとも此の點に關して今日の各國政府は大いに昔の態度を改めてゐるので

ある。

併し乍ら、すべての輸出は國民の利益である、すべての輸入は國民の損失である、とする所の重商主義的思想が今日でも全然其の跡を絶つて居ないから、輸出奨励金も亦全減はして居ない。公然たる輸出奨励金は行はれないけれども、隠れたる形に於て同じことが屢々實現される。即ち、過大なる戻税、輸出品に對する鐵道運賃の割引等は實際に於て同じ作用をなすものである。現在公然たる輸出奨励金の採用されない理由は第一に其の根本の目的が疑はれるに至つたためであるが、又其の方法が用を爲さないためである。蓋し輸出奨励金を公然たる制度として行ふ時は輸入國に於て其の奨励金と同額の特別輸入税を賦課することによつて、其の効果を消滅せしむることが出来る。即ち、此の場合には輸出國政府の支出した所の金は輸入國政府への單純なる贈物となり、商品が其の贈物の使者になつて了ふのである。現に各國の關稅定率法にはダンピング防止規定と並べて、外國の輸出奨励金に對抗する所の特別課稅の規定を設けてゐる。而もダンピングの場合には、現にダンピングが行はれたか否かの事實を確かめることの困難なるが故に此の規定を容易に實施し得ざる状態であるが、輸出奨励金ならば、事實の認定には少しも問題は起らないのである。

## 第二 輸入奨励金

輸入奨励金は現在其の實行を見ざるのみならず、古來極めて稀に行はれたものである。重商主義の思想からいへば、一般的に輸出を奨励すべき理由はあるが、一般的に輸入を奨励すべき理由はない。輸入は寧ろ輸入税並に輸入禁止の方法によつてこれを防止すべきものと考へられたのである。併し乍ら、特殊の輸入先から來る特殊の輸入品に關して此の法をとることがあり得る。私の知つてゐる限りでは、英國の航海條例の中に規定された一例即ちアメリカの植民地から來る所の造船用の或種の品物に對してこれを行つた一例のみであるが、恐らく其の外にも同種の實例があ

ることと思ふ。但し、如何なる場合に於ても輸入獎勵金は一般的でなくして、植民地其の他の特に貿易關係を促進せんとする國の産物に對してこれを許すことが考へられるのである。現今では輸入獎勵金はないけれども、植民地に對する特惠關稅の制度が行はれてゐる。特惠關稅は一種の消極的の輸入獎勵金と見ることが出来る。即ち輸入獎勵金が積極的に與へるものを、特惠關稅は税金の一部免除と云ふ形に於て消極的に與へるのである。

## 第五章 保護關稅の論據

第一 國際分業の弊害の防止——國際分業の弊害——一、産業の單調に陥ること——二、生産と消費との距離遠くなること——米國獨立當時の學說（アレキサンダー・ハミルトン）

第二 幼稚産業の保護（教育關稅）——米のハミルトン、獨のリスト——富が重いか、富の生産力が重いか——教育關稅の制限——一、近き將來に發達の見込あること——二、目的を達したる場合及これを達する能はざる場合に撤廢すること

第三 舊産業の維持（維持關稅）——舊産業も亦急激に衰微せしむべからず——失業問題——歐洲大陸の農業關稅——英國の石炭——轉業の必要

第四 軍器及食糧自給の必要（國防關稅）——戰爭と貿易——軍國主義の關稅政策——關鍵工業——貿易品の三種の分類——一、軍需品——二、緊要品——三、非緊要品——工業動員——歐洲大戰中における英獨の食糧政策——國防關稅の制限

第五 社會的關稅——社會政策と保護關稅——工場法——日本紡績業の深夜業廢止——國際勞動會議——米國の高賃銀論の批評——一、關稅は労働者の仕事を増加するか——二、賃銀安き國の品物輸入せらるれば自國の賃銀は下落するか

第六 條約協定の基礎（交渉税）——外交上の策略——關稅戰爭の危險——報復の效果

第七 ダンピング防止税——行政處分による増税——ダンピングの事實の認定——其影響の豫想——一時  
的對策たるを要す——ダンピングの意義

第八 金の流出の防止——正貨準備維持の必要——其對策としての關稅の價值——戰時の英國關稅——金解

禁後の日本の國際貸借改善論

實際問題として或る物品に對する保護關稅の利害が論議される場合に於て、其の提案者又は辯護論者の側から屢々持ち出さるゝ所の論據の一は「保護關稅は物價を高めぬ」と云ふこと、並に「保護關稅は同時に財政收入を生ぜしめる一舉兩得の策だ」と云ふことであるが、これ等の説が幼稚なる誤解に基くものなることは既に關稅理論の章に於て繰返し論じ盡してあるから、本章にはこれを取扱はない。本章には理論上根據ある説、若しくは少くとも幾分論議の餘地ある説のみを選んでこれを説明し、且つ論評を試みることとする。これ等の説は何れも前章に説いた所の關稅理論と衝突するものではない。何れも保護關稅が價格の騰貴を來し、消費者に負擔を課することを明白に認識したる上にて、それにも拘らず此の政策の必要なることを根據付けんとするものである。

### 第一 國際分業の弊害の防止

國際貿易の發達は國際分業の發達を意味し、個々の國民經濟内に起る産業をして國際經濟と云ふ大きな組織の一局部たらしむる所の傾向を持つものである。此のことは大體論として人類の進歩に貢獻するは疑なき所であるけれども、これを全然無統制に放任する時は少くとも或る一國に對して弊害を生ずる場合があり得る。其の一は國內の産業の發達を單調ならしめ、千差萬別なる個人の性能に適したる職業の發達を妨ぐることに、其の二は生産と消費との距離

を不當に隔絶せしめ、従つて經濟上の變動を頻繁ならしむること、「其の三は外國の政策の影響を受けること」これである。此の二つの弱點は國によつて強く現はるゝことあり、又然らざることあり、又現れても之を矯正するの必要ありと認むべきものあり、又然らざるものがある。實際に於て此の問題を特に考慮することの必要あるは國際貿易の進歩に伴つて産業の發達を促進される所の新しき國々である。近代的な國際的交通機關の開ける以前、遠い昔から徐徐に發達し來つた所の國に在つては、既に大體に於て自給自足の組織を備へて居つて、それが徐々に國際化されて行くのであるから、産業發達の方向が極端に單調になる恐れもなく、又従つて他の一、二國の景氣の變動によつて常に經濟界の安定を紊されると云ふ様なことも少い。けれども新開國に於ては産業が最初から國際分業の形勢に順應して發達するが故に、右の如き傾向は強く現れ、強く響くのである。

米國の獨立當時の大藏大臣たりしアレキサンダー・ハミルトンは近代保護論の最も著名なる先覺者の一人としてドイツのフリードリッヒ・リストと並び稱せられる人であるが、此の人が政府のために書いた『製造工業に關する報告書』*Report of the secretary of the treasury of the United States on the subject of manufactures, 1793.*の中に、保護關稅の必要なる所以を種々の方面から論じてあるが、特に「産業の多様性」*diversity of industry*及び「市場の安定」*steadiness of market*と云ふ標語の下に前記の事情を説明してある。當時の米國は英國人の作つた農業植民地であつて、其の輸出品は殆ど盡く農産物に限られ、國民の消費する工業品の全部が本國から輸入されることとなつてゐた。特に英本國の政策は植民地をして本國工業品の獨占市場たらしむる目的を以て故意に其の工業の發達を阻止せんとしてゐたことは徹ふ可からざる事實である。此の如き純農業國にして、而も外國の工業品が自由に輸入されるから、職業の分岐が妨げられ、人民は農業の外に其の才能を用ふべき機會を與へられず、天性他の職業に適する所の才能を有するものと雖もこれを發展せしむることなくして埋れて了ふ。此の状態を打開して生活の單調を救

ふことは經濟政策としてのみならず、文化政策として最大の意義を持つて居る。従つて産業の多様性を實現するためには、幾分國民の負擔を過重するも亦止むを得ざる所としなければならぬ。勿論此の目的を達する所の手段として工業品の輸入に關稅を課することになれば、一般物價の騰貴を來すことは豫期しなければならぬけれども、斯くして一度國民の精神的活動が刺戟されば、全體に文化の程度が高まり、經濟的にも必ず其の損失を償はるゝ時が來ると主張されたのである。又工業品の全部を大洋の彼岸から輸入することは、電信のなかつた當時の交通狀態から見ても多くの不便を伴ふこといふ迄もなく、特に生産地に於ては消費地の事情が分らず、消費地に於ては生産地の事情が分らないために、屢々商業上の見込違ひが起り、需給の適合が破れ、相場の變動が甚しくなる。外國品を輸入すれば比較的其の價格が安いといふ利益があつても、其の價格の變動の頻繁なることは是亦決して國民の利益とは云はれない。少々は高くとも市價の安定が望ましいのである。それ故「市價の安定」と云ふ見地から見ても米國は相當の工業を其の國內に存立せしめることが必要であると主張された。

此の二つの主張はこれを極端に持つて行けば、外國貿易否認論となり、鎖國論となつて了ふけれども、論者の主意は勿論さ程の自給自足を完成せんとするに非ずして、唯新開國に於ける生活の單調を破り、且工業品の供給の基礎が與へられ、ばよいとするのである。現今でも全く國際市場のために或る特殊の産物を供給することを目的として開發された植民地等に於て、此の種の弊害の生ずることは事實である。濠洲の如き廣漠な原野に羊の群を追ふことのみが多數國民の日々の仕事となつて居る所で、同様の保護論の行はれるのは無理のないこと、云はなければならぬ。併し乍ら此の説に對して反對の論據あることも亦認められると思ふ。それは第一に保護關稅を用ひなければ此の弊害を救ふことが出來ないのであるか、他に一層適切なる工業奨勵法があるのでないかと云ふこと、第二には保護關稅を用ひたならば果して有効に此の弊害を矯正し得るかと云ふことである。遠隔の地方から工業品の全部を購入するの不便

なることが明らかである以上は假令關稅によつて殊更其の價格を高めずとも、地方的に生産條件の具備せるだけの工業は當然發達すべきである。米國ではハミルトン等の主張によつて關稅が設けられたけれども、それは東部諸州の工業を助ける効果はあつたであらうが、後に開拓された所の西部の純農業地に於ける工業を助けることは出来なかつた筈である。然るに米國政府は西部地方の工業のために特に東部から來る工業品を排斥する様な政策をとらなかつたに拘らず、矢張り西部各地に於て其の土地相應の工業が起つて居る。故に新開地の生活の單調を破る爲めに保護關稅が絶對必要なりと云ふ説は事實上疑はしいと論ずる學者もある。結局理論上の根據は雙方にあるので、一掃的の結論を得ることは困難であるが、併し乍ら既に國際分業の弊害が或る事情の下に起るとすれば、其の弊害を矯正する手段として保護關稅を用ひることは決して不當なりとは云へない。但し保護關稅の効果は單に課稅せられた物品の價格を吊り上げるだけのことであつて、直接に生産條件其のものを改善する力を有してゐるものではない。従つて文化政策としては保護關稅と共に他の政策をも考慮すべき筈である。

## 第二 幼稚産業の保護（教育關稅）

外國貿易の利益は國際間の地方的分業によつて生ずるが其の地方的分業の大組織内にあつて、一國が受持つ所の産業の部類は決して一定不變なるものではない。産業發達の條件には溫度、濕度等の自然的條件と並んで、人爲的條件たる勞働者の熟練や經營者の才能と云つた様なものがある。而して其の人爲的條件は、衰へることもあり、進むこともある。其の盛衰興亡が即ち古來各國の盛衰興亡の原因となつてゐるのである。十八世紀以來種々の重要な發明が英國に於て完成せられ、英國は世界の産業革命の先頭に立つた國家として、十九世紀の中頃には所謂「世界の工場」となつて各種の大工業を獨占し、他の諸國は英國のために原料及び食料を供給する様な形勢が成立した。而して其の



當時の英國の自由貿易論者中には此の形勢を以て恰かも永久的國際分業であるかの如くに考へたものもあつた。併し乍ら英國人の爲し得ることは他の諸國人と雖もこれを爲し得ざる道理はないので英國の發明した技術は次第に他の諸國に傳習せられ、又他の諸國に於て改良を加へられ、特にドイツ、アメリカの二國は十九世紀の終る前に英國の恐るべき競争者となり、世界大戰後アメリカは益々英國を凌駕しつゝある。茲に謂ふ所の幼稚産業保護論なるものは右の英國工業獨占の時代に於て、アメリカのハミルトン及びドイツのリストの唱へた説であつて、爾來右の兩國は勿論其他の國々にも行はれ、諸國の關稅政策を樹つるに大なる影響をなしたものである。

幼稚産業保護論の要點は次の通りである。自國の産業の幼稚なるものを發達せしむるには其の發達の期間だけ保護關稅によつて外國の競争の勢を緩和しなければならぬ。凡そ或る國に於て以前に試みられたことのない全く新しき事業を起すものは其の設備の用意、原料の蒐集、労働者の訓練等に關して種々の困難に遭遇するが故に、最初から普通の利潤を擧げることが大抵不可能である。従つて斯る事情の下に新企業を誘導せんとすれば或る時期を限り先進國の競争を免れしむる必要がある。其のために保護關稅を課し、消費者をして高き代價を拂はしむるのは、これ即ち國民が新産業に對する教育費用を負ふことになるのであつて、此の種の關稅は、即ち教育關稅 *Erziehungszoll* と云ふべきものである。やがて其の保護の効果が現はれて自國の産業が發達すれば、外國品を輸入する以上に廉價に又便利に同じ品物の供給を受けることが出来る様になる。

フリードリッヒ・リストは此の説を強調するために面白い比喻を用ひてゐる。茲に二軒の農家があり、一は其の子弟を教育するために費用を吝まらず出し、他の一は眼前の利益のために豚ばかり飼つてゐたと假定せん。十年の後に人間を教育したものと豚を育てたものと何れが富んだ家になるかは問はずして明かであらう。自由貿易論者は自國にて生産をなせば、外國品を買ふよりも高いから不經濟だといふが、それは交換價值 *Exchange value* のみを考へて、

生産力 *Productive power* を考へない所の論である。交換價値を作り出す所の力、即ち生産力が價値其のもの以上に重要なことを忘れた論であると。

幼稚産業保護論はすべての保護關稅の論據の中最も有力なるものであつて、現今では殆どすべての經濟學者が少くとも理論上これに同意してゐる。十九世紀の自由貿易論全盛時代にあつてもジョン・スチュアート・ミルが此の場合を一般的自由貿易の例外として認めたことは屢々引用された事實である。併し乍ら幼稚産業保護論が實際に應用されるに當つて、常に其の正當の範圍内に於てのみ行はれてゐるといふことは出来ない。

第一に、此の論は固よりすべての幼稚産業を保護せよと云ふのではない。況やすべての國內需要を充たすだけの産業を起すべしと云ふのではない。唯近き將來に發達の見込ある産業を保護すべしと云ふのである。故に非常なる高率の保護稅によつてのみ僅かに存立し得る様な産業迄もこれを守り立てることは考へて居ないのである。現にリストの著書 *Das nationale System der politischen Oekonomie, 1840.* には二五%乃至三〇%を以て相當の稅率とすることを明示してゐる。然るに實際には四〇%、五〇%、又は一〇〇%の保護稅すら珍しくない。これは何故であるかと云ふに各國に於て或る品物の保護關稅が實際問題となるのは必ずしも一國の産業全體について詳細の調査が行はれた結果として一定の計畫を樹てるのでなくして、多くは現に外國の競争に苦しむ所の産業があつて、其の當業者が政府に向つて保護を要求するために其の案が出来るのである。それ故に將來の見込よりも寧ろ現在の困難がすべてを決定する所の標準となり易い。即ち現にある所の事業を存立せしむるために必要なだけの稅率を與へねばならぬと云ふことにもなる。教育關稅の理論は勿論此の如きものではない。非常に高き費用を非常に長き期間に互つて出すべしと云ふことを肯定するのではないのである。稅率の限度としてリストの説いた如く三〇%を相當とするか或はそれ以上を相當とするかは理論的に決定することは出来ないけれども、少くとも此の論を實際に行はんとするものは一つの

標準を持つて居るべき筈である。

第二に幼稚産業保護論は關稅設定の後相當の時期に至つてこれを撤廢することを豫期して居るものである。即ち、關稅の効果が現れて、産業が充分に發達し、最早外國の競争を恐れざる程度に發達した場合には勿論これを撤廢しなければならぬ。又反對に關稅の設けられたに拘らず、産業の進歩が不充分にして生産費が安くならぬ場合には、これ亦最初の見込が外れたものとして保護を斷念すべき筈である。然るに實際には、産業の發達した場合にも關稅は繼續されて、當業者は益々多くの利潤を收め、消費者は永久に負擔を負はしめらるゝことが多い。又保護の成功せざりし場合には、當業者は關稅の撤廢を肯ぜざるのみならず、更に高き稅率を要求する様になる。何れの場合に於ても、保護關稅はこれを設けることは易く、一旦設けたる上はこれを引下げ又は廢止することは極めて困難である。

米國に於て保護關稅はハミルトンの時から引續き設けられてあつたが、其の稅率の非常に高められたのは一八六六年南北戰爭終結の後のことである。南北戰爭は或る意味に於て南部の農業地方と北部の工業地方との衝突であつたから、此の戰爭が北部の勝利に歸した後に於て、工業保護關稅政策の大膽に實行さるゝに至つたのは自然の成り行きと云はねばならぬ。當時保護論者が前記のミルの學說を引用して自由貿易の本家本元たるミル先生さへ幼稚産業保護の必要を認めて居るから、我が米國の如きは此の際大いに工業關稅を設けねばならぬと主張したので、之に反對する所の或る議員が直接に書面を以てミルの意見を問ふた所が、それに對する彼の答へは、米國の木綿工業及び製鐵工業の保護は既に數十年間繼續せられたに拘らず未だ自足し得るに至らないとすれば、それは最早保護を斷念して其の關稅の整理を行ふべき時期に臨んでゐる、自分は理論上幼稚産業保護論を認めるけれども、其の實行については當時の米國の保護論者に同意することは出来ぬ、といふのであつた。此の如く理論と實際とは必ずしも一致せず、幼稚産業保護の年限について意見の相違が現れて居る。これも理論上幾年を以て保護の期限とすべきかを斷定することは不可能

であるが、米國のタウンシグ教授は同國關稅の歴史を詳細に研究した上で、「試験時代は餘り短くてもいけない、十年では足りない、二十年を超ゆることも不合理ではない、三十年も必ずしも不必要といへぬ」としてゐる。まづ少くとも二十年位を一期として幼稚産業保護關稅の効果を審査し、之によつて同關稅の整理を行はねばならぬ。さうでなければ本來の目的に適ふものとは云へない。現在に於ては此の整理が充分に實現されないから、自由貿易論者中には其理由によつて寧ろ此の如き關稅は全然これを否認するに若かずとなすものもある。

### 第三 舊産業の維持（維持關稅）

保護關稅は、現に發達の中途にある所の幼稚産業の獎勵のために主張される如く、又既に老境に入つた所の舊産業の維持のために主張されることがある。世界の産業上の形勢は絶えず變化しつゝあり、一國の古き産業にして嘗ては外國の競争に對抗して毫も遜色なかりし所のものが一層有力な競争者の現れたため、又は國內の事情の變化したため縮少を餘儀なくされる様なことは珍しくない。例へば農業國に於て工業が發達し、人口が増加すれば一時穀物の販路が擴張せられ農業は益々有利になるけれども、やがて賃銀が高くなり、農業に従事するものは普通の賃銀も得られないために、漸次農村を離れて他の仕事に轉業しなければならぬ様な状態になる。殊に其の時新開國の競争でも起れば農業は一時非常な打撃を受けなければならぬ。此の如き場合に其の農業の存續を可能ならしむる所の政策が必要となつて来る。それは或は國防上食糧の自給を必要とすると云ふ論據に基き、或は農民階級の減少は政治上の不安を生ぜしめると云ふ論據に基いて主張されるが、同時に又、これ等の點を全然問題外に置いて見ても尙一般的に經濟界の急變を防止することの必要に基いて主張されることがある。蓋し國際分業の發達は結局に於て國民全體の利益なることを認むるにしても、其の變化の急激なる場合には勞働者の失業、資本家の財産の暴落によつて社會上の不安を生

せしめる虞がある。そこで、此の將に縮少せんとする所の産業のために一時保護關稅を設け、以て其の縮少を漸次にするの時間を與へ、轉業を圓滑ならしむべしとの説が起るのである。

此の如き場合に國家が相當の政策を採るべきことは、恰かも一地方に震災の起つた時に、他地方の住民に課稅して其の復興費の一部分を負擔せしむると同様の意味に於て、之を認めなければならぬ。唯問題となるのは保護關稅以外に其の對策を發見することが出来ないか、と云ふことである。何となれば保護關稅によつて一時の急を救ふことは容易なるが如くであるが、動もすれば、其の一時の對策が永久に持續せられ、基礎の薄弱なる産業を永久に國民の負擔に於て維持する様な成り行きを生ずる所の危險がある。又古き産業には古き傳統があり、時勢遅れの組織が残つて居る場合が少なくない。之を單なる保護政策によつて救濟する時は却つて其の舊態に甘んじ、進んで新組織の下に建て直しを行ふの機會を得せしめざることゝなるかも知れない。即ち近年の流行語を以つていへば産業合理化を遅らすことゝなる。それ故將來に於て繁榮の見込なき産業に對しては出来るだけ保護關稅の如き方法を避けることゝし、又之を行ふ場合にも一層有效なる合理化政策又は轉業政策を採ることが望ましいのである。

舊産業維持のためにする保護關稅の實例を擧げて見れば、先づ前世紀の七十年代に歐洲各國の實行した農業關稅がある。此の時代に恰かも造船技術の大發達のために海運の運賃が急に安くなり、又アメリカ、ロシア等の内地に鐵道の敷設が行はれた結果として、これ等の新開地から來る所の安い穀物が歐洲諸國の市場に輸入せられ、其の國の農業を不振ならしめ、所謂農業沈滞 (Agricultural depression) の聲が隨所に起つた。そこで前記の理由によつて保護關稅の必要が提唱せられ、又それが實現されたのである。

當時行はれた保護論の一例をいへば、次の如くであつた。現在米國の穀物の輸入がフランスの農民の職業を奪ひつゝあるが、もし之を其まゝに放任しておいたら何うなるのであるか。或はフランス特有の葡萄酒を作れといふものも

あらう。けれどもフランスで此上葡萄酒を作つてもスペインやイタリーと競争して行くことは困難である。同様にフランスは養蠶において支那日本に及びず、羊毛において濠洲に及びず、肉類においてアルゼンチンに及びずとしたらば何うであるか。「自由貿易論者は轉業すべしといふが、轉業すべき仕事のないときは困る。失業よりは何かしてゐる方がよい。」フランス人口の半分を占むる所の農民は續々故郷を去つて都會に職を求むべきであるか。彼等は都會へ出さへすれば職を得られるだらうか。それが不可能とすれば結局人口の大部分を擧げて外國へ移住するの外はない。それはフランス國民の全滅を意味するであらう (Gide, Principles of Political Economy, p. 354)。

此議論は要するに眼前焦眉の急を如何にせんといふのであつて、不利益な穀物農業を永久に守れといふ結論にはならない。然るに其の政策は實際には一時的でなくして永久的となり、現今までも繼續されてゐる。國防上其の他の理由によつてこれを永久的の制度とすることの可否を問題外に置けば、此の農業關稅は維持關稅として本來の目的以上に長く繼續されたと云はなければならぬ。但し其後の歴史を見れば、一方に於て食料品價格の騰貴は勞働階級の反對を招くが故に、右の保護關稅は何れの國に於ても低率に止められ、又關稅以外の對策として肥料の改良、耕地の整理、農村協同組合の發達が着々實行されたから、之によつて農業衰退の危機を救ふことが出來たと稱せられてゐる。我が國に於ても農村の疲弊は今日國民的大問題となつて居り、これがために外米の輸入管理が行はれ、又朝鮮米、臺灣米の移入に對しても或は制限法を採らんとする説があり、更に大いに關稅政策を用ひんとする説も時々現はれて居るので、今後益々深き研究をなさねばならぬ状態に立ち至つて居る。

最近に舊産業の困難に陥つた一の適例は英國の石炭業である。本書の中にも前に述べた如く、ジエヴォンスの時代には英國の石炭は一方には國內の工業に對して廉價なる燃料を提供し、他の一方には盛に外國輸出をなし、頗る繁榮して居つたのであるが、歐洲大戰爭以後甚しき不振の状態に陥り、多數の失業者を生じて居る。而も其の原因は一時

的でなくして永久的なものがあると考へられて居る。即ち、外國に於ける新炭坑の開發、石油の代用、水力電氣の發達並に石炭其のものゝ消費を節約する所の完全燃焼設備の發達等は永久に石炭の需要を減少せしむる所の原因と認めなければならぬ。然るに大戰後の英國の失業問題は單に石炭業のみならず、同國の主要産業たる製鐵業、造船業、木綿工業にも起つて居るので、これ等の全體を救済せんがために保護關稅を行ふべしとの主張が一時盛に行はれ、一九二三年保守黨政府が此の政策を押し樹て總選舉に臨んだが、選舉に敗れたためにこれを實現しなかつたのである。此の失業對策としての保護關稅に反對するものゝ意見によれば、英國に於て現に失業者を多く出してゐる所の産業は何れも輸出工業であるから、假に保護關稅を行ふとしても、之によつて全部を救済することは不可能である。保護關稅は自國內の價格を高めることが出来るけれども、國際市場に於ける價格を左右する力は全然ない筈である。従つてこれ等の産業が其の規模の縮少を餘儀なくされる状態にあるものとすれば寧ろ將來に見込ある新しき産業に向つて勞働者を教育し、其の轉業を迅速ならしむるの道を講ぜねばならぬ。勿論英國は現に失業保險が實行されて居り、失業者はすべて此の保險による所の給與を受けて居るが、併し乍ら、産業其のものが縮少の方向に向つてゐる以上は、すべての失業者をして舊職業に復歸せしむることは不可能であるから、進んで新しき産業に轉ぜしむるこそ最終の解決法と認めねばならぬ。そこで以上の論争に於ける反對論が果して是なりや否やは容易に斷定を下し得ないけれども、最終の解決が轉業にあることは論を俟たざる所にして假に保護關稅を用ふるとしても、それは一時の方便としてのみ價値を認めらるべきものである。

#### 第四 軍器及食糧自給の必要（國防關稅）

總べての保護關稅の論據の中で最も有力なるものは、恐らく、幼稚産業の保護と此の國防關稅とであらう。蓋し實

易と戦争とは大體反對の要求を持つて居るのであつて、一國民の生活が外國貿易に依存すること多ければ多いだけ戦時に於ける打撃は強く響く。戦争は多くの場合に於て國民經濟の孤立を必要ならしむるが故に、國民的自給自足の可能なるもの程永くこれに堪ゆることが出来る道理である。故に現在世界の各國は一方に於て國際分業の經濟的利益を受くるに熱心なると共に他の一方に於ては戦時に於ける必要を考慮して軍需品並に食糧等の自給策を講じてゐる。そして戦時に於て如何にして出来る限りの自給を實行すべきかについての計畫を樹て、これを稱して戦争に對する準備(Preparedness for war)と云つて居る。十八世紀以前に於て歐洲諸國の間に戦争の頻繁に行はれた時代には、すべての對外商業政策が戦時の必要に基いて樹てられたと云つてもよい。十九世紀以來此の形勢は大いに緩和せられたけれども、尙所謂軍國主義が諸國の經濟政策の上に大なる勢力を持つてゐることは疑を容れざる所である。それのみならず、歐洲大戦争は、現實に各國をして經濟的孤立の苦き經驗に當らしめ、其の記憶尙新たなるがために、戦後に於ては商業政策の方向を逆轉せしめた傾向がある。

併し乍ら、平時に於て戦時同様の孤立を實現することは固より問題にならないから、すべての品物の中で戦争の遂行に直接缺くべからざるものを選び出して、これ等のものについての自給を行ふこととし、其の他の品物については不完全なる自給を以て満足しなればならない。そこで英國では歐洲大戦當時の經驗に基き、特に戦時に於て必要を痛感した所の産業をKey industriesと稱し、之に對して特に關稅其の他保護を與ふべしとする説があり、我國でも此の文字を關鍵工業、基礎工業など譯して同様の議論をなしたものがあつた。けれども所謂關鍵工業の範圍は到底これを明確にすることは出来ない。これを廣くせんとすれば何處迄も廣くなるのである。併し乍ら物資の性質により戦時に自給を必要とする所の程度が一樣ならざることは見易き事實であるにより、此の立場から見て貿易品を分類することは無意味でない。米國の F. W. Taussig 教授の分類には次の三種を擧げてゐる。第一は直接の軍需品 (Military



goods)であつて、銃砲、軍艦並に爆薬等を含む。第二は Essential goods 即ち緊要品とも稱すべきものであつて、穀物、肉類、羊毛、棉花、石炭、石油、鐵鋼、銅、皮類、ゴム等の食料品並に原料品を含み、それ自身破壊力を持つてゐないが、矢張り軍隊の出勤に缺くべからざるものである。第三は Non-essential goods であつて、前記の二種類の中に含まれざるものである。而して第一種の物品については各國政府直屬の工廠を設けて居り、これを民間に注文する場合に於ても、努めて外國の供給を避けてゐる。併し乍ら、近代の戦争は人間よりも寧ろ軍器の戦争であり、従つて戦時に於ける軍器の需要は嘗て豫想せざりし莫大なる高に達するが故に、それだけの生産設備を平時から準備することは不可能である。それ故に戦時に於ては他の平和的機械器具の製造に従事する所の工場を變形して軍需品の供給に與らしむる所の計畫が必要となり、これを稱して工業上の動員 (Industrial mobilisation) と云つてゐる。従つて此の動員計畫に基いて、右の如く軍需品工場に變形し得べき工場を出来るだけ多く國內に存立せしめんとし、其のために保護關稅の必要が唱へらるゝ場合もある。例へば染料工業の如きは平時に於て軍事に關係はないけれども、容易にこれを爆薬製造のために利用し得るといふ理由によつて自給が主張されるのである。其の外普通の機械器具の製作工業の如きも同じ理由によつて此の部類に屬せしめられる。

次に第二種の物品は軍隊の出勤に際して缺くべからざるものであると同時に、平時に於ける國民全體の必需品でもあるから、此等について全部自給の策を樹てゐることは勿論問題にならない。唯、其の中で最も緊要なるものとして穀物、鐵鋼等に關する保護關稅が主張されるのである。併し乍ら、之とても國情によつては其の完全なる自給を求めることは困難であるから、部分的の不完全なる自給をなし、これを補ふに戦時の動員計畫を以てすることになつてゐる。實際に於て歐洲大戦争の經驗は、一方に於て國際分業が戦時の國民生活を非常に困難ならしめることを示したと同時に、他の一方に於ては此の困難が戦時の非常手段によつて、少くとも或る程度まで取り除かれることを示したと云

つてもよい。大戦當時に各國が種々の物資の供給を確保するためにとつた所的手段は頗る多岐多端に亙つて居るので、それ自身非常に興味ある研究問題を提供するが、要するにそれは生産、運送及び販賣の機關を國家の統制の下に置くことである。その一部は單一の國家を超越して同盟國共通の機關に迄擴張された。聯合國側に於ては、先づ海上運送の繁閑を調節するために Allied Maritime Transport Council を設け、又食糧については穀物、砂糖、肉類、油脂の商業を管理するために Inter-Allied Food Council を設け、軍需品については Inter-Allied Munition Council を設けて、各國の間に過不足なき物資の分配をなすこととした。今此等の機關の活動を一々説明することは不可能であるから、次に英、獨兩國の穀物政策の一例を示すこととする。

開戦前には英、獨兩國共に小麥の輸入國であつた。英國は國內に於て、小麥消費高の僅か五分の一を生産するに過ぎずして、其の五分の四は悉くアメリカを始めとして、カナダ、アルゼンチン、インド、濠洲、ロシアから輸入してゐたのである。ドイツも英國と同様に工業化した國柄であつて、戦前の貿易を見るに、其の輸入の三割が食料品であり、平時の小麥消費の三分の二は外國産であつたが、併しライ麥の産出が多くあつて、ドイツ人の食するパンの原料には小麥以上にライ麥が使用されてゐたのである。蓋し英國は一八四六年有名な穀法撤廢以來農業關稅と云ふものを設けなかつたけれども、ドイツはビスマルクの時代から關稅其の他の種々の方法によつて農業を保護してゐたから、平時に於て既に幾分食糧自給の用意があつたと云つて宜しい。但しそれは幾分自給の用意があつただけであつて、完全に自給し得たわけではない。従つて何とか戦時の非常手段を講じなければならぬのである。そこで開戦後此の兩國の食糧政策はどうであつたかと云ふに、英國は主力を外國との航路の保護に用ひ、食糧其の他の輸入を安全ならしめんとした。大體英國は其の優勢なる海軍力を以つて最初から最後迄制海權を掌握し、敵國を封鎖すると同時に自國の對外交通を保つたからこそ終極の勝利を得るに至つたのである。けれどもドイツの潜水艇の攻撃は屢々奇效を奏した

ので、英國は其の船舶の撃沈さるゝ以上に、盛に新造船を出さなければならなかつた。若し、ドイツが農業保護によつて戦時の用意をしたとするならば、英國は海軍の充實と造船業の發達によつて、同じ準備をしてゐたと云ふべきである。次にドイツは英國の封鎖に對抗して如何なる食糧自給策をとつたかと云へば、平時に動物の飼料やアルコールの製造に使用してゐた所のライ麥や馬鈴薯を以つて人間の食物にしたのである。それも普通の商業に任せて置いては不安心であるから、全國の穀物の配給を政府の統制の下に置き、パンの製造には一定の原料混合の割合を定めてこれを強制し、尙各戸の人口に應じて一週何キロと定めた分量に對して切符を配付し、其の切符がなければパンを賣つてはならぬことゝした。かくして穀物及びパンの配給が過不足なく一般に行わたり、四年の間兎に角國民をして饑餓を免れしむることが出來たのである。但し動物の飼料を人間の食物としたのだから、動物の數は非常に減じなければならず、従つて肉類、バター、其の他の動物質食物は大いに不足したが、これは止むなきことゝ忍ぶことが出來たのである。此の組織的な大計畫はドイツ政府が、恐らく平時から考究して置いたものであつて、それが一般國民の訓練あるによつて著々實現されたのだと思はれる。此の他諸々の原料品の調達について、ドイツが採つた所の政策は、何れも其の組織的、科學的なる點において驚嘆すべきものであつたが、それをこゝに論ずるではない。たゞ右の戦時食糧計畫は多年保護政策によつて扶植した所の農業生産力の上に築かれたものであることを認めねばならぬ。(大正四年發行、拙著『戦時經濟講話』)

此の如くにして英獨兩國共、曲りなりに戦時の食糧問題を解決したが、その行き方は全く相異なるものであつた。一方は平時に於いて充分に安き穀物を輸入し、戦時にも其の輸入を絶たないだけの海軍と海運とを有し、他の一方は外國との交通が妨げられた場合に尙自給し得べき方策を立てゝゐた。何れも其の國情によつて夫々の長所を發揮したのである。他の國は其の何れをも直ちに採用することは出來ないけれども、右の經驗は幾多の教訓を含んでゐる。國防

關稅は國防計畫の一部として考究すべきである。品物によつて或る程度の自給は平時より心掛けねばならないけれども、唯治に居て亂を忘れずと云ふだけの簡單な考へ方で、是も國防、彼も國防で無方針に國產自給を圖る必要はない。寧ろ平時は出来る限り國際分業の利益を享け、戰時には不足の材料を以つて如何に用を便し得べきかを考ふべきである。

こゝに一例を擧ぐれば、我國の鹽の專賣は初め日露戰爭の費用を辨ずべき財源として設けられたのであるが、現今では生産費の點に於いて到底外國の鹽と競争し得ざる状態である。政府は專賣益金を少しも取つてゐないに拘らず、尙其の價格は普通の國際市價よりも遙かに高くなつてゐる。それにも拘らず此の專賣を繼續して内國の鹽業を維持するのは何故であるか、その理由は明白でない。これを辯護するものは、一朝有事の日に鹽の自給を可能ならしむるためだ、といふが、戰時に於いて他に鹽を供給する技術がないとは云へない。専門家は既に海水を煮て鹽と蒸溜水を取るに左程多くの費用を要するものでないことを實驗してゐるのである。

## 第五 社會的關稅

廣く社會的關稅と云へば、失業を防止するために、現存の産業を維持せんとする關稅（即ち第三節の維持稅）もこれを一種の社會的關稅と見るべく、又米國にて盛に唱へらるゝ如く、國內の賃銀率を維持するために保護關稅を設くるのも亦これを社會的關稅とすべきである。併し狹義の社會的關稅は、一國が或る社會政策を實行したる結果として、企業者に或る負擔を爲さしめたる場合に、同様の政策の行はれざる國から來る所の商品の競争を抑へるために保護關稅を要すると云ふことである。例へば工場法を行つて、労働時間を短縮し、又は社會保險を行つて企業者に保險料を負擔せしむる時は、内國産業の生産費が高くなるが、其の場合にその商品と競争する輸入品の本國にて同様の社會政

策を行つてゐないとすれば、保護關稅を以つて自國産業を保護すること必要なりと主張されるのである。昭和四年に我國多年の懸案であつた所の女工の深夜業廢止が實行された後に、我紡績業者は其の競争者たる支那の紡績業に此の如き制度が強制されてゐないと云ふことを理由の一として綿絲關稅の撤廢に反對したのは、少くとも部分的に此の關稅を以つて社會的關稅の意味を有するものと解したわけである。此の種の稅は全く正當の理由なきものと解することは出来ないけれども、從來の實際は寧ろ濫用された場合が多い。何となれば、社會政策の結果は必ずしも生産費を高めずして、却つて之を低くすることさへある。一八四七年英國で有名な十時間労働法を行つた時に、其の反對者は此の如き制限の下に英國品は到底外國品と競争は出来なくなると論じたけれども、實際の結果は毫もその様な不利を生じなかつた。我が國の深夜業廢止は未だ實施後一年を経過しないから、その結果はよくは分らないけれども、今までの報告ではやはり時間短縮の損が充分能率増進によつて補はれてゐるやうである。さすれば、社會政策を行つたから保護關稅がなければ、外國品に對抗し得ないと云ふ理由はない。併し乍ら、社會政策は何時でも産業の收益を減らさないと云ふことも斷言は出来ないのであつて、あまり急進的な改良を行へばそのやうなことになるのは當然である。而してその場合には失業を防止すると云ふだけの理由から見ても保護の必要が認められないことはない。けれども世界何れの國に於いても、今まで社會政策と云ふものがそれ程急進的に行はれた例はない。資本家の勢力は充分に其の急進を阻止し得て餘りがあるのである。大戰後ドイツに於いて革命熱の勃興した當時、八時間労働制を強制する所が律が布かれたけれども、此の制度の下に外國との競争が不利になること明らかとなつたから、僱主と労働者との協定があれば多少時間を延長してもよいと云ふことに改正された。即ち實際社會政策の實行が産業の存立を脅かすやうな場合には保護關稅を設くるまでもなく、社會政策の方が引込んでしまふのである。又多數の僱主にとつて苦痛を感じない程度の負擔がかゝつた場合に一部の企業がその結果立ち行かなくなるとすれば、それは止むなきことである。國家

として労働者の健康と風紀とを犠牲にしてまでその弱い企業を維持する必要はないはずである。

併しながら、理論上社會政策を行ふ國が、これを行はざる國に對して産業競争上不利の立場に陥ることは不都合である。そこで國際聯盟の一部として國際労働會議が設けられ、各國をして出來得るだけ均等の社會政策を實行せしむることになつた。つまり國際労働會議は社會的關稅を不用ならしめる所の一の代案と云つてもよい。曾て此の會議に於いてインドの資本代表が日本の紡績業の深夜業を攻撃し、此の如き國の製品がインドの市場に來て自國産の製品と競争するのは不正競争であると云つたのは、其の攻撃の動機は何れにあるかは別として、その議論だけは正しいといはねばならぬ。併しながらインドの紡績業者は此の日本の不正競争を理由として綿絲關稅を設けてゐながら、所謂不正競争の方法たる深夜業の止んだ後に至つても關稅を廢止せんとせず、却つて綿布にまで保護關稅を擴張してしまつた（昭和五年三月）。社會的關稅が無意義な資本家擁護に利用されるのは不愉快であるが、其の例は決して少くない。

序に米國の高賃銀維持關稅について考へて見る。米國では前世紀の六十年代、南北戦争後に幼稚産業の保護といふ理由で盛に關稅政策を行ひ、多くの高い關稅を設けたが、今世紀となつては最早幼稚産業も大抵成長したので、其の代りに高賃銀の維持と云ふ旗印が現はれた。即ち、(一)關稅は労働者の仕事を増加し、高い賃銀を與へるものだからこれを減廢してはならないと云ひ、又(二)現在米國の賃銀が歐洲に比して高いのは關稅の効果であるから、之を減廢してはならないと云ふのである。而してこれ等の説は實際の政治上に勢力を有し、労働階級の輿論を引付けてゐることとは確かである。けれども其の理論上の根據は甚だ薄弱であり、米國でも經濟學者はこれに同意しないのである。

第一に關稅が労働者の仕事を増加すると云ふのは明かに誤解である。事業は資本の増加及び労働能率の増進によつて起るものであつて、關稅によつて起るものではない。關稅は勿論一國の資本の分量を増すことも出來ず、労働の能

率を増すことも出来ない。唯此等の力の用ひらるゝ方向を左右するだけである。關稅政策の結果として新しい産業が生れて來ることはあり得るけれども、それは若し關稅がなかつたなら他の産業に向つて働くべかりし力を此の方面に轉ぜしめたゞけのことである。だから本章第一節に論じたやうに「一國内の産業の多様性」を實現するために關稅を利用すべしと云ふ説には理論上の根據があるけれども、産業そのものゝ分量を増すといふ説は全く不合理である。勿論現在保護稅によつて僅かに維持されてゐる所の産業に對し忽ちに保護を撤廢するならば、その産業に働く所の勞働者の仕事を減することゝなる。従つて保護關稅を急激に整理するは宜しくない（本章第三節）。併しながら、勞働者は保護稅あるがために仕事を得てゐるのではない。若し保護稅がなかつたら他の産業に従事してゐた筈である。右の如き説が實際に勢力を得るに至つたのは勞働者が現在の保護の状態に慣れてしまつて、それ以外の状態を想像することが出来ないからである。これは寧ろ保護の情性の恐るべきことを示す所の事實である。

第二に外國の安い勞働によつて造られた品物が自由に輸入されれば、自國品の價格も亦その競争のために下落し、従つて自國勞働者の賃銀を外國並に下げるといふことも誤りである。凡そ品物の生産費は勞働者の收入と同視すべきものではない。勞働者の一日又は一月に得る所の賃銀は高くとも、其の能率が高ければ生産費は却つて安くなる。これに反して勞働者の賃銀が安くても、能率が低ければ生産費は高くなる。さうでなければ英國の綿布がインドの綿布と競争して販路を取り、米國の自動車と歐洲の市場で競争し得るといふ事實は説明し得ないわけである。米國の賃銀が他の諸國に比して高いのは事實であるが、その理由は米國の天然資源の豊富なると産業組織の合理化されてゐる結果であり、決して關稅の効果ではない。その證據には米國の各種産業の中で關稅の保護を受けざるものも、其の保護を受くるものと同様に高い賃銀を拂つてゐる。而して其の高い賃銀を拂つた所の品物が輸出品となつて賃銀の安い國へ賣り捌かれてゐるのである。もし米國の産業にして外國からの輸入品の競争に堪えざるものがあつ

たとすれば、其の産業が米國の風土又は社會事情に適當しないからである。これを強いて發達せしめるには何か特別の理由がなければならぬ。單に其の生産國の賃銀が安いといふだけでは理由にならない。此の如き説が實際に勢力を得るのは、やはり現に保護を受けながら充分發達し得ない所の産業が外國の競争を恐れるために更に保護を要求するからであつて、其の要求の當否を決定する所の根據は幼稚産業の奨勵、又は舊産業の維持の理論より外にはないと思はれる。

## 第六 條約協定の基礎（交渉關稅）

交渉關稅 *Verhandlungszoll* といふ用語は比較的新しいものであつて、恐らくは今世紀の初め歐洲諸國間に稅率協定の盛に行はれた當時に出來たのであらうと思はれるが、其の事實は非常に古くからあり、アダム・スミスが『國富論』中に此の事實を指摘してゐる。而して彼は此の種の關稅の可否を判斷するは立法の原則よりも寧ろ「俗に政治家と稱せらるゝ彼の狡猾にして策を好む動物」の技倆に屬すると云つてゐる。蓋し交渉關稅の趣意は自國の輸出品に對する外國の關稅を減廢せしむる目的を以つて、先づ其の外國から來る所の品物に課稅するといふ一種の外交上の策略である。つまり直接の目的は自國の財政又は産業にあらざして外國の關稅を減廢せしむることである。先づ外國品に課稅しておいて、さて汝若し我が輸出の障礙を除くならば我も亦汝のために障礙を除くべしといふ態度を示して、條約締結の交渉を開始せんとするのである。歐洲大陸諸國の稅率表は最初から此の如き目的の下に作製せらるゝもの多く、フランスの如きは其のために最高最低の二種の稅表を作つてゐることは前に述べた所である。〔第三章の第五〕。

諸國の稅表が非常に細かく品目を分類してゐるのも、一部は從量稅を採用する結果であるが、一部は交渉手段として利用する時のことを考へたものである。即ち懸引を細かくするためである。これに反して英國は從來自由貿易主義を守つ



てゐるために、條約協定に際し外國に對し讓るべきものがないから外交上甚だ不利だといふことを同國の保護論者は論じてゐる。實際明治四十四年日本で各國との條約を改訂した時に、獨佛等は日本と交換的に稅率を協定したが、英國は右の理由によつて日本の稅率引下を要求するのに多少不便を感じたのである。けれども結局英國は將來に於いて日本品に對する稅率引上を行はぬといふことを條件として日本の稅率引下を要求し、其の目的を達したのであつた。

此の如き關稅は若し其の目的通りの功を奏すれば所謂互惠 Reciprocity になつて至極結構であるけれども、不幸にして相手國が當方の望む通りの關稅引下をなさざる場合には何うかといふに、初めかりそめに設けた所の關稅が永久的に据置かるゝに至るべきことを覺悟しなければならぬ。即ち元來談判の道具として使ふつものものが國の財政政策又は産業政策の一部となつてしまふのである。固より此の種の關稅は其の品物の種類と稅率の高さ如何によつて、或は單純なる財政關稅として國庫の收入を生じ、或は國內に於ける同種の産業の保護の用をなすであらうけれども、これは本來企圖された所でないのだから、つまり上策ではないに相違ない。而も事の成り行きはそれだけではすまぬかも知れない。即ち當方にて課稅を重くすれば先方でも亦對抗的に關稅引上を行ひ、勢の赴く所當方は更に同様の手段を繰返して之に報ゆるやうになるべき危険がある。歴史上にはかくして報復 Retaliation を重ね、所謂關稅戰爭 Tariff war の状態を誘出して彼我共に損失を蒙つた事例が少くないのである。今から四十餘年前、一八八七年イタリーで新關稅法を發布し、これを基礎として各國と關稅協定を行つたが、當時同國が獨逸との攻守同盟を結んでゐたためにフランスが斷乎として協定を拒絶し、度々の交渉も效を奏せずして結局イタリーはフランスの最高稅率を適用せらるゝこととなり、これに對してイタリーもフランス品を排斥し、其の後十年の長い間、關稅戰爭が繼續されることとなつた。伊佛の貿易は此の十年間に半減したと稱せられるが、特にイタリーの産業はフランスに其の販路を有するものが多かつたために非常な打撃を受けたのであつた。

關稅報復の結果は報復される國にとつて勿論不利であるが、報復する國にとつても不利である。輸出は國益にして輸入は國損なりとする重商主義的の誤解は今日尙ほ暗黙の間に一般の輿論を支配してゐるので、實際政治の上には輸入阻止の損失を考慮せざる弊が少くない。報復の場合も亦さうである。一例を以つて云へば、先年我國にてインドの銑鐵に重稅を課せんとの説が出た時に、もし我國が此の政策を實行すればインドでは報復的に我國の綿製品の課稅を引上ぐるの恐あることを考慮してこれを中止したのである。然るにインドはそれにも拘らず、綿絲關稅を引上げ、更に綿布關稅までも引上ぐることゝなつた。そこで此の際我が國でも先年の遠慮をやめて鐵關稅の引上げを斷行するやうなことになるか否かは豫想の限りでないが、併しさうなつたと假定した所で、我が木綿工業は仇を討つてもらつたことになるかと云へば決してさうでなくして、却つて二重の損失を蒙るのである。即ちインドに於いて幾千萬圓かの販路を奪はれた上に、日本に於ける鐵の騰貴によつて他のすべての國內工業と共に生産費を高められるのである。

#### 第七 ダンピング防止關稅

關稅理論の章に論じた通り、ダンピングはこれを實行する國にとつても、實行される國にとつても不利益であるが、實際問題となつてゐるのはダンピングを受くる場合に於いて如何に之を防止するかと云ふことである。而して各國の政策は大體廉賣品に對しては臨機に行政處分を以つて特別の課稅をなさしむることに一致してゐる。我が國の關稅定率法には

第五條ノ二 不當廉賣品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉賣ニ因リ本邦ニ於ケル重要産業ガ危害ヲ被ルノ虞アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ不當廉賣審査委員會ノ審査ヲ經テ當該物品ヲ指定シ之ニ對シ期間ヲ定メ別表ニ定ムル關稅ノ外其ノ正當價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

とあつて、勅令により課税を實行し得ることになつてゐる。ダンピングは外國のトラストが其の商略上行ふのであるから、之が對抗策としての課税も亦臨機應變でなければならず、従つて普通の立法手續をとること能はざるは當然といはねばならぬ。併しながら此の如き變則の手段を許すときは自然濫用の弊を生じ易いから、之に對して相當の條件を付する必要がある。

第一はダンピングが眞實行はれてゐると云ふことを先づ確めなければならぬ。その目的を以つて右規定には審査委員會の議を経べきことを定めてゐる。蓋し國內の營業者は自己の利益に基いて外國の競争を抑制せんとし、眞實ダンピングの行はれざる場合にも之をダンピングと稱して政府の保護を要求すべきがあるが故に、審査委員會を開いて其の事實を確むることは頗る肝要である。

第二に、たとへ不当廉賣があつても、それが我が國の産業に大なる悪影響を生ぜざる間は、之に干渉することは出來ない。極めて一時的の棚拂のやうな廉賣を一々關稅によつて阻止することは不必要である。國內の營業者も此の程度のダンピングには自力を以つて對抗するの用意があるべきである。それ故本邦の重要産業が「危害ヲ被ル」場合のみ此の規定が働き出すのである。

第三にダンピングは若しそれが永續的規律的になさるゝものならば、之を受くる國にとりて決して不利とはいへない。その一時的に行はるゝことが問題になるのである（關稅理論の章を見よ）。従つて之が對抗策も一時的でなければならぬ。ダンピングを名として課税を行つておきながら、それが止んだ後にも依然として關稅が据置かれ、却つて國內營業者をして不當の獨占價格を得しむるが如きことがあつてはならぬ。そこで期限を付することが規定されるわけである。

然るに尙ほ此の規定に現はれてゐない所の根本の問題がある。それはダンピング即ち不当廉賣とは何であるか、又

正當價格とは何であるかといふ一點である。我が國の立法では之が決定も審査委員會に委ねる意圖であるらしいが、外國には法文の上に之を規定したのがある。是は關稅政策上新しい問題であるのみならず、理論上にも面白いことだから、稍詳しく論じて見たい。一九〇七年のカナダの關稅定率法には輸入品の價格が「輸出國において普通に (usual and ordinary course) 販賣された場合の公平なる市場價格 (fair market value) より安き時」は之をダンピングと看做して特別課税を行ふことになつてゐる。又米國の一九一六年の稅法には商品がその輸出國の市場價格よりも甚だしく (substantially) 低き價格にて輸入せられ、其の目的が合衆國の産業を破壊し、又は新産業の發生を妨げ、又は國內の或商業を獨占するにある時は其の輸入者を罰金又は禁錮の刑に處すとしてあつた。而して此の規定は一九二二年に改正されて罰金又は禁錮の代りに特別課税をなすこととなり、又輸入者の目的の如何を問はずして「合衆國の産業を破壊し又市場を獨占するの傾向ある時は」云々と改められた。然るに一九二二年の英國の産業安全法 Safeguarding of Industries Act には輸出國における生産費よりも低き價格にて輸入される時は特別課税をなすと定め、且輸出國の卸賣價格の九十五%を以つて生産費と推定することにしてゐる。

此等の立法例を比較して見ると、第一にダンピングを爲すものゝ意思が輸入國の産業に危害を加ふるにあることを要件とするものと然らざるものとあり、第二に本國の普通の市價より安きものを不當廉賣とするのと、本國の生産費より安きものを不當廉賣とするのとある。而して立法上には廉賣を爲すものゝ意思を問ふこと、及び本國の生産費の問題にすることは何れも事實の認定が困難であるとの立法技術上の理由によつて廢止せねばならぬやうである。併し經濟政策の理論上ダンピングを定義することになれば幾分結論を異にするかも知れぬ。(一)廉賣防止は道德上の惡行を罰するにあらずして、自國の産業の安全を期するためとするならば、その理由のみを以つてしても、輸入者の意思を問ふ必要はないであらう。けれども(二)内外の價格の比較のみでダンピングの性質を決定することは尙幾分考慮

の餘地がある。蓋しダンピングする國の價格は消費税のため、又は獨占及び關稅率の關係で生産費以上に餘程高くすることがある。それを輸入國の側で問題にすべき理由があるか何うか。理論としては矢張り輸出國の生産費を標準としてそれ以下の價格を付するものをダンピングと云ふべきではないかと思はれる。若しさうだとすれば、立法上においても輸出國の市場價格よりも安き價格で賣込まれるものを總てダンピングと看做すことなく、輸出國の生産費を割つたと推定すべき場合を問題にするのが妥當である。例へば輸入價格が輸出國の市場價格よりも著しく引下げられた場合には、生産費を割つたものと看做して取締をなすが如きである。勿論之に關しては不當廉賣審査會が適切な運用を爲さねばならぬ。法規だけでは解決が出来ないことである。

## 第八 金の流出の防止

金本位制度の下に於ては相當の金貨又は金地金を國內に保有することは絶対に必要である。普通の取引には金貨を流通せしめる必要はないけれども、中央銀行の正貨準備を缺くことは出来ない。それは總べての信用及び銀行組織が終極において正貨準備を基礎として構成されてゐるからである。然るに外國貿易上輸入超過が非常に大きな高に達する場合には、急激なる金の流出を生じ、正貨準備の不安を感じしむることがあり得る。勿論金が流出すれば兌換券が收縮し、従つて一般の信用も收縮し、そのために物價も下落して商品の輸出が増進し、輸入が減少して、やがて輸出超過を惹起し、金の流入を來さねばならぬといふ理法はあるが、併しながら一時の金の流出が甚だしければ、此の理法の進行する途中において物價暴落、金利暴騰のために恐慌が起り、一般の國民生活を不安ならしめることなきを保せぬ。故に政府及び中央銀行が金準備のために種々の政策をとることは當然であり、又此の目的を達するために關稅政策を用ふることも理論上必ず不當なりとはいへない。けれども實際上金準備維持の手段は關稅の賦課の外にも色々あ

る。金利を引上げて外國の資本を呼入れるのも一法である。外債を募つて埋合せをするのも一法である。外國の有價證券を輸出するのも一法である。固より此等の方法をとれば外國へ利子を支拂ひ、又は取るべき利子を失ふことになるけれども、關稅の結果も亦國內消費者をして負擔をなさしむるのであるから、何れにしても國民の費用を増すことは同一である。若し關稅によつて外國品を排斥する方法を取れば自國の金が出されないのであるから、その方が借金するよりよいと論ずるものがあつたら、それこそ正貨偏重の誤りに陥つた見方といはねばならぬ。

又關稅を以つて輸入を防遏することは一時的には効果はあるけれども、永續的には無効である。何となれば輸入が減ずることはやがて輸出をも減少せしめることとなる。即ち此場合には爲替相場も輸出に不利となるべき道理であるのみならず、輸入稅の負擔が消費者にかゝる結果は早晚輸出品の生産費を高めることになるからである。固より輸入稅の賦課によつて、それが輸出品の生産費に影響する時期が早く來ることゝ、遅く來ることゝあるけれども、結局その影響が來ることだけは確かである。だから金の流出を防ぐ目的で關稅を課するといふことは、一時の非常手段としてよいが、輕々に取るべき手段ではない。

歐洲戰爭中の英國の如く、戰爭の遂行といふ絶對の必要のために物資の輸入が非常に増加し、而かもこれと同時に貨銀の騰貴のために奢侈品の輸入も亦大いに増加した場合において、其の奢侈品の輸入を制限するために輸入禁止又は輸入關稅の法をとることは恐らくは適切であつたらう。蓋し當時英國はアメリカ等に對し非常な輸入超過となり、國際貸借の平均を維持するために、國民の所有する外國の有價證券を徵發してこれを外國に送り、且外債を募集してゐるのであるから、右の奢侈品課稅によつて輸入を抑制すれば幾分その政策を助けることが出來たであらう。併しながら此の場合においても若し此の課稅にも拘らず、奢侈品の需要が減退せずして國內の奢侈品産業が奨勵せられ、その方に資本及び勞働が吸收せらるゝやうになれば、一面において國際貸借は改善し得たりとしても、他面において軍

需品製造の力を殺されるから不都合である。それ故當時英國政府はあらゆる方法を以つて國民の勤儉をすゝめ其の貯蓄を軍事公債に投ぜしめんとしたのである。

我が國には極端に輸入超過を恐怖する思想が行はれ、金輸出解禁の後に急激なる正貨流出が起つてはならぬによつて、保護關稅を増設して外國品の輸入を制限するがよいといふ説をなした者があつた。我が國の昭和三年の國際貸借は大體輸出二十億、輸入二十二億で、差引二億圓の入超になるが、貿易外の貸借、即ち海運、海上保險、海外放資、漫遊者の旅費等において差引一億圓程の受取超過になるから、差引一億圓の借金が残る。そこで鐵鋼、米、麥等の重要輸入品にして内地で消費されるものを一部自給するやうな政策を採れば此の不安が取除かれると考へ此等重要品に對する保護關稅を主張するものもあつた。又大いに海運補助金を支出して日本船舶をして、海外に出て運賃を稼がせれば一億圓位の借金は埋合せ得られるといふものもあつた。併し乍ら此等の説に對しては次のやうな有力な反對論が成り立つ。即ち昭和年三年の輸出入の差額が年々繰返されるとは勿論考へないが、假りに此の状態が當分繼續するものとして、一年一億圓の借金を免れるため前記の物資の自給を強行したら國民經濟に如何なる損得を生ずるか。勿論國產自給は費用なくして爲し得られるものでないことは前に述べた通りであつて、其費用は疑もなく論者の想像せざる程莫大なものである。一億圓の借金の利子は僅かに年額數百萬圓であるが、米、麥、鐵鋼の自給は年額數千萬圓では足りない。

海運の補助金を出して貿易外の収入を増すべしといふ論も、同様の缺點をもつてゐる。盛に優秀船を作らして、採算の取れないやうな安い運賃で旅客貨物を運送すれば、運賃収入が増すに相違ないけれども、之によつて大に國際貸借を改善せんとすれば、又大に補助金の高を多くしなければならぬのである。その巨大な補助金を國民に負擔せしめつゝ、外國人に海運の安賣をすることは、たとへ幾分國際貸借を改善し得たりとしても終局の利害は頗る疑はしい

といはねばならぬ。

## 第六章 自由貿易の論據

第一 國際分業の必要——自由放任と自由貿易——社會政策と自由貿易——國產自給の困難

第二 消費者の負擔——關稅は物價を高くす——關稅、消費稅と所得稅、相續稅

第三 輸出産業の利害——關稅は輸出産業を助けず——ダンピング——關稅は生産費を高くす——輸入減ず

れば輸出も減ず——米國の農業關稅

第四 獨占の弊害——關稅はトラストの母

第五 政治上の關係——關稅は政治腐敗の原因となる

### 第一 國際分業の必要

アダム・スミス以來自由貿易論の學問上の發展を顧ればそれは明かに正統學派の一般的自由放任政策の一面をなすものであつて、スミス自身は私有財産及び自由競争の行はるゝ社會に於いて經濟の自然的秩序があることを樂觀した人である。即ち各個人が自己の生活狀態を改善せんがために努力するのを其のまゝに放任して置けば、競争の結果として自から一定の法則が行はれ、一定の秩序が出来る。これは神の攝理によつて生ずる法則であつて人間がこれを如何ともすることは出来ない。政府がこれに干渉し、其の意識したる計畫の下に經濟上の統制を行はんとすれば、却つて社會全體のために有害なる結果を生ずるものである。十八世紀當時の歐洲各國は所謂重商主義の思想に基いて國民經濟を統制せんことを期して居つたのであるが、其の結果は徒らに國民の經濟的活動を制限し、其の進歩を遅らして



る、と云ふことが彼の觀察であつた。それ故にスミスの自由貿易 Free trade は外國貿易上の制限撤廢のみでなくして、内外總べての經濟問題につき政府の干渉を排斥する所の自由放任 Laissez faire であつた。純然たる内國行政の手段によつて産業を奨励することも、又今日謂ふ所の社會政策を以つて下層階級の狀態を改善することも、何れも皆政府として爲すべからざることであつた。スミスに従へば政府の任務は、第一に軍備を整へて外國の侵入に備ふること、第二に法律及び裁判の制度を設けて個人間の不正行爲即ち詐欺と暴行を取締ること、第三に個人の到底爲し能はざる事業即ち非營利的な土木工事を起すこと、此の三つの外にはない。つまり今日各國政府が行ふ所の教育、保健、産業、交通等の文化事業は全く政府の關係を脱せねばならぬ。その時スミスの所謂「簡單明白なる自然の秩序」が現はれて、何人の意志にも基かざる、而も最も幸福なる結果が得られるといふのである。さて其の後十九世紀になつて神の攝理とか自然の秩序とか云ふ自然法的の思想が漸く廢れたけれども、少くとも英國に於いては、經濟政策の原理として自由放任主義が原則でなければならぬと云ふことは、學者がこれを主張するのみならず實際の政策をも支配し、所謂マンチェスター派の政治論を或程度まで實現したのであつて、自由貿易論は此の大原則を外國貿易に適用されたものとされて居つた。此の如き次第で今日でも尙自由貿易と云へば、人をして自由放任主義を聯想せしむることもある。

然るに十九世紀中にアダム・スミス等が極力反對した所の古き干渉政策は著々として廢止せられ自由競争が行はれるやうになつたが、併しながら其の自由競争は必ずしも社會のため有益なる經濟秩序を生ずるものでないことが解つて來た。殊に景氣の變動といふ新しき現象が起つて經濟界の秩序が亂れ、其の變動の結果として經濟上の弱者たる勞働階級は最も甚しき打撃を蒙ることゝなつた。そこで勞働者は自ら組合を組織して資本家に對抗すると共に國家の力によつて自己の地位を改善するの必要を認め、そこに社會主義又は社會政策の要求が起つて來た。又資本家の側に於

いても無統制なる景氣の變動に對抗すべく、トラスト、カルテル等の獨占組織を考へ出すことゝなつた。此の獨占組織の發達は毫も國家の力を藉りることなくして産業の統制を行ひ自由競争の作用を制限するものである。昔は自由放任政策を行へば其の結果は自由競争となつたのであるが、今では其の自由放任政策の下に却つて獨占が生れて來るので、國家は之に對して如何に干渉すべきかといふことを問題にしなければならなくなつて來た。此の如くにして自由放任主義といふものは正統學派の學者自らこれを修正するの必要を感じ、既にジョン・スチュアート・ミルによつて此の原則に對する多くの除外例が認められることゝなつたのである。さうして今日では最早自由放任の原則は何人も信ずるものなく、却つて社會主義が強調される時代になつたのである。

併しながら、此の如き社會思想の根本的變化に伴つて自由放任主義と共に自由貿易論をも全然否認すべしとの議論はまだ起つて居らない。却つて英、獨等の諸國に於いて社會政策の立場から自由貿易論が支持されて居る。それは何故かと云ふと、アダム・スミス以來の自由貿易論に如何なる缺點があつたとしても、其の事實上の論據たる國際分業の利益と云ふことは何人もこれを認めるからである。國內の分業が國內の勞働能率を高め其の生産を盛にする如く、國際分業も亦世界の生産を増加する所の力である。さうして世界の生産が増加すれば、その世界經濟に参加する所の各國の分け前も亦増加しなければならぬ。そこで現に東京と大阪と名古屋の各地方をして各々其の適する所の産業を發達せしめ、相互に分業を行はしむることを努むる所の政府が、何故に日本と米國と支那との間に生ずる所の同様な地方的分業の發達を妨げねばならないか、少くとも經濟上において其の理由を發見することが困難である。但し政治上においては國家は組織されたる團體であり、國際社會は今日尙殆ど全く無組織の状態であるから、其の理由によつて國防上其他の目的のために國際分業の利益を幾分捨てなければならぬと云ふ事情があり得るのであつて、そこに保護政策を全然排斥し得ざる理由が存するのである。

右の國際分業の利益は何れの時代にもこれを認めなければならぬが、産業革命以來の經濟生活の進歩は此の國際分業の必要をして益々痛切ならしめたといふことが出来る。現代の經濟生活は大規模にして而も複雑なる産業の活動によつて維持せられて居るので、其の産業上の生産及び交通の組織が政治上の領域を超越することになつて了つた。原料の一點から見ても現在では如何なる大國も完全なる自給自足といふことは不可能である。米國の如き最も天恵の豊かな領土を持つて居ても、それでも砂糖、羊毛、ゴム等の産出が足りないもので、これを自給せんがために種々の政策をとるに拘らず尙これを外國から輸入しなければならぬ状態である。況や米國よりも領土狭くして天然資源の乏しき他の國々にとつては自給自足は直ちに貧乏を意味すると云はねばならぬ。

更に産業組織そのものについて見ても生産費の低減は大量生産によつて可能となり、大量生産は大なる販路を必要條件とするのである。近年世界の問題となつてゐる所の商品の標準化とか、産業の合理化とかいふことも、大なる販路を前提としなければならぬ。そこで又國際分業の必要が起つて來る。歐洲大戰後において歐洲各國の經濟上の不振と米國の繁榮とは著しき對照をなして居るが、其の理由は單に歐洲が戰爭の打撃を受け米國が獨りこれを免れたと云ふことだけでは説明し得ない。米國は現にロシアを除いた歐洲大陸全部よりも廣い面積を有し、人口においても歐洲の三分の一を超ゆる所の大國である。而して其の國民は外部に對してこそ關稅の障壁を築いて居るが、内部においては氣候風土を異にする所の四十八州の間に完全なる自由貿易を行つてゐるから、大量生産を充分になすことが出来る。これに反して歐洲は大戰後益々多數の國に分裂して、而かも相互の間に分業を妨げる所の種々の政策を採つてゐる。これが前記の對照を生ぜしめた一大原因であると云はれてゐる。さうして近年歐洲の經濟同盟とか、關稅同盟とかの主張が現はれて來たやうな次第である。

## 第二 消費者の負擔

國際分業の利益は頗る大なるものありとしても、國防上其の他の理由によつて幾分その利益を捨てなければならぬと云ふならば之も止むを得ないであらう。併しながら其の自給を必要とする所の産業保護の手段として關稅政策をとるか、又は他の政策をとるか、といふことは自から別問題に屬する。而して保護關稅政策をとる場合には物價の騰貴を伴ふと云ふことは一つの缺點と云はなければならぬ。物價の騰貴は、或場合には消費者の負擔を重くし、或場合には輸出産業の負擔を重くするものである。消費者の負擔を重くすることが何故に缺點であるかといふに、それは現代政治思想の基調となりたる社會政策の趣意に反するからである。蓋し社會政策の思想は財政上に應用されて社會的租稅制度の主張となり、これが追々實現されつゝある。その社會的租稅制度の内容は、要するに租稅の負擔を大所得に對しては重くし小所得に對しては軽くし、又財産所得に對して重くし勤勞所得に對して軽くするといふことである。之を具體的にいへば、所得稅、相續稅等を發達せしむる一方において消費稅を輕減することである。所得稅、相續稅等にあつては所謂免稅點を設けて生活程度の最低限を保護することも出来るし、又累進法を行ふことによつて負擔能力に適應したる課稅をなすことも出来るが、消費稅にあつては其の負擔者の狀態を考慮するの餘地少くして、金持でも貧民でも、苟も課稅品を消費する限り平等の負擔を負はせなければならぬ。それが消費稅の缺點とされてゐるのである。例へば現に我が國において行はれてゐる織物稅は低級品たる木綿織物を除外するといふだけのことは出来るが、其の外のものに一割を課するといへば、如何なる貧民がこれを用ひても其の一割を免れることは出来ない。然るに關稅は此の點において消費稅と其の性質を同じくし、而かも其の轉嫁の狀態が消費稅以上に複雑なるものである。消費稅の場合には消費者の負擔したゞけの金額は國家の豫算に計上せられ、何人の眼にも明かに示される。消費

税は代金の中に含めて支拂はるゝが故に、往々にして納税者の注意を免れるといふ弊害があるにしても、少くとも豫算の上には明かに示されて、それが輿論の批判を受けなければならぬ。然るに關稅に至つては豫算に現はるゝ所の負擔の外に消費者から直接生産者に支拂はるゝ所の負擔があつて、それが獨り消費者の注意を免かれるのみならず議會の討論においてさへも看過される状態である。例へば本書において既に説明した所の砂糖の保護關稅のために國民の負擔する金額は六千萬圓に上るといふことは一般に認識されてゐない。若しも現在の歲入中より六千萬圓を割いて國內の砂糖栽培を奨勵すべしといふ法案が出たとすれば、恐らくこれが議會を通過することはないであらう。然るに此の負擔が砂糖の價格の騰貴といふ事實を通じて爲さるゝが故に、案外易々として實現されてゐる。尙他の一例を引くならば、現在の鋼鐵の關稅は一噸に付十八圓程であるから其の消費高約二百萬噸に對して三千六百萬圓となる。更に嘗つて立案されたことがあるやうに、其の十八圓の關稅を三十五圓に引上げるとすれば、消費者の負擔は七千萬圓となる。如何に製鐵業の保護は重要であるとしても、年々七千萬圓の補助金を支出してこれに充てんとすることが明瞭に豫算面に現はれたならば、是亦議會の協贊を得ることは困難である。此の如くにして國民は現在の保護關稅の作用によりて豫算面の收入一億五千萬圓以上に尙莫大なる負擔をなしながら、其の金額を明かに知ることが出来ないのである。それでも其の課稅品が或る産業の原料である場合には、其の産業の當業者によつて關稅反對の聲が幾分擧げられるけれども、單純なる消費者は此の問題を理解するの知識なく、又知識があつてもこれを政治上に反響させるだけの力を持つて居ない。それは何れの國においても消費者なるものが組織されざる大衆であるがためである。

### 第三 輸出産業の利害

保護關稅は國內の弱い産業を助けることは出来るけれども、強い産業に對しては何等の利益をも與へ得ないばかり

でなく、却つてその發達を妨害するものである。このことは保護關稅が國際分業を抑制するといふ一般的作用から見て當然待設けらるべき結果といはなければならぬ。即ち國際分業を發達せしむれば自國に最も適當したる産業が伸びて適當せざる産業は起らないわけであるが、保護關稅によつて此の分業を抑へれば國內の資本力、勞働力が保護されたる産業に吸収されるから、その他の産業即ち保護なくして伸びつゝある所の産業から見れば、幾分その力を取り去られることになるのは當然である。これだけのことは一般論として認められる道理であるが、これを一層具體的に考へて見れば次の如くである。

一、保護關稅は弱い産業を助ける効果はあるけれども強い産業のためには全く用をなさない、といふのは何故であるか。それは關稅は內國市場において外國の輸入品と競争する所の産業を助けるだけのものであつて、更に進んで自國品を外國の市場迄賣り出すといふことについての力はない。假令外國へ輸出することの出来るやうな品物に對し保護關稅をかけて見ても、既に國內の生産費が外國の市價よりも低くなつてゐるのだから關稅の作用は起つて來ない。若しこれが現はれて來るとすれば、それは當業者が協定によつて故意に價格を吊り上げるといふ甚だ望ましからざる場合に限るのである。例へば米國では最近穀物關稅を引上げんとしてゐるが、穀物は米國の輸出品であるから、此の關稅をかけた所で外國の輸入を食ひ止めて國內の價格を吊り上げ農業者に利益を與へることは出來ない。米國の農業者の必要とするのは國內の販路が確保されることでなくして、外國に於ける販路が擴張されることである。國內の價格は幾千萬の農業者が全國的大組合でも作つて獨占を實現せざる限り關稅によつて吊り上げることは不可能である。日本の綿絲關稅の如きも亦同じ性質のものだと思ふ。

二、保護關稅は國內の販路を內國産業のために保留する所の作用をなすが、外國の販路に對しては何等の影響もないといふことは、つまり輸入防遏の效はあるけれども輸出振興には役に立たぬといふことになる。併しながら強いて

其の役に立つ場合を求むれば、ダンピングの一途がある。國內の當業者が獨占組織を設けて國內消費者に獨占價格を課し、これによつて充分利潤を擧げて置いて、然る後に外國に向つて不當廉賣を行ふとすれば、これ即ち保護關稅がトラストを助けて輸出をなさしめたことになる。併しながらこれは保護關稅の餘弊であつて決して國民全體のために望むべきことではない。

三、此の如く保護關稅は強い産業即ち輸出産業に對しては無力であるが、更にその間接の結果に至つては却つて輸出産業の發達を妨害することになる。其の最も甚しき場合は課稅されたる商品が輸出産業の原料となる場合である。例へば羊毛のトップに課稅すれば毛織物の生産費が高くなり、銑鐵に課稅すれば鐵を原料とする所のあらゆる物品の生産費が高くなる。そこで若しこれ等の精製品が國內だけに販路を有するものならば、更に外國から來る所の同種の精製品に對し關稅を引上げることによつて原料の價格騰貴を埋合はすことが出来るけれども、若し其の精製品が外國へ輸出される場合には其の手段は採り得ない。そこで逆に戻稅とか、特別の免稅とか、保稅工場とかの制度によつて原料品に對する課稅政策を無効ならしめるのであるが、さてこれ等の制度が當該工業に對し手續上の不便を生ずることとは既に述べた所である。

以上は課稅品が輸出産業の主要原料たる場合について考へたのであるが、それが主要原料でない場合においても同様の理由によつて矢張輸出品の生産費を高くし、その國際市場における競争力を弱めることは勿論である。個々の課稅によつて生ずる負擔は輕いとしても、非常に多くの輸入品に對して課稅が行はれて居れば、其の負擔が積り積つて相當重いものになるであらう。だから輸出産業の利害から打算すれば一般的に保護關稅の低いことを希望しなければならぬ。

四、更に保護關稅が輸出に及ぼす間接の結果を見るに、輸入の防遏そのものが輸出振興の妨害になるといふ大體の

傾向を看過するわけに行かない。抑々外國貿易は商品及び勤勞の交換であつて、輸出と輸入は終局に於いて其の金額の平均すべきものである（第二章國際貸借の章を見よ）。唯國際間に資本の移動が行はれるために輸出超過又は輸入超過が長い年數に亘つて繼續されることはあるが、それは勿論外資輸入又は海外投資が有利に行はれることを條件とせねばならぬ。従つて外國からの借は品物の輸出によつて辨濟せられ、外國への貸は品物の輸入によつて辨濟されるといふ結果になる。故に英國の自由貿易論者が此の論據に基いて保護關稅に反對するのは、大體論として、當然なことである。

近時輸出産業と保護關稅との關係について面白き論争を惹起したのは、米國において一九二九年の議會で問題とされた所の農業保護關稅の問題である。同國では大戰争後好景氣が續いて居つたと稱せられるが、農業は寧ろ不景氣であつて何かの救濟手段を採るの必要が起つてゐる。そこでフーバー大統領の指導の下に農産物の關稅が提案されたのであるが、しかし米國の農産物中保護を必要とするものは砂糖、羊毛の如く比較的重要ならざるものであつて、主要産物たる小麥、燕麥、玉蜀黍は皆從來からの輸出品である。即ち彼等は之によつて自己の産物を高く賣ることは出来ずして、自己の消費する工業品を高く買はされて居るのである。それのみならず農産物の輸出先は歐洲であるから、歐洲の景氣が回復し購買力が伸びて來れば自然米國の農業が有利になるのである。さうして歐洲の景氣を回復するには米國がその工業品を輸入するがよい。米國がその猛烈なる工業保護關稅を軽減して、歐洲の工業品を盛に輸入するやうになれば、それが農業に對する最も力強い奨勵となるのである（Fraser, Foreign Trade and World Politics, 1926, chap. III）。米國において穀物關稅の如き政策が兎も角農業者の人望を繋いで居るのは、嘗つて工業が保護政策の下に發達した經驗に基いて、一般的に關稅に對する迷信を懷くものが多い結果である。但し同國にても農業救濟



策として保護關稅は用を爲さぬといふことを見抜いてゐる所の論者があり、そのために農産物の輸出に對して補助金を交付すべしとの案も出て居る。これならば理論上農業救済になるわけであるが、併しながら、これに對しては輸入國において反對に輸入税をその奨励金だけ引上げられるといふ危険が伴つて来る。

#### 第四 獨占の弊害

保護關稅が其の目的を達するためには價格を騰貴せしめることは止むを得ずとしても、其の騰貴の程度が生産者に對して生産費を償ふ以上に甚だしく騰ると云ふことは本來の目的に反するといはなければならぬ。保護關稅の存在するため、其の保護産業に従事する所の地主、資本家をして不相當に大なる利潤を得せしむることは、關稅をして益々反社會的ならしめるものである。

そこで保護關稅の稅率が高いために「國際市場價格プラス關稅」が内國生産費を遙かに超過する場合において、内國の價格が何うなるかといふことは前に關稅理論の章に於いて研究した所である。即ち若しその場合に内國同業者間に競争が行はれて居れば、稅率の如何に拘らず内國生産費が價格を決定する。けれども、若し同業者の間に結合が成立し獨占的になつて來れば、稅率の許す所の極度まで價格を引上げることが出来るのである。然るに實際に於いて此の如く價格を引上げる所の機會が與へられて居る場合に同業者の競争が繼續されるといふことは頗る疑はしい。勿論これは物品の性質によることであつて、當該産業が非常に多くの小生産者の手に經營される場合には協定は困難であるが、大工業の場合には大抵協定が實現せられ關稅の牆壁を利用して獨占利潤をとることになるのである。

嘗つて米國の議會に於いてトラスト問題を調査した時に、砂糖トラストの中心人物であつた所のハベマイヤーといふ人が「關稅はトラストの母なり」と云つたので、此の言葉が今日でも屢々引用されてゐる。米國の學者の研究によ

れば、トラストは必ずしも關稅のみの結果として生ずるものにあらずして、關稅の保護を受けざる産業においても成立した實例があり、トラストは關稅の結果といふよりも寧ろ大企業の發達の結果といふべきである。けれども、少くとも關稅が或る産業に於けるトラストの成立を促したことは疑を容れざる所である。前記の砂糖トラストの場合について見るに、一八八三年の關稅法は精製糖業に對して生産費を償ふ以上の高い稅率を規定し、これによつて精製糖の輸入は完全に防止せられ、當業者は普通以上の利潤を得ることとなつた。そこで同業者の數は一時に増加し、其の或るものは忽卒の間に生産條件の不良なる土地を選び、又或る場合には毫も此の産業に經驗なき者が工場を設けるといふやうな状態であつた。其の結果として競争が猛烈に行はれ砂糖の價格は暴落しなければならなかつた。そこで彼等は此の難局を脱れるためにトラストを組織したが、そのトラストはやがて前記の如き不良なる企業を合同して獨占利潤を貪ることとなつたのである。而してこれがためにトラストは輿論の反對を受くること甚しく、一八九四年の關稅法によつて幾分稅率を引下げられたけれども、それでも尙獨占利潤を維持することが出來た。ハベマイヤー氏が「關稅はトラストの母なり」と云つたのは今世紀の初めのことであるが、その當時尙若しも關稅を撤廢すれば米國の精製糖業は到底外國の輸入品に對抗することは出來ない状態であると云つて居る (Jones, *Trust Problems in the United States*, 1921, pp. 110-112)。

獨占企業の利害を一般的に考察すれば、それはかなり複雑なる問題であつて、獨占は必ずしも社會に害毒を流すものだと斷言することは出來ない。トラスト、カルテル等が競争のために生ずる所の浪費を省き、且又産業組織の合成を可能ならしむることによつて生産費を低下するといふことは、明かに經濟上の進歩を意味するものである。現に我が國において近年各種の産業に所謂合理化を行ふと稱して獨占的協定をなすことは必ずしも無意義といふことは出來ない。けれども、單に價格を吊り上げることのみを目的として協定を行ひ、實質的に産業組織の改善を圖ることが出

來ず、徒らに生産條件の不良なる企業をして其の生存を續けしむる様な場合には、獨占組織は毫も合理化の目的を達せずして唯消費者の負擔を増すばかりの結果に終る。關稅の牆壁の下に得られる所の高い利潤を目的としてトラストを組織する場合は、多くは其の進歩的作用の現はれることを豫期することが出来ない。何となれば合理化は企業者の努力を要することであり、場合によつては少くとも一時の犠牲さへも要することである。だから合理化は競争の刺戟なくしては容易に進行せざるものである。即ち高率關稅を以つて或産業を保護することは自然その産業をして生産費切下げの努力なしに利潤を貪り得しむる所の條件を與へることとなるのである。

##### 第五 政治上の關係

自由貿易論と保護政策論との論據を比較すれば何れも絶對の主張ではなくして、國家の政策上各自の重きを置く點を異にするだけのことである。理論上正確にいへば保護關稅を設くべきや否やは、個々の品物について、別々に事實を調査したる上にて判斷すべき問題である。然るに何故に一般的の自由貿易論を主張するものがあるかといへば、それは實際の保護關稅が學者の主張する如く合理的に行はれ得ないからである。實際の政治上において保護關稅は如何なる場合に設けられるかと云へば、大抵當業者の要求によつて與へられるのである。當業者は各自の利益に基いて、それに相當の國家政策上の理由を付けて關稅を要求するものである。そこで幾多の産業が此種の要求を陳情して來る場合において、甲に對しては其の理由を認めてこれを許し、乙に對してはこれを拒絶すると云ふことは、如何なる強い政府と雖も容易に爲し得ることではない。若し眞に公平なる科學的關稅を行はんとすれば却つて不公平といふ攻撃を受けねばならぬ。此の如くにして一度保護の道を開けば甲、乙、丙、丁と種々様々の産業に對して保護を與ふるの結果となり、恰も雪連磨の如く石でも土でも芥でもこれを捲き込んでしまはなければならない。結局現に存在する所

の産業にして、苟も外國の競争を受くるものは全部保護を與へられ、唯政治上に微力なものだけが取り残されるのである。若しこゝに專制君主が現はれて何人の要求にも累されずに所謂科學的關稅を行ふならば兎に角、さうでない限りは不純な動機が働き出すことは避け難き所である。デモクラシーは賢明なる保護政策を行ふためには不適當なる制度である。

勿論デモクラシーの政治と雖も盡く無能なりとはいへないだらう。デモクラシーの發達の程度によつて差別があるだらう。保護政策の危險となる場合は政治機關の運用に多くの金を要する場合である。即ち議員の選舉に多額の費用を必要とする状態の下にあつては、政黨は勿論巨額の資金を準備せねばならぬ。そこで、或は國有財産の拂下、又は民有財産の買上に際して、不當の價格を附して一部少數の人々に利益を提供するやうな不都合なる事實が生れて來る。保護關稅の如きも此の種の政治的取引の目的物に供せられる例が非常に多い。嘗つて英國に於いてチェンバレンが帝國特惠關稅の説を初めて發表した際に、諸大學の教授十數名の人が連署して反對意見を發表したが、其の反對の論據の一つは米國において保護關稅が政治上の腐敗を招いてゐるといふ事實を擧げて、英國政治界の清廉なる傳統を維持するためには自由貿易論を守らねばならぬといふことであつた。